

11月29日 開会  
令和5年12月定例会（  
12月14日 閉会

## 飯綱町議会 会議録

## 令和5年12月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号(11月29日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告、質疑	9
○議案第77号の上程、説明、質疑、付託	20
○議案第78号の上程、説明、質疑、付託	22
○議案第79号の上程、説明、付託	23
○議案第80号から議案第83号の一括上程、説明	26
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第85号から議案第100号までの一括上程、説明、質疑、討論	31
○議案第85号の採決	35
○議案第86号の採決	36

○議案第 87 号の採決	36
○議案第 88 号の採決	36
○議案第 89 号の採決	37
○議案第 90 号の採決	37
○議案第 91 号の採決	38
○議案第 92 号の採決	38
○議案第 93 号の採決	38
○議案第 94 号の採決	39
○議案第 95 号の採決	39
○議案第 96 号の採決	39
○議案第 97 号の採決	40
○議案第 98 号の採決	40
○議案第 99 号の採決	40
○議案第 100 号の採決	41
○陳情の付託	41
○散会の宣告	41

第 2 号 (12 月 1 日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43
○事務局職員出席者	44
○一般質問一覧表	45

○開議の宣告	46
○一般質問	
中 井 寿 一	46
渡 邊 千賀雄	55
樋 口 功	66
石 川 信 雄	84
伊 藤 まゆみ	96
○散会の宣告	114

### 第3号（12月14日）

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	116
○出席議員	116
○欠席議員	116
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
○事務局職員出席者	117
○開議の宣告	118
○諸般の報告	118
○常任委員会審査報告、質疑	118
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	127
○議案第80号の質疑、討論、採決	136
○議案第81号の質疑、討論、採決	137
○議案第82号の質疑、討論、採決	138
○議案第83号の質疑、討論、採決	138
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	139

○議案第 102 号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第 103 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第 104 号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第 105 号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第 106 号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第 107 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○発議第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議員派遣の件	159
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	160
○町長あいさつ	160
○閉議及び閉会の宣告	161
○予算決算常任委員会 審査報告書	162
○総務産業常任委員会 審査報告書	164
○福祉文教常任委員会 審査報告書	167
○福祉文教常任委員会 審査報告書	169
○会議録署名	172

飯綱町告示第138号

令和5年12月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5年11月24日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 5年11月29日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和5年12月飯綱町議会定例会

( 第 1 号 )

## 令和5年12月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年11月29日（水曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第17号 令和4年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 4 議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第78号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第79号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第80号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第81号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第82号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第83号 令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第84号 財産の取得について
- 日程第12 議案第85号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第86号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第87号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第88号 飯綱町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第89号 飯綱町農業委員会委員の任命について

- 日程第 17 議案第 90 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 18 議案第 91 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 19 議案第 92 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 20 議案第 93 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 21 議案第 94 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 22 議案第 95 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 23 議案第 96 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 24 議案第 97 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 25 議案第 98 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 26 議案第 99 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 27 議案第 100 号 飯綱町農業委員会委員の任命について  
日程第 28 陳情

陳情第 7 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出につ  
いての陳情

陳情第 8 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄

11番 清水 満

12番 大川 憲明

13番 伊藤 まゆみ

14番 原田 幸長

15番 青山 弘

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	代表監査委員	山浦 修
農業委員会長	高橋 明彦		
総務課長	土屋 龍彦	企 画 課 長	平井 喜一朗
税務会計課長	藤沢 茂行	住民環境課長	宮島 幸男
保健福祉課長	永野 光昭	産業観光課長	清水 純一
建設水道課長	笠井 順一	教 育 次 長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	相澤 浩幸	総務課課長補佐	近藤 久登

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	土倉 正和	事 務 局 書 記	関 竜典
---------	-------	-----------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和5年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年12月飯綱町議会定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位には、12月の師走を控え、いよいよお忙しい所、定刻までにお集まりを頂きまして厚く御礼申し上げます。今月の中旬頃から、寒さも大分強くなり、先日は降雪があるなど冬の到来を感じるようになってまいりました。リンゴの収穫も終盤という所ですが、販売価格は高値を維持しているとのことですが、来年の栽培に向かって希望の持てるような支援をしていきたいと考えております。

今議会に、ご提案申し上げます案件は、報告が1件、条例が2件、予算が5件、農業委員会委員の任命が16件（一人一人の任命となります）、その他1件であります。

報告ですが、令和4年度の教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告であります。

条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、関係法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、懸案でありました水道事業の一本化のため、給水区域、給水計画人口等を変

更するものであり、施行期日は令和6年4月1日としております。

予算ですが、飯綱町一般会計補正予算（第6号）は、既決の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,884万4千円を増額し、補正後の総額を94億1,817万3千円と致しました。また、令和6年度から可燃ごみ及び資源ごみの収集運搬業務委託を入札によって業者決定とするために、関係費用の債務負担行為の補正を追加しております。

主な歳出について申し上げます。全体としては人事異動や人事院勧告に伴う人件費の増減が主体となっておりますことを、予め申し上げておきます。総務費ではコネクトイースト、ウエストにおける電気料等の値上げによる委託料の増額で567万6千円、役場業務における郵便料等の不足分で500万円、民生費では社会福祉協議会へ新型コロナウイルス感染症対策や最低賃金アップの支援として230万円、配食サービスの利用者増や心身障がい者等の通園奨励補助などで160万円、農林水産業費では、凍霜害等の農作物被災支援として、りんご関係で2,840万円、米関係で2,337万円（農業資金融資利子補給37万を含んでおります）、企業版ふるさと納税応援寄付金を全額充当して行う「みつどんマルシェふるさと納税」事業の構築で300万円、有害鳥獣捕獲数の増大に伴う関係費用で201万6千円、土木費では、焚荒地区での若者住宅の事業費が確定したことに伴い、公有財産購入費で1,288万円の減額、教育費では令和6年度から実施を予定しているスクールバスの利用エリアの拡大のために、必要となる車両2台の購入費として1,200万円をそれぞれ計上しております。

歳入は、町税で5,950万7千円、企業版ふるさと納税応援寄付金で300万円を見込み、借入金（起債）は事業の見直し、事業費の確定等により1,970万円を減額し、不足分は予備費から4,638万5千円を充当しております。

訪問看護ステーション特別会計など特別会計で3件、企業会計で1件の補正予算は、それぞれ人件費や上部機関への納付金、工事費の増額等に伴う補正でございます。ご提案の際には担当から詳しく申し上げます。

その他の財産の取得は、普光寺焚荒地区の若者定住住宅1棟（2世帯）を長野県住宅供給公社から取得するものであります。

農業委員会委員の任命ですが、令和6年1月1日から任期が始める16名の農業委員に関するものであります。任期は3年であります。

なお、最終日には人事委員会勧告に伴う給与の改定、また物価高騰対策を中心とした国の補正予算に関する対応等から、関係条例の改正及び補正予算の提出を予定しておりますのでお含み下さい。

以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、13番 伊藤まゆみ議員、14番 原田幸長議員、1番 三ツ井忠義議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12番、大川憲明です。

本日招集されました令和5年12月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

11月24日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から12月14日までの16日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、12月1日に会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は5名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審査は12月5日に開催し、予算決算常任委員会は12日に開催します。

14日の最終日は、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

### ◎諸般の報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年8月分から10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

報告第17号 令和4年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による報告案件です。

説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第17号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、お手元の議案書3ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第17号 令和4年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

ご報告申し上げます。それでは、議案書5ページからの報告書に基づき報告をさせていただきます。6ページをご覧ください。

1、趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会の事務執行状況についてその結果を議会に提出し、公表することになっております。よって、本日議会に報告申し上げるものです。

2、点検評価の対象については、令和4年度飯綱町教育委員会基本方針に基づき実施した事業の中から、主なものを対象としています。

3、点検評価の方法ですが、学校関係及びその他教育委員会関係の事業の主なものに対して、それぞれ担当する部署が点検評価を行っております。また、この結果については定例教育委員会で審議して了承を得ております。

次に、7ページをお願いいたします。令和4年度飯綱町教育委員会基本方針を7ページから8ページにかけて記載しております。この方針と目標に沿って、主な事業の点検評価を行っております。

それでは、8ページをお願いいたします。ここから実際の点検評価を行った結果について記載してあります。記載の方法としては、4つの方針と目標を記載し、この方針と目標に沿って令和4年度に実施した重点的な取組とその状況、それに対する評価及び成果と課題を記載しております。

8ページから12ページまでは、方針1「個性を生かし共に学び合う学校教育の推進」について、「生きる力を育み、ふるさとを愛し、人を思いやる子どもを育てよう」を目標に、「確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」のため、小中学校で取り組んできた主な事業に対し、それぞれ学校ごとに報告をしています。自ら課題を見つけ、自ら学び、課題を解決して行動できる能力を育むことができる教育を目標に、自由進度学習やタブレット端末の学習アプリを通じて、生徒同士が互いの考えや答えなどを即時に把握できるような学びの場を設けるなど、個別最適な学びの在り方を探究しました。

10ページをお願いします。ここでは、グローバル化社会への対応として、タブレット端末の

活用が進み、授業場面での活用だけでなく、児童会生徒会活動や学年行事、アンケート調査など、さまざまな場面でタブレット端末の活用が日常化してきている点などの報告を行っております。

11 ページをお願いします。ここからはふるさとを愛する心が育つ教育の推進のため、ふるさと学習や体験学習、キャリア教育など、地域の方々の協力をいただきながら進めた地域学習の取組について報告しています。

12 ページをお願いします。ここでは学校・家庭・地域の連携と協働の推進について報告しています。コミュニティスクールを中心に、地域全体で学校を見守る活動の推進について報告しています。

13 ページをお願いします。13 ページから 15 ページにかけて、方針 2 として「子育て・子育て環境の充実」を掲げ、目標に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」として主な事業について報告しています。子育て世代支援施設「みつどんのお家」を中心とした、妊娠期から就園前の子育て支援や、保育園での取組について点検評価を行っています。関係機関と連携した相談業務の充実や、仕事と育児等の両立に向けたワークセンター事業などの取組、また、保育園への ICT 機器の導入や、エアコン設置などの環境整備について報告しています。

15 ページをお願いします。15 ページからは、方針 3 「スポーツ・芸術・文化活動の充実」として、目標に「健全な心と体を育てよう」を掲げて、スポーツ・文化活動の支援や、文化財の保護・継承・活用について報告しています。スポーツ活動は、令和 4 年度もコロナウイルス感染症の影響を受けまして、事業の中止、また縮小の措置を余儀なくされております。

16 ページをお願いします。16 ページ下段から 17 ページにかけては、方針 4 「自ら学び、共に学び、自己を高める」、目標に「学ぶ楽しさを分かち合い、夢を持ち活動の輪を広げよう」として、生涯学習関係の活動を報告しています。学習の機会をより広めるため、県が主体となって進めた協働電子図書館「デジとしょ信州」への参画や、ふれあいパーク運動場の照明の LED 化などの環境整備の報告を行っています。

一つ一つの事業についての評価及び成果と課題は細かくご説明申し上げませんが、おおむね目標に対し成果につながった事業、また活動を行うことができました。また、それぞれの事業に対し課題もあることから、次年度からの事業に活かしてまいりたいと考えております。

最後に、18 ページからは、学識経験者等からの意見聴取の結果として、学校運営協議会委員の皆さまをはじめ、それぞれの分野で各種委員の皆さまから意見をお伺いし、記載してあります。

以上報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 少し教えていただきたいと思います。子どもたちのために教育委員会が一生懸命やっていたことは、この資料で十分分かるわけですが、ちょっと大きく気になることがあります。

9 ページです。総務教育係の関係ですけれども、そこに就学援助費というのがあります。ここに牟礼小学校 26 名、世帯数で 17、三水小学校が 11 名、世帯数 10、飯綱中学校が 21 名で 20 世帯ということで、合計をしますと 58 人、47 世帯です。これは多い少ないですけれども、一つ目にお聞きしたいのは、これ生活保護法の第 6 条第 2 項に定める要保護者という意味でいいのですか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。就学援助費の支援につきましては、今、議員がおっしゃられるとおり生活保護世帯に準ずる世帯ということで、基本的には住民税非課税世帯が主になっております。ただ、それ以外にも、コロナ禍で急にお仕事等を退職せざるを得なくなったとか、そういった急変される家庭もありますので、基本的には住民税非課税世帯がほとんどの世帯ということでご理解いただければと思います。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11 番（清水満） ありがとうございます。私も生活保護法第 6 条第 2 項を見ておりまして、今、言われるようなことは理解しておるつもりです。

全国でこの人数が約 9 万人と言われております。それはともかく、準要保護者はここに含まれていないということですね。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。若干説明不足で恐縮ですが、実際、生活保護世帯ということでこの支援を受けておられる世帯は、令和 4 年度は 1 世帯でした。それ以外の世帯につきましては、それに準ずる世帯ということで、先ほど申し上げた住民税非課税世帯が主な世帯です。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11 番（清水満） 確認ですけれども、これは要保護者と準も含まれた数字ということでいいわけですね。

私の理解がいけないのか分かりませんが、準保護者は私も調べてみたところ、全国で 121 万人おられます。合わせると準まで含めて 130 万人がこの対象になります。

この補助金というか、金額の出どころが違ってくると、今、言われた要保護者と準保護者というものを分けてやらなければいけないのではないかと感じます。準要保護者の関係は、これは 2 分の 1 を国が補助していますね。要保護者は町がやっているのではないですか。

それと、もう一つ準保護者の関係については、これは町の教育委員会が定めるものということになっておりまして、これは区別をしなければいけないのかなと思うのですが、それはどうなのでしょう。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。現在、国の補助の対象になっている、今おっしゃられました 2 分の 1 につきましては、特別支援学級や特別支援学校に在籍される児童生徒の

皆さんに対する就学奨励費という、また予算的にも別項目で予算化されていますけれども、就学奨励費というものが国の補助の対象になっておりまして、町のと綱等で定めておるものです。

そちらに記載してあるものは就学援助費ですので、それもと綱に基づいて行っておりますが、今、議員がおっしゃられたとおり町独自で国の補助がない支援ということでご理解いただければと思います。

○議長（青山弘） 清水議員、今ので3回になるので、これが最後の質問でいいですか。

○11番（清水満） いいです。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11番（清水満） 私は、今、細かいことはそんなに感じていませんが、やはり教育というものは平等、公平にやるべきだということを常々思っております。要請や請願がいろいろ上がってきますけれども、議会の中でもいろいろ議論があります。それは自分で考えていることだからいいと思いますが、もう何にしる教育の選択は子どもたちはできません。だから、大人がしっかり勉強させる場をつくってあげることが私は非常に大事ではないかということで、それを質問したわけです。

全体の7～8%ぐらいの皆さんがここに当てはまるということですので、飯綱町としても、その辺のことは議会だけではなくて国や県へ要望していただいて、ここに上がっている皆さんの教育を充実させるように、ぜひお願いをしたいという意味でご質問をさせていただきました。以上です。

○議長（青山弘） 今のは意見ということで、質問ではなくていいですか。

○11番（清水満） できれば少し考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 貴重なご意見ありがとうございました。

議員のおっしゃるとおりで、例えば経済的な理由や国籍、障がいの有無など、いろいろなことで子どもたちの学びの保障がきちんとされないというのがやはりいちばん根本的な問題だと

思います。それを根本的に解決するためには、北欧のような進んだ国のように、教育費の無償化が実現すれば一番いいと思うのですけれども、それについては教育行政としても県や国に強く働きかけていくべきことだと思っていますので、続けていきたいと思っています。現状では、例えば飯綱町で学ぶ子どもたちが、いろいろな家庭状況などによって学びの場が阻害されることのないように、できる限りいろいろな施策を取っていききたいと思っています。そういうことで、町部局にもお願いして頑張っていきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（青山弘） 質疑のある方おられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。16ページの学識経験者等からの意見聴取の結果ですけれども、中学校のところで少しお伺いしたいことがあります。

コロナ禍になってからのくだりの「また」以降のことですが、「性別に違和感がある、登校しぶり、虐待等、本当に信頼できるようにならないと相談が進まない」とあります。これは性同一性障がいのことを言っているのかなと推測するわけですけれども、実際、中学校の教育現場で、こういった性教育と言おうか、人権教育と言おうか、今、多様性の時代ですからLGBTQのこともあろうかと思うのですが、実際どういう指導をされているのかをお伺いします。

もう一点は、その次の不登校、学校に行けない生徒に対して、17ページにわたりますけれども、結びに「学校以外にも学べる場はあるという環境を構築し、多様な学びを実現していくことが大切になる」とあります。町内にもフリースクール等がありますが、現在、そういった場がどのくらいあるのか。分かる範囲で教えていただきたいと思っています。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。まず、LGBTQについて学校でどのような配慮をしているかというご質問です。実際に、今、飯綱町の児童生徒の中に、性に対する違和感とか、そういったものを実際に感じていらっしゃるお子さんもみえます。

学校教育においては、もうこれはずっとやっていることですのでけれども、例えば名簿は、全部男女混合でやっております。それから、中学校では以前は教室の後ろのロッカーが、右半分が

男子、左半分が女子のように便宜的に分かれていたのですが、今はそうではなくて、名簿順に男女混合でやっています。それから、飯綱中学校の1階の男子トイレは全部個室になっております。飯綱中学校を建て替えたときに養護教諭の強い提案で実現したものです。その当時はLGBTQを意図したものではなくて、今のお子さんは大変デリケートなものですから、学校でうんこをすることに対してすごく抵抗がある、うんこをしているところを友達に見られてからかわれるのがとても切ない、そういう実態を踏まえて、全部とはいかなくても1階の男子用トイレだけは全部個室にしましょうということでやりました。結果として、今はそれがLGBTQの生徒たちが安心して用を足せる、そういうような場になっていると思います。女性用トイレはもとも個室ですので、誰が使っても問題がないと思っています。いろいろあって今すぐにぱっと出てこないですけども、制服は、飯綱中学校の場合は正式な制服ではなくて標準服ですが学生服とセーラー服が基準です。別に学生服やセーラー服に細かい規定があるわけではありません。セーラー服なら何でもいいですよ、学生服なら何でもいいですよということですけども、今現在は、セーラー服の人はスラックスとスカートと自分で好きなほうを履いていいですよとなっています。そんなようなことで、今、私が申し上げたのはごく一部ですけども、できるだけ性差別につながることをないようにという配慮はしております。以上でございます。

失礼しました。もう一つは、不登校児童生徒の居場所、多様な学びですけども、議員がおっしゃったように今、町内には2つのフリースクールがあって、そこに飯綱町のお子さんも通っていらっしゃいます。そのほか、学校の中に中間教室的な教室に入って勉強はできない人たちが自由にリラックスできる場所をつくっています。そこに支援員の先生が入って個別指導したり、またはお子さんが自分のペースで勉強できる場をつくっています。または、今、保健室登校などもしているお子さんもいます。

あとは、ICT教育が進む中で大きく進んでいるのは、タブレットを使ったオンライン授業です。授業だけでなく担任とオンラインを使って話をしたりもしています。

それから、昼間は学校に来られなくても、放課後学校に登校して担任と話をしたり、少し勉強をしたり、時にはスポーツで汗を流したり、いろいろな取組を学校が行っているのが現状で

す。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 5番、渡邊千賀雄です。私も、学識経験者等からの意見聴取がされたという意見が載っていますので、これを注意深く読ませていただきました。偶然、今の石川議員と同じところに注目したのですが、少し角度を変えて質問したいと思います。

この18ページの、全国的に話題になっているケースがあるかもしれないということで、具体的なことも書いてあります。われわれは子どもがいなくても、やはり飯綱中学が地元の中学校である以上、全国的にこういった事件が起きると、果たして飯綱中学校はどうかと。そんなようなことは常に關心持って見るわけです。そのようなことが中学で起きた場合、今、低年齢化、そして事件が非常に重大化するようなことが多くなっています。そういう点で、そのような場合に、地域の中に相談システムがあるとよいといったようなことが提起されています。今、そういう事件が起きそうなときに、そして相談窓口があってもいいのではないかと提案されていますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 相談窓口のことについてお答え申し上げます。今、飯綱中学校だけではなく、小学校も含めてですけれども、子どもや保護者の相談窓口は、学校の中にもありますし教育委員会でも受け付けております。

そういう相談があった場合ですけれども、学校の体制としましては、学校で契約していますスクールカウンセラー、それからソーシャルスクールワーカー（スクールカウンセラーは県から派遣されているカウンセラーですけれども、SSW、スクールソーシャルワーカーは飯綱町が独自に契約しています。）を通して、児童や保護者が先生には話しにくいけれども悩みを聞いてほしいときなどに相談活動を行っています。

また、飯綱町には、元学校の養護教諭だった方が中心になってつくってくださっている「まちの保健室」があるのですが、これは本当に100%ボランティアでやったださっている方た

ちです。お話を聞くと、そこにも保護者の方などが結構相談に訪れていらっしゃるようです。

少し話はそれますがけれども、実は、中学校の岩松校長先生が亡くなられた際に、子どもたちのメンタルケア、それから教員のメンタルケアということで、県に要請して、スクールカウンセラーを臨時的に増やして対応するというも行いました。場合によってはそういう制度も活用しながら、子どもたちの心の安定を図る活動をしているところです。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はございませんか。三井議員。

○1番（三ツ井忠義） 質疑ではないんですけども、聞きたいことがあるんですけども。

○議長（青山弘） 質疑でなければ座っててください。

○1番（三ツ井忠義） 飯綱中学校は新しく建てて今年で何年ぐらい経つんですか。

○議長（青山弘） この内容と随分それているので、その質問は認めません。

ほかに質疑ありませんか。目須田議員。

○9番（目須田修） 18ページです。教育次長にお伺いします。

ワークセンターの2番目に「利用者のニーズを把握し」とあります。これが一つ。それからその下の「子育て世代支援施設に簡単に踏み出せるような工夫を」、それからその下に「気軽に参加できるような工夫を」ということで終わっております。この3つについてお伺いしますが、どのような方法でこの答えを出そうとしているのか。教育委員会の中で可能なのかどうか。ここを聞かせてください。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。利用者のニーズは、基本的にはアンケートなどを中心に行っています。そもそもこのワークセンターを立ち上げたきっかけも、町内の若い子育て世代の全女性からアンケートを取って、そしてこの事業を立ち上げました。そのように、基本的には利用者の方に、いろいろな機会があるたびにアンケートを取ったりする形でやっています。また、直接利用して下さっている方から聞いたりもしています。

それから2つ目のところですが、私チェックをしそびれてしまって、どこの項目でしたか。

ちょっと教えてください。

○9番（目須田修） ワークセンターと子育て世代支援施設、それぞれ工夫とあります。両方共  
です。工夫とありますが、教育委員会でそのことが可能なかどうか。

○教育長（馬島敦子） 失礼しました。

まず、2つ目の「センターの存在を知っていても行きづらいとの声を聞く。直接の声掛けなど最初の一步を」ということについてですけれども、子育て支援センターの存在とか、どんな活動をしているかということ、まず町民の方に知っていただくことが第一です。もちろん広報やホームページ等でもお知らせしていますが、今、飯綱町は、妊娠期から18歳まで、子育て支援をワンストップでということで教育委員会が管轄しています。例えば妊娠された女性が、いろんな相談活動、定期健診、乳幼児の健診など、そういったものをワンストップで子育て支援センターを拠点にやっております。ですから、飯綱町の若い女性が妊娠されると必然的に支援センターに行って、その存在を知るし、そこで相談活動をしたり、いろんなイベントの案内をもらったり、そういうことをいたします。支援センターができる前に飯綱町に住んでいて利用の仕方とかが分からないという人は、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、これできて以降は、子育て中の方は必ずそこに集まって来られるような仕組みづくりをしております。

それから、イベントやお知らせについてということですが、子育て支援センターは、実際に遊んだりとかいろんなイベントに参加したりするのは、保育園に入る前のお子さんが対象になっております。そうは言っても、同じ3歳未満だとしても、3歳のお子さん、2歳のお子さん、0歳のお子さんでは、だいぶ発達に差がありますので、なかなか心配な面もあるかもしれません。基本的には、保護者の方に同伴で遊んでいただいたり、イベントに参加していただいたりしておりますので、その際には十分安全を確保して、コロナ禍でもそうだったんですけども、混雑を避けるために時間帯を分けたりとか、そういう工夫をしながらやらせていただいております。

また、情報につきましては、いろんな形で広報して、皆さんに気軽に参加していただけるよ

うに、これからも工夫を凝らしていきたいと思っています。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質問のある方。目須田議員。

○9番（目須田修） 私はあえて高橋教育次長にお願いしたんです。なぜかという、教育長はお忙しくて、たくさんいろんなことをなさっていることは承知の上でお聞きしているんですが、現場を知らな過ぎます。現場を知らな過ぎます。教育長を傷つけるつもりはありませんが、ワークセンターと子育て世代支援施設に利用者が一月どのぐらいいるかご存じないと思います。残念ながら次長のほうに上がっている数字も正確ではありません。意見を言うのは失礼なので質問という形にします。教育長、一月に何回ぐらいこの施設に伺っていますか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。私が子育て支援センターに月に何回ぐらい足を運んでいるかというご質問でしたけれども、私は、そうしょっちゅう子育て支援センターに足を運んでいるわけではありませんが、私もここは大変大事に思っています。ですので、県立大学と提携を結んで行っている子育て講座とか、今度2日にイベントを三水B&Gで行いますが、そういうようなイベントがあるときには、私も必ずそこに参加して、参加しているお子さんや保護者の皆さんの様子、それから県立大学の学生さんや先生ともいろいろお話をさせていただくようにしております。以上です。

○議長（青山弘） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第4、議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕（議案第 77 号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第 77 号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案につきましては通し番号 23 ページから、新旧対照表につきましては通し番号 143 ページから、また、議案の提案説明書は通し番号 155 ページとなります。議案の提案説明書にて説明をさせていただきますので通し番号 155 ページ中段をご覧ください。

主な改正内容ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う定義の新設、条項ずれ及び文言等の一部修正でございます。

改正理由及び改正内容の詳細についてご説明いたします。

マイナンバーについて国民の利便性向上の観点から、マイナンバー法の一部改正を行い、行政手続におけるマイナンバーの利用範囲の拡大では、国家資格や許可等に関する事務において利用を可能にすることで、添付書類の省略化が図られ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化では、乳児の顔写真を不要としたり、又健康保険証を廃止した際にオンラインで資格確認を受けられない方からの求めにより「資格確認書」を提供したり、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」を追加することで本人確認での利用が可能になる事などがございます。

これらを行う法律の改正により、町の本条例にも当該改正が反映されるよう国から提供されました改正案に基づき、必要な定義の新設、条項ずれ及び文言の一部修正を行うものでございます。

なお、附則として施行の期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を行う法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日とするもので、同法律の公布の日（令和 5 年 6 月 9 日）から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日となります。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 77 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 5 分とします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 5 分

---

#### ◎議案第 78 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕（議案第 78 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。議案書通し番号 27 ページ並びに提案説明書通し番号 155 ページ下段、及び条例の一部を改正する条例等「新旧対照表」通し番号 147 ページにな

ります。提案説明書に基づいて説明させていただきます。

改正の理由は、令和6年4月1日の飯綱町水道事業（牟礼地区、三水地区）の一本化に伴い、両地区別々に定められていた給水区域、給水計画人口、1日最大給水量を一本化し変更するものです。

主な改正内容は、新旧対照表147ページになりますが、第2条関係別表の給水区域一覧（1）牟礼地区（2）三水地区を一つの表として表記及び給水区域拡張による小字名の追加、給水計画人口を10,060人、1日最大給水量を4,730立方メートルとするものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。なお、質問する際は、右上の赤い通し番号をお示しいただきたいと思います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明、付託

○議長（青山弘） 日程第6、議案第79号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕（議案第 79 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 79 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。通し番号の 156 ページ、提案説明書をご覧ください。

補正予算（第 6 号）につきましては、歳入・歳出それぞれ 5,884 万 4 千円を増額し、補正後の予算額を歳入・歳出それぞれ 94 億 1,817 万 3 千円とするものでございます。債務負担行為の補正として、可燃ごみ収集運搬業務委託で 2,442 万円、資源ごみ収集運搬業務委託で 931 万円を追加しています。これは令和 6 年度の可燃及び資源ごみの収集業者を令和 5 年度中に決定し、契約をするため、債務負担行為をするものです。また、事業費の変更に伴い、合併特例事業債の限度額を 420 万円減額し 1 億 610 万円に、過疎対策事業債の限度額を 1,050 万円減額し 4 億 490 万円に、緊急浚渫推進事業債の限度額を皆減する補正をしております。

はじめに、歳出の主な内容を申し上げます。議案の提案説明書 157 ページをご覧ください。

まず、総務費等各款の職員給与関係経費につきましては、今年度の人事異動などによる人件費の調整でございます。

2 款 総務費では、総務一般管理費で郵便料として 500 万円を増額、多世代の地域住民が交流できる新たな場づくりプロジェクトで、メーラプラザの電気料増に伴う管理委託料として 142 万 2 千円を増額、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業で、いづなコネクットの電気料等の増に伴う管理委託料として 567 万 6 千円を増額、除雪機の購入として 120 万 8 千円を増額しています。提案説明書 158 ページ、住民基本台帳費で「氏名のふりがな法制化対応委託料」として 91 万 8 千円を増額しております。

3 款 民生費では、地域福祉推進事業で、町社会福祉協議会への支援として補助金 230 万円を増額しています。これは、新型コロナウイルスを要因とした休業による減収、最低賃金改正による人件費増に対し補助するものです。障害者総合支援給付事業で自立訓練、計画相談等の利用者増のため扶助費として 280 万円を増額、地域生活支援事業で配食サービス利用者の増、心身障害者等通園奨励費の増のため 160 万円を増額、保育一般事務費で幼稚園施設型給付費等として 418 万 1 千円を増額しております。

提案説明書 159 ページ、6 款 農林水産業費では、農業委員会一般事務費で地域計画策定に伴う意向把握調査結果の入力業務の委託料として 345 万 4 千円を増額、果樹振興事業費でマル特りんごの特別商品企画・制作業務として 2,840 万円を増額しています。これは、ふるさと納税の感謝りんごなど、マル特りんごに価値を持たせるため、光センサーによる選果経費、段ボールの荷詰め経費などを JA に委託するもので、結果的に霜被害りんごを出荷した農家の経費が軽減されるため霜被害にあった農家の支援に繋がります。また、りんごの開薬機、葎採取機の購入費補助金として 145 万円を増額しています。農業振興負担金補助金で 2,337 万円を増額しています。これは、主食用米等支援事業補助金として米 1 俵に対し 1,000 円を補助するものです。提案説明書 160 ページ、世界に誇る力強い産業形成事業でみつどんマルシェふるさと納税版構築業務として 300 万円を増額しています。これは、町独自のふるさと納税の申込サイトを構築するもので、一般の民間申込サイトでは、手数料が経費としてかかってしまうため、少しでも経費を削減するために行うものです。構築経費は全額、企業版ふるさと納税を充当します。町として初めての企業版ふるさと納税の活用事業になります。農作物有害鳥獣対策費で有害鳥獣捕獲数の増のため 201 万 6 千円を増額しています。

7 款 商工費では、東高原ゾーン整備事業で、天狗の館設備機器工事として 287 万 8 千円を増額しています。

8 款 土木費では、道路維持費で、道路維持修繕工事として 260 万円を増額、住宅管理費で町営住宅の修繕費等として 182 万 9 千円を増額しています。提案説明書 161 ページ、公有財産購入費として 1,288 万円を減額しています。これは、焚荒地区の若者定住住宅 1 棟分の事業費が確定したことによるものです。

10 款 教育費では、事務局一般管理費で、スクールバス 2 台の購入費として 1,200 万円を増額、歴史ふれあい館管理運営費で、設備機器修繕費等として 148 万 4 千円を増額しています。

14 款 予備費で 4,638 万 5 千円を減額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。提案説明書 156 ページをご覧ください。

1 款 町税では、個人町民税現年課税分として 5,950 万 7 千円を増額しています。

15 款 国庫支出金については、障害者総合支援負担金 160 万円の増額、保育所運営費負担金 197 万 4 千円の増額などで 347 万 1 千円を増額しています。

提案説明書 157 ページ、16 款 県支出金については、農作物等災害緊急対策事業補助金 464 万 7 千円の増額等で 804 万 2 千円を増額しています。

18 款 寄附金では、企業版ふるさと納税応援寄付金として 300 万円を増額しています。

21 款 諸収入では、北部衛生施設組合負担金 420 万円の増額等で 452 万 4 千円を増額しています。

22 款 町債では、対象事業の変更に伴い、過疎対策事業債 1,050 万円の減額等で 1,970 万円を減額しています。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 79 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定を  
しました。

---

#### ◎議案第 80 号から議案第 83 号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第 7、議案第 80 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 8、議案第 81 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 9、議案第 82 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 10、議案第 83 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）、

以上4件は補正予算案件であります。ついては、一括して4件の提案理由の説明を求め、最終日12月14日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第80号から議案第83号の提案理由の説明を求めます。

相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第80号）

○病院事務長（相澤浩幸） それでは、議案書の通し番号の69ページから、そして説明の方につきましては議案の提案説明書通し番号の161ページでご説明をさせていただきますので161ページをお開きください。

議案第80号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

1 補正の概要でございますが、162ページにページの変更をお願いいたします。今回は歳入歳出352万2千円を増額いたしまして、補正後の予算額、歳入歳出を6,127万6千円とするものでございます。

2の主な補正内容でございますけれども、人件費の補正によるものでございます。（1）としまして、歳入 介護保険収入236万7千円、医業収入115万5千円を増額いたしまして、（2）の歳出 人件費等を352万2千円に充てるものでございます。

この内容につきましては、時間外利用者の増加によります時間外手当の増額、共済負担金の増額によります補正でございます。

以上ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第81号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第81号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号79ページから、議案の提案説明書は通し番号162ページからでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号162ページ中段をご覧ください。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の概算見込額に伴う補正となります。

令和5年度補正前の予算額1億7,832万4千円に歳入歳出それぞれ630万1千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1億8,462万5千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、後期高齢者医療保険料の特別徴収分及び普通徴収分の概算見込額により、630万1千円を増額補正するものであります。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金で、歳入と同じく、630万1千円を増額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第82号）

○保健福祉課長（永野光昭） それでは、議案第82号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。議案書通し番号87ページから、議案の提案説明書通し番号162ページ下段から163ページ上段をご覧ください。提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に282万円を増額して補正後の予算額を14億7,138万3千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳出から申し上げます。職員人事異動に伴う職員給与関係経費130万円減額、介護予防・日常生活支援サービス事業で高齢者の配食サービス利用者増に伴い412万円を増額するものです。歳入では、配食サービス個人の利用料94万7千円、配食サービス費の補正額412万円にそれぞれの負担割合を掛け、国庫補助金103万円、支払基金交付金111万3千円、県補助金51万5千円、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金で51万円5千円をそれぞれ増額するものでございます。職員関係経費減額に伴いその他一般会計繰入金130万円を減額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第83号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第83号 令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。通し番号163 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書でご説明をいたします。

今回の補正でございますけども、資本的収入1,600万円、資本的支出1,600万円、それぞれ補正をさせていただきますと、資本的収入計が2億7,804万円、資本的支出計が3億9,708万9千円。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足いたします額1億1,904万9千円は、過年度分および当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2としまして、主な補正内容でございますが、資本的収入につきましては企業債の増により増額補正をさせていただきますと、資本的支出では病棟の空調設備の大規模改修に伴います工事の請負費の増額補正をお願いするものでございます。

こちらの病棟でございますけども、2階から4階の空調の設備を保管させていただきます空調のコイル、ファンユニットの更新が2か所ございまして、補正をお願いするものでございます。

ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（青山弘） 以上で説明を終了します。

---

#### ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第11、議案第84号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第84号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第84号 財産の取得について、提案説明をいたします。議案

書通し番号 107 ページ及び提案説明書通し番号 163 ページ中段をお願いします。提案説明書により説明します。

財産の取得、数量は、家屋 1 棟で、170.89 平方メートルの若者住宅及びそれに係る駐車場などの付属施設等整備分です。

所在は、飯綱町大字普光寺字焚荒 117 番地他、住宅地造成の焚荒地区内です。

取得の方法は、譲渡契約による財産の買取りです。

契約金額は、4,532 万円です。

契約の相手方は、住所 長野市大字南長野 南県町 1003 番地 1、氏名 長野県住宅供給公社 理事長 関昇一郎です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。この焚荒地区の財産の取得はこれ 2 棟目だと思います。資料がなくてわからないけれども、契約金額が今回 4,532 万円になっています。契約金額は、前とはどうなっていますか。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 今議員のお話のとおり、焚荒地区においては 2 棟目になります。

1 棟目の金額ですが詳細な額は手元に資料がないため正確にはわかりませんが、4,800 万円ほどだったと記憶しております。詳細については後ほどわかり次第お伝えしたいと思います。今回についても当初の概算金額は 5,820 万円ということで、最終的に決定して 4,532 万円までになったという内容です。

○議長（青山弘） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数。

したがって、議案第 84 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 85 号から議案第 100 号までの一括上程、説明、質疑、討論

○議長（青山弘） お諮りします。日程第 12 議案第 85 号から日程第 27 議案第 100 号までは、

飯綱町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案であります。

これより、一括して 16 件の提案理由の説明を受け、一括して質疑、討論を行いたいと思えます。なお、採決は議案ごとに行います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行します。

ここで高橋農業委員会長の退席を求めます。

〔農業委員会長 高橋明彦 退席〕

それでは、日程第 12 議案第 85 号から日程第 27 議案第 100 号の飯綱町農業委員会委員の任命についての 16 議案を一括議題として提案理由の説明を求めます。清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇・説明〕（議案第 85 号から議案第 100 号）

○産業観光課長（清水純一） ただ今一括上程されました議案第 85 号から第 100 号飯綱町農業委員会委員の任命について、提案理由により説明をさせていただきます。議案の提案説明書通し番号 164 ページをご覧ください。

本件は農業委員会委員の任期が本年 12 月 31 日で満了となりますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員として任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

まず、①議案第 85 号の土屋明美氏につきましては、大字平出に在住で、現在 47 歳でございます。町の認定農業者であり、平出農家組合より適任者であると推薦されています。

次に、②議案第 86 号の中嶋映男氏につきましては、大字豊野に在住で、現在 70 歳でございます。福井農家組合より適任者であると推薦されています。

次に、③議案第 87 号の山田豊氏につきましては、大字黒川に在住で、現在 68 歳でございます。町の認定農業者であり、東黒川農家組合より適任者であると推薦されています。2 期目になります。

次に、④議案第 88 号の鈴木弘氏につきましては、大字柳里に在住で、現在 71 歳でございます。中宿区より適任者であると推薦されています。

次に、⑤議案第 89 号の松澤薫氏につきましては、大字高坂に在住で、現在 72 歳でございます。高坂区より適任者であると推薦されています。

次に、⑥議案第 90 号の高橋明彦氏につきましては、大字川上に在住で、現在 66 歳でございます。北川農家組合より適任者であると推薦されています。2 期目となります。

次に、⑦議案第 91 号の清水広光氏につきましては、大字普光寺に在住で、現在 67 歳でございます。普光寺区より適任者であると推薦されています。

続いて、議案の提案説明書通し番号 165 ページをご覧ください。

⑧議案第 92 号の増田賢一氏につきましては、大字芋川に在住で、現在 63 歳でございます。芋川区より適任者であると推薦されています。

次に、⑨議案第 93 号の相澤芳昭氏につきましては、大字芋川に在住で、現在 39 歳でございます。町の認定農業者であり、御所ノ入組より適任者であると推薦されています。

次に、⑩議案第 94 号の山浦英雄氏につきましては、大字倉井に在住で、現在 47 歳でございます。町の認定農業者であり、倉井区より適任者であると推薦されています。

次に、⑪議案第 95 号の小野久則氏につきましては、大字倉井に在住で、現在 73 歳でございます。町の認定農業者であり、原第一組より適任者であると推薦されています。

次に、⑫議案第 96 号の町田勝治氏につきましては、大字赤塩に在住で、現在 66 歳でございます。下赤塩組より適任者であると推薦されています。

次に、⑬議案第 97 号の太田真由美氏につきましては、大字赤塩に在住で、現在 59 歳でございます。毛野組より適任者であると推薦されています。

次に、⑭議案第 98 号の小林繁美氏につきましては、大字赤塩に在住で、現在 67 歳でございます。町の認定農業者であり、ながの農業協同組合より適任者であると推薦されています。3 期目になります。

次に、⑮議案第 99 号の藤原奈緒美氏につきましては、大字牟礼に在住で、現在 43 歳でございます。飯綱女性会議より適任者であると推薦されています。

続いて、議案の提案説明書通し番号 166 ページをご覧ください。

⑯議案第 100 号の飯島浩文氏につきましては、大字黒川に在住で、現在 63 歳でございます。飯綱町商工会より適任者であると推薦されています。

続きまして、認定農業者過半数要件についてご説明します。農業委員 16 名の内、今回、認定農業者等の人数は 6 名となっています。農業委員の認定農業者過半数に係る要件には非該当になりますが、認定農業者過半数要件の例外基準が設けられています。令和 4 年 4 月 1 日に法令改正があり新たな基準となっています。その基準は、「農業委員定数に 30 を乗じて得た人数

が、町の認定農業者総数を下回る場合」緩和されることとなります。この場合の人数要件は1／4人以上となります。飯綱町の場合は4名以上が基準となります。緩和要件の適用に係る具体的な人数は、飯綱町の場合、農業委員16人に30を乗じた480人となります。11月現在の認定農業者数は107人であり、480人以下の認定者となることから、この要件が適用されます。

また、この場合においては、これまで議会の同意が必要となっていました。例外措置を適用する場合の「議会同意要件」もこの改正に伴い廃止されておりますのでよろしくお願いします。

新たな農業委員の任期につきましては、令和6年1月1日から3年でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、議案第85から議案第100号までの16議案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。農業委員の選定方法に疑義があります。というのは、この16名の中に、任務を全うできない可能性のある方がおられます。というのは、自分の農地の管理もしない、草がぼうぼう、家からあまり出ない、3年間会議に出て、農業委員として活躍できるか非常に疑問です。この選出方法について、区・地区からは推薦状があり、十何名になるかと思いますが、この辺はどうなのでしょう。選挙から任命になってからは、三水と牟礼では選出方法が違いますが、人間がいないから誰でも構わないという感じに見受けられます。これでは、本当に農業委員として任命して良いのか、本当に疑義を感じます。推薦されれば町は認めざるを得ないと思いますが、我々も同意するにはその辺をある程度考えて賛成しなければいけないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 貴重なご意見をいただいたと感じております。議員から結論的におっしゃ

っていただきました。地域から、区から、農家組合なり組から書面で推薦をいただいている中で、現実的なものはちょっと違うんだというニュアンスについては、今の私の提案した立場では、そこまでの調査というよりも、地域をこれから背負って立つ地域の皆さんの総意であるという解釈せざるを得ないと感じております。したがって、農業を主たる産業として取り組んでいる町にとって、農業委員さんはある意味では一番重要な仕事をしていただく、これから地域計画をこの2年間で作るという極めて大事な時期でもございます。本当に地域の人が真面目に真剣に選んでいただいたというふうに捉えて、当面は対応したいと思います。

○議長（青山弘） 他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、議案第85号から議案第100号までの質疑を終了します。

これから議案第85号から議案第100号までの16議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、議案第85号から議案第100号までの16議案について討論

を終了し、議案第85号から議案第100号までの16議案について議案番号順に採決を行います。

この採決は起立によって行います。

---

#### ◎議案第85号の採決

○議長（青山弘） 日程第12、議案第85号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 86 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 13、議案第 86 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 87 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 14、議案第 87 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 88 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 15、議案第 88 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行

います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 88 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第 89 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 16、議案第 89 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第 90 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 17、議案第 90 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 91 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 18、議案第 91 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 92 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 19、議案第 92 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 92 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 93 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 20、議案第 93 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定し

ました。

---

**◎議案第 94 号の採決**

○議長（青山弘） 日程第 21、議案第 94 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

**◎議案第 95 号の採決**

○議長（青山弘） 日程第 22、議案第 95 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

**◎議案第 96 号の採決**

○議長（青山弘） 日程第 23、議案第 96 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 97 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 24、議案第 97 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 98 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 25、議案第 98 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎議案第 99 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 26、議案第 99 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第 100 号の採決

○議長（青山弘） 日程第 27、議案第 100 号 飯綱町農業委員会委員の任命について、採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号 飯綱町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

[農業委員長 高橋明彦 入室]

---

#### ◎陳情の付託

○議長（青山弘） 日程第 28、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（青山弘） お諮りします。

12 月 1 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、12月1日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前11時57分

令和5年12月飯綱町議会定例会

( 第 2 号 )

## 令和5年12月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和5年12月1日（金曜日）午前9時開会

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	土 屋 龍 彦
企 画 課 長	平 井 喜 一 朗	税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行
住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	清 水 純 一	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸
総務課課長補佐	近 藤 久 登		

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	土 倉 正 和	事務局書記	関 竜 典
---------	---------	-------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	2	中井寿一	社会増対策について
2	5	渡邊千賀雄	1 リンゴ農家支援策について
			2 斑尾山地籍の行政界（町村界）は確定しているか
			3 飯綱病院が、地域医療を守り、利用しやすい病院を目指すことについて
3	7	樋口功	いわゆる「2025年問題」について、町の課題と対策は
4	10	石川信雄	1 人口減少下の区・組のあり方について
			2 公共交通の見直しは
5	13	伊藤まゆみ	1 来年度予算の編成方針は
			2 選挙の投票率の引上げへ
			3 生理の貧困の解消を

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

今日から12月が始まります。今朝も随分と冷え込み寒かったわけですが、猫背にならないよう背筋を伸ばして頑張ってください。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。これより、令和5年12月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

---

◇ 中 井 寿 一

○議長（青山弘） 発言順位1番、議席番号2番、中井寿一議員を指名します。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。通告に従い、順次お願いします。

飯綱町は「甲信越版住み続けたい街」の第2位を獲得しました。これは、これまで町長が行ってきた施策の成果であると思います。大変誇らしいと、私も思っております。私もここに住んで、もう40年近くになります。ずっとこのままいたいとは思っております。

ただ、実のところ社会減は令和3年を除いてずっと続いています。平成30年からの社会増の

人数は、マイナス 61、マイナス 16、マイナス 69。令和 3 年だけプラスです。去年はマイナス 45 となっています。

この人気投票とのギャップをどうお考えでいるか、町長にお尋ねします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。議員のおっしゃるとおり、住みたい街で評価をいただいたということは、とてもうれしいことだと思っております。おそらく、豊かな自然で治安も良く、子育て支援策も充実しており、長野市等のお勤めについても比較的近くから勤められると、そのようなことで住みたい街ということで第 2 位にランクされたのだろうと思っております。

現実的に考えますと、喜んで住みたいと思っている人であっても、進学・就職・結婚というような事態になった場合には、どうしても町外に転出していくような状況になります。そういう転出の人たちと、逆にこの飯綱町に魅力を持って、ここで住んでみたいという人たちの転入というのが、残念ながらバランスが取れていないので、まだまだ転出されている人のほうが多いというのが、現状だと捉えています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2 番（中井寿一） 次の質問にいきます。転入・転出それぞれの人数、属性について分析をされたでしょうか。もし、されているのであれば、どのような傾向があるか、あるいはどのような対策が取れるかなど、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 数字的なことは、課長のほうから申し上げさせていただいて、それに対する対応等については私のほうから申し上げたいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） 人口動態を見ますと、10代後半から20代の転出者が突出して多いということと、0歳から10代前半と30代後半の転入者が比較的多い状況ということです。転出者を超えるほどの転入者がいない状況から、高校・大学等の進学からそのまま就職する、あるいは就職してから親元を離れて生活するケースが多い状況という分析をしています。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、そういう傾向ということは、まさしく子育て世帯の人が転入をされてきているという傾向が見えていると思います。その点を今後どのように充実させていくかが大きなひとつの課題だと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 私のほうで調べたデータがありまして、転出についてなのですが、過去1年間で311人となっております。これが実際に多いのか少ないのかは、できれば周辺地域のデータと見比べなければいけないのですが、311人が転出です。そのうちの3分の2が長野県内199人。その長野県内のうちの3分の2、125人が長野市なのです。圧倒的に長野市が多いです。地政学的には飯綱町といえば、自然豊かで長野市に隣接していて衛星都市としては立派な条件を持っているのですが、実際問題はこの結果となっております。

仕事場が長野市内だからかもしれませんが、実は私は、ここから長野市内に通っていました。いろいろと事情があったのですが、私にとって不都合は全然ありませんでした。ですから、きっと何か圧倒的に欠ける条件が飯綱町にあるのだと思います。

転入元について言うと、県内からの人数が3分の2を占めています。県外からは3分の1です。どちらの県から来ているかというデータはないのですが、それも調べれば、例えば重点的にこの県にアピールするなどできるかもしれません。転入元の県内のどこから来たのかという話についても、この間お聞きしたのですが、そこまでのデータが出せないということで手元データはないのですが、どこから来たのかについて、あるいは、なぜ来たのか、なぜ出て行ったのかのアンケートが取れたら、移住増につながる対策が取れるかもしれません。この対策に

ついてアンケートやさらに詳しく分析するなどの対応策についてはどうお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、現実的に窓口でも、お願いの域は出ないのですが、そのようなアンケート的なことをやらせていただいておりますが、「なぜ飯綱町に転入してきたのですか」と、いちいち理由を書かなければ、この町には転入させてくれないというような意味のアンケートであってはならないと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、人口対策を進めていく中で、どのような傾向で転出転入が多いかぐらいをつかむのは、それによって打つ手が見えてきますので、非常に大事なことだと思います。今もう既に私どもも長野市へ転出していく人たちが非常に多いというデータは把握をしております。それによって今後どのように対応していけばいいかというようなことは、やはりもう少しお勤め人や若い人たちにメリットのある、いい意味での支援をいただいているというものが少し見えるような対応策をすれば、ここから 20 分足らずで長野市の真ん中へ行けるのですから、そのように広く考えていただけるのではないかと考えております。住宅のアパートの補助等、いろいろアタックはしております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問にいきます。企画課の空き家情報や建設水道課の公営賃貸物件は成約率・入居率が高い状態が続いております。これは本当にいいことだと思っております。

空き家は専任の協力隊が頑張っているのですが、賃貸物件建設の増加速度は上げることはできるのでしょうか。もし上げられないのであれば、いろいろ諸般の理由があると思うのですが、その辺の事情を詳しく教えていただければと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 現状の賃貸物件の民営公営を含めてどうかということについては課長から申し上げます。

結局、飯綱町にぜひ引っ越してきたいというご希望を何回も聞く時はあったのですが「それではこの所に住んではいかがでしょう」とご案内する場所がないというのが、ひとつの課題です。そういう意味では今後も民間も含めて、賃貸物件または土地の分譲等も含めて、そういうものに取り組んで増やしていかなければならないだろうと思っています。

既に焚荒など実際にやってきている所がありますが、実施計画の中でも、今日は議会で正式に答弁させてもらうかもしれませんが、規模はどの程度になるかは決定していませんが、赤東地域に若者を中心とした住宅を建設して人口増を進めていきたいというのは、当面の思いを持っております。

芋川の所に県が持っている北部高校の先生方のアパート等が残っているエリアがあるのですが、そういう所の活用も今後検討して、県のほうにも協議をしていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） 賃貸物件の戸数についてですが、昨年度から3年間で8戸分の若者住宅を普光寺の焚荒地区に建設していく計画となっています。また、民間賃貸住宅等建設補助金を新設しまして、これまでに2棟の建設をしています。1棟目につきましては単身者用ですが6戸。2棟目ですが、世帯用が4戸、単身者用が4戸という実績です。

本年度も民間賃貸住宅等建設補助金については1,200万円を予算化してありますが、今のところ希望する業者が現れていない状況です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今まで建ててきた賃貸については埋まっている状況であるので、できれば年間8戸ではなく、もう少しスピードは上げられないのでしょうか。この賃貸の増加率では、いくら住みたい人がいても応えられないので、そのスピードを上げることは可能なのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。それは十分、可能であります。それは政策的に

住宅建設をどんどん進めていくか、またはどのように調整しながらやっていくかは、理事者や執行部の考え方だと思います。

議員が今お住まいの福井団地なども空き地がありますし、せっかくある住宅地をもう一回、活気のあるものにするにはどうしたらいいのかなどと検討させていただいております。

さりとて賃貸物件は造れば必ず30年後ぐらいには改修をしなければならない、何をしなければならないというものが付いて回るものです。したがって、本音は民間でお造りになっていただいた所へ町が支援するような形が定着すれば、一番ありがたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 民間のほうへ今、条件がありますが1,200万円の補助を出していますが、民間への斡旋というか宣伝や勧誘というものは進めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。現在は町のホームページに補助金の情報等を載せてありますし、職員が不動産事業者を巡回して、いかがですかとご案内をさせていただいている状況ですが、今のところ希望者は現れていない状況です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） では4番目にいきたいと思います。アンケート調査ですが、住み続けたい街であるのはいいのですが、最初に移住したいと思ってもらうことが大事かと思います。

飯綱町の知名度を上げる工夫は、どのようなものを考えているのか、お考えをお聞きしたいのですが「日本一のりんごの町」「日本一女性が輝く町」だけでは今までの実績からすると、それ以外のものが必要ではないかと思っています。

例えば、文化・芸術・教育の面で県内、県外にアピールできるようなものなどです。先日のノルディックのワールドカップの開催は非常に良かったと思います。ただ、過去にはロードレースの大会か何かを計画されたようですが、なかなか難しいということで流れたということもあります。こういった対外的な活動、知名度を上げることについて、どうお考えかお聞かせく

ださい。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町の知名度を上げるというのは、人口増対策だけではなくいろいろな意味で大切なことだと思っております。「りんご」と「女性が住みたくなる」についても、それぞれの報道機関へいろいろな機会にそういう町の考え方をおつなぎし、いろいろな報道で取り上げていただいたこともあります。

つい先日、りんごの果皮の蜜を使ったクラフトビールというものについては、私は驚いたのですがNHK から始まって全部の放送局が出席をしておりましたし、放映もありました。新聞にも信濃毎日新聞は経済面と違う面との2面にわたってありました。あれ以来、やはり飯綱町はいろいろな意味でりんごに取り組んでいるのだと、りんごが話題にはなっていますが、町のアピールという点では、地道に進んできていると思っています。

本来の人口増につながるような知名度、PRということになると、私はもっと機会を見つけて、飯綱町の優れた子育て支援対策を今後大いにPRしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 知名度は、もちろん移住対策だけではないのですが、知名度を上げるというのは本当に大事だと思っています。

先日もモニターからの意見で「飯綱町ってどこだい」と聞かれたという意見もありました。まず、知名度をマスコミに対する露出度、確かに昔に比べればテレビをあまり皆さん見ていないのかもしれませんが、それでもプッシュ型です。ネットの情報というのは、どちらかと言えばプル型で自分から取りにいかなくてはいけない。テレビだけはスイッチさえ入れればプッシュで情報を送れますので、マスコミをもっとうまく使って、実際に行っている活動をもっとアピールできないかと思っています。

例えば、先日もギターのコンサートがありましたし、その前は劇も行われています。これは、それぞれローカルでやっていることなのですが、これが事前にいろいろな所に町のバックアッ

プで宣伝できていれば、飯綱町は文化でもこういうことをやっているのだと言えると思うのですが、そういう活動団体に対しての宣伝面での協力などについて方策はあるでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的には、三水地区に非常にユニークな保育をやっている素晴らしいところがあります。そこには子どもが東京都や埼玉などの県外から、その保育に憧れて、そういう保育に接することを親が望んで来ているという事例があります。今、幼稚園は文科省が全部補助をするような制度になりましたのであれですが、その以前は町独自として、そこに通園されている人たちへの支援を単独でやっておりました。

おそらく、教育というようなものも、これからは受け入れの大きな魅力だと思いますので、そういうグループに対してどのような支援ができるのか、そしてそのPRしてもらおう。口伝えで伝わるということのすごさというのも、りんごで感じておりますので、そのようなことも工夫して取り組んでいきたいと思えます。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問に移らせていただきます。交通の便については、長野市には太刀打ちできないものがあります。飯綱町の売りは長野市の衛星都市としての立地条件と自然環境だと思います。しかし、同じレベルの交通の便の悪さであれば、信濃町のほうが自然に恵まれていると感じています。

実際に、信濃町や飯綱町もあちらこちら走り回ったのですが、信濃町には景色のいいほどほどの傾斜地。飯綱町は傾斜地というところについては厳しいところが多くありまして、空いているいい所というのは既に宅地や農地で使われています。

例えば、どのような地域であるか分からないのですが、耕作放棄地の転用や便の悪い交通の向上を考えなければ、移住者を信濃町や長野市に取られてしまうのではないかと危惧しているのですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 他の市町のことは、批判をしたりする立場にはないと思っております。私は若干ニュアンスが違って、非常に恵まれた立地条件の中にいるというのが、飯綱町を紹介する時に最初に出てくる言葉です。「県都長野市に接する極めて生活のしやすい自然豊かな町、飯綱町です」というように書き出していくのです。

交通を見ても、長野市へバスが平日は10往復走っています。そして、しなの鉄道もあります。お隣の町等も同じように長電バスが走っているのですが、確か直通の長野行きはなかったように思っております。これから、もう一回、公共交通の利便性を高めていくのは、交通問題で議員と大いにやり合いたいと思いますが、夜中の10時に来てもタクシーがないなどのいろいろな指摘を新年度予算で、今、対応していこうと検討しておりますので、決まりましたらご相談に乗っていただけたらと思います。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 交通の便については、以前から私も話していますし、ほかの議員も話していると思います。交通の便についてだけは、この先住み続ける中で、免許がある間は何の不便も感じませんが、特に免許を返納した後のことを考えると少し不安なものがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

立地条件なのですが、自然環境は確かに豊かなのですが、住みたいと思うような土地や家屋がないのが実際なのです。賃貸は今、頑張っていますし、福井団地も土地はありますが、区画は別荘とするには狭いです。別荘なら、できればたぶん200坪や300坪。先ほど申し上げたとおり、なだらかな傾斜地など、そういう所の開発余地はまだまだあると思うのです。狭い賃貸のようなものではなく、別荘とまではいきませんが、実際に信濃町のほうに移住した方は広い敷地や自然環境で、なだらかな傾斜地の所を好んでいらっしゃるのです。一部かもしれませんが、1億人いれば相当な数になるわけで、そういったものの開発については、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃっているニュアンスは理解ができました。確かに信濃町は平らな丘陵地帯で大きな広い面積の中というイメージで、そういう所に憧れるという方は確かにいらっしゃるのではないかと思います。飯綱町でもそういう所をご希望であるということになれば、案外、三水地区は上がってもらいますとある意味では平らで、自転車で回っていける区域だと思っております。旧牟礼地区は自転車では少しきついとは思いますが、そういう適地はあると思っております。

ただ、もう一度宅造や別荘開発的なことをしていくというのは、少なくとも私の代においては、当面の視野に入ってはおりません。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） では、今後とも移住増に向けて頑張ってくださいことを期待して、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（青山弘） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開時間は9時40分とします。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時40分

---

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号5番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。質問通告により順次質問させていただきます。

最初に、りんご農家の支援策についてお伺いしたいと思います。今年もりんごの収穫作業が最終盤に来ておきまして、出荷作業等に追われている状況であると思っております。

現在、町では農業用のアシストスーツ導入支援事業に取り組んでおられます。この事業と重労働からの軽減という面では通じるところがあると思うのですが、また、基幹産業であるりんごの生産であり、ふるさと納税の返礼品という重要で拡充が求められている分野への投資にもなると思うのですが、そこでお伺いいたします。

持続可能なりんごの収穫作業を支えるためにも、一部農家では既に進められている部分もありますが、りんごのコンテナ、要するに箱ですが、現在 20 キログラム入るものですが、これを半コンテナや中コンテナと言われていますが、12 キログラムを入れるぐらいの半コン、中コンの導入を進めることはどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） ご質問にお答えします。現在、りんごのコンテナの取り扱いとしましては、JA へ出荷している農家は JA で貸し出したコンテナを使用している状況です。JA へ出荷していない個人農家や農業法人につきましては、自前で用意したり、市場の出荷の方につきましては、市場のコンテナを使用しているなど、さまざまな利用形態があります。

農協では、令和元年度に、今議員の言われたハーフコンテナ 2 万個を組合員の要望によりまして導入しております。導入に当たりましては、生産者の高齢化に伴い、軽量で扱いやすいコンテナを求める声が年々高まってきている状況から導入したということです。

当町では、農業従事者の大半が高齢者であり、かつ、女性の従事者のことも考えると、ハーフサイズのりんごのコンテナに入れ替えていくということは出荷作業の負担の軽減につながるため、担い手の育成確保を進めていく上でも重要な施策の一つであると考えます。また一方で、りんごの生産作業を行っていく中では、コンテナは必要不可欠な農業資材でもありまして、生産コストとして捉え、農業者自らが用意するのが適当でないかとも考えます。また、18 キログラムのコンテナを希望する利用者もまだいるため、町で推進、支援していくかにつきましては、農業従事者、また関係機関からの意見も聞くなど、十分検討し、判断していくことが必要ではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、農家の実態は、非常に担い手としてりんご農家を支えて頑張っているわけですが、どうしてもやはり体力的に、そして力の要る作業だということになり、婦人の方や高齢者にとっても大変な重労働になってきています。

しかし反面、このりんご産業については、やはり今までやってきた経過もありますし、日本の1%のりんごを生産しているといった自負の中で、日本一のりんごのまちづくりを目指している町としても、精神的にこのりんごの生産に携わる人にとって重労働から開放されたり、身体的にも十分耐えていけるようなりんご作りをしていったほうが持続可能であると思います。

そういう点で、ぜひ農家の希望、そしてJAとの相談も必要だと思います。ですから、大いに相談してもらって、先ほど触れましたが、JAでも2万ケースぐらいの黄色コンテナを入れたなど、そういう状況になってきています。ですから、農家としても非常に需要が高いし、JAとしてもそういう体制を整えていくということですので、やはり町としても支援策はいろいろあると思うのですが、音頭を取るといいますか、そういう面で大いに農家の希望に応えるような全体で進めていくということが非常に大事ではないかと思います。検討されるということですので、ぜひ農家の希望にも沿うように進めてもらいたいと思いますが、町長、この辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 補助対象にするかしないかという問題と捉えていまして、それを補助の対象にしていこうということになれば、個々の農家に補助をするのがいいのか、ほとんどがりんごの部会員ですから、JAさんに支援するような形で部会としての負担を少なくしてあげるような方法がいいのか、そこら辺は検討だと思います。

ただ、今年は共撰所、荷造り所、集荷所へ行ってみますと、18キログラムのコンテナは山のようにまだ余っております。ですから、逆に処分をいろいろ考えなくてはいけないかなんと思ったりしておりますが、検討したいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 検討をされると。確かに今、持て余したり、余ってきているコンテナもあると思います。私が思うには、今使われているコンテナと引き換えに処分なり、また、引き受ける際に一定の支援策を含めながら交換、導入をしていくということも考えたほうが、やはり農家にとってもいいのではないかと思うわけであります。

先ほど触れましたが、現在、農業用のアシストスーツも導入支援をやっていますよね。この辺の利用状況や町民の評判などはどうでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。アシストスーツにつきましては今年度からの取組の事業となっております。現状としましては、3件から4件ほど担当者に購入を希望する相談はありましたが、現時点での申請は0件といった状況になります。よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 利用者数は少ないような感じもしますけれども、現場に対する考え方は非常にアシストスーツと同じ考え方で、体に無理がかかるのを避けようと、農業で誰も体が泣かせないようにする考え方はやはり非常に大事だと思います。ぜひアシストスーツの促進も含めて、この際、大コンテナと半コンテナの導入を一体のものと考えてもらいながら検討して、日本一のりんごの生産の町、そしてふるさと納税の返礼品といったこともありますので、重点的に取り組めるような施策にしていきたいと思ひますので、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

次に、2つ目の質問といたしまして、斑尾山地籍の行政界、町村界ともなりますが、この境は確定しているかという点でお伺ひしたいと思ひます。

国土地理院の地図上では、確定はしているようではありますが、行政界が民界や官界となれば地図上だけでは済まされないし、済まないはずと思ひわけであります。現地での確定が求められていると思ひますが、お聞きしたいわけであります。また、確定していないときには、

行政や個人にどのような影響があるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。議員の言うとおりに、国土地理院は地図上で確定はしているということを当方も確認しております。国土地理院については机上で設定しているというお話ですが、地図上では境が確定しているが、国土調査では確定はしておりません。ただ、これについては今後、現地で立ち会いをするなり、また衛星を使った測量等、何らかの方法で確定する必要があると思っております。また、それにつけて国土地理院の地図と国調が整合性を取っているかという部分におきましては、特に国調の内容と地図の内容の整合性は取っていないという内容を確認しております。

国調がされていないことについての影響ということですが、そちらについては一般的な内容にもなってしまいますが4点ほどあり、土地の正確な位置が分からなければ隣地との境界争い等になる可能性がある。それから、実測面積が違うことで、測量などを行った場合に時間がかかり、土地の売買等が容易に行いづらい。地震や土砂崩れ等が発生したときに復旧に時間がかかることがある。必要な公共事業の計画を立てるのに時間がかかることがあるというようなことが影響として考えられます。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） これからの方向として国調などが考えられるということであり、今後やはり国調で確定することが重要であります。

そして、町村界になりますから、相手のあることでもありますし、以前に斑尾山の頂上付近にセスナ機が墜落したことがありました。そのときに非常に町村界のことと、町有地がどちらにあるかということが非常に注目されたことがあります。ですから、相手もやはり決めなくてはいけないことであるし、われわれの町としても決めなければならないことですので、相手のあることでもあります。面積自体は決まっているわけです。境界がどちらかによって面積も変わると思います。その面積が変わることによって、町の例えば、算出によっていろいろ交付され

る交付税などにも影響するのではないかと思います。

それで、相手もあることですから、やはり相手と協議しなければならないことはありますけれども、しっかりその辺を確定することが大事ではないかと思うのですが、聞くところによると、旧三水村との境でもありますが、飯綱町と信濃町との境は民有地らしいです。民有地ですから、民有地との境界を確定させてもらうことが町境になると、そういう順になると思います。ですから、大いに国調をしっかりとやりながら決めていくことが、これからの町境に対しての考え方は必要だと思うのですが、こういったことが確定していないような同様のところが市町村境にあるのかないのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。市町村境が国調されていないこのような場所がほかにもあるかということについては、今現在、町の国調自体が人の活動する生活圏中心に行っておりまして、そこから始まって農地や山間部の地内に手を伸ばしているところです。町全体の進捗率とすれば大体半分ぐらいまでは終了しているので、残っている部分がほぼ山間部という状況です。

飯綱町については、国有林、長野市、中野市、また信濃町との境界境、特に山間部について国調が済んでいないところは多く残っております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） そういう状況であるそうです。この近代的な時代に町村界がはっきり確定していないということを知ると、そんなことでいいのかと感ずるのですけれども、その辺をしっかりと確定することも大事ではないかと思うのですが、その辺は町長どうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 市町村界がはっきりしているというのは、これは日本国というか、私たちの国でははっきりしているのが一番正しいことだと思いますけれども、もう旧牟礼のほうでも、

飯綱東高原、髻山周辺、端から筆界未定です。長野市さんは、私どもの筋はここだ、時の牟礼村は、私どもはここだ、協議が整わないということで筆界未定ということで来ておりますけれども、ご存じのとおり、新たに境が決まった場合には、飯綱町議会の議決と長野市との境なら長野市議会の議決と、その議決をもって県知事の変更の申請をするという手続きになるのですが、今のところ、両者から強い申し出はありません。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 相手のあることでありますが、相手が動かなければこちらも対応できないといったことであります。いずれにしても、やはりはっきりしていくことが大事ではないかと思えます。今後の取組の方向の中でぜひ確定していただきたいと思うわけであります。

次に、3点目の質問に入らせていただきますが、飯綱病院の件についてであります。飯綱病院が地域医療を守り、利用しやすい病院を目指すことについてお伺いしたいと思います。

最初に、現在飯綱病院には医療相談室と投書箱が設置されていると思えます。これらの設置されていることが機能を果たしているかどうか、現在の利用状況はどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答え申し上げます。医療相談室及び意見箱は十分に機能を果たしております。

医療相談室では、社会福祉士が担当しております医療ソーシャルワーカーや看護師などが担当をしまして、患者さんやご家族が抱える経済的・社会的・心理的悩み、病気に対する相談を受け、院内外の社会資源を利用しながら問題解決に当たらせていただいております。また、入退院の相談窓口、退院後の社会復帰、在宅への橋渡し役として、地域の医療、保健、福祉施設との連携調整を行うことも多く、当院では地域医療連携室が担当しております。

意見箱は、外来、2階、3階、4階病棟の4カ所に設置しており、毎月月末に開扉をしております。寄せられる意見に対し、該当部署に直接伝え、その対応を行っております。また、毎

月開催されます管理者会議運営委員会に報告し、各部署が共有できるようにしております。

また、利用状況についてというご質問ですけれども、令和5年の4月から10月の利用状況は、医療相談室の相談件数が4,052件、意見箱は8件の意見が寄せられました。苦情4件、要望3件、感謝1件が寄せられております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 町民の皆さまに設置されていることが承知されており、だいぶ利用状況があるようであります。実際に意見箱も公衆電話の横にあったり、また、医療相談室という部屋もあるようです。医療相談室について思うのですが、やはり相談される方は非常に自分でも不安があったり、ぜひ聞いてもらいたいということで、なかなか行くのにたぶんおっくうだと思えます。そのときに、いつも常設で、行けばすぐに部屋があつて応接してもらえるような雰囲気は私は大事だと思います。行って見たときに、看板が廊下に立て掛けてあるぐらいで、部屋自体はどの部屋がそうなのかと感じたときもありました。ですので、医療相談室としっかり多くの方に見受けられるような位置に置きながら、そして常駐して、いつ、どんなときにも相談できるような体制をつくって、病院としての対応をしてもらったほうがいいのではないかと、気安くかかれるような場所にさせていただければと思います。そうすればもっと相談室を利用しながら病院にかかりやすい空気が出てくるのではないかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。まず、町民の皆さまに相談室の場所がしっかりと分かるように、もう少し周知を、皆さんに分かりやすいように掲示もしていきながらご案内してまいりたいと思います。

それと、相談室につきましては、病棟、あと外来、総合受付、どこかで何か相談があれば直接地域連携室のほうへ連絡が行くようになっておりますので、その場合にはすぐに職員がお伺いさせていただきます。相談室へご案内させていただくような体制を取っておりますので、

そちらにつきましては、そのような中で運用をさせていただいているような状況です。よろしくをお願いします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 飯綱病院は地域医療の拠点として、相談室なり、意見箱等が設置されていると、そういったことが町民の間に広く認知されながら、そしてそれらを利用してもらいながら町民への医療サービスにもつながり、地域医療を発揮して、先ほども触れられましたが、保健、医療、福祉等の病院機能の充実に大いに生かしてもらえればと思うわけであります。

今、新聞に病院祭というように、他地域からの病院祭の宣伝・広告が入ってくるということが目に付くと、やはり飯綱病院の良さを大いに皆さんに知ってもらおうということも、知っておられると思うのですが、さらに拡大充実させて、大いに地域医療の拠点としての良さを知ってもらい、病院機能の拡充等を考えるわけでありますが、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。地域医療連携室は入院患者の確保のための営業部門でもあります。医療機関をはじめ、関係機関と円滑に業務が行える人材育成に努めるとともに、地域包括ケアシステムにおいて、当院の中心的な役割を果たしてまいります。

病院に寄せられる意見については、患者さまの利用環境の整備に大切にしていきたいと思います。以上、お答え申し上げます。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、若干触れられましたが、ほかにもこの地域医療を守り、拡充を図るような施策を考えておられるかどうか、そういったことは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プランの策定があります。現在、策定に取り組んでおります。今までどおり、救急、発熱外来、ワクチン接種をしっかりと行ってまいりたいとも思っております。

また、今、議員からもお話がありましたとおり、飯綱病院の状況を広報等でお知らせする機会をつくらせていただきまして、町民の皆さまに病院を知っていただけるように努力をしてまいりたいと思っていますところでは。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 町長、何かありましたら。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） せっかくのご指名ですので、答弁いたします。私は何回も申し上げてきておりますけれども、飯綱病院の存続は、私にとって大使命だと思っております。したがって、この中核的医療機関としての存在をいかに維持し、そして高い水準で維持をしていくか、これが大きな課題だと思っております。知事との直接の対話でも、病院問題の存続について知事をお願いをいたしました。

その中で、市民病院や中野の北信病院、いわゆる超急性期医療を対応する病院と、私ども飯綱病院は急性期病院というような存在の中で、やはり先生の確保から始まって、苦しいときの経営の支援、看護師・スタッフの充実、もろもろの課題がありますけれども、全面的に何とか維持をしていきたいと。

開業医の先生が1軒、閉院をされましたけれども、それによっても小児科が欲しいなど、いろいろな声を聞くようになりました。その意味でも、やはりなくなって初めてその価値というものが分かると思っていますので、精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 地域医療の拠点としての飯綱病院の果たす役割は非常に大きいと思います。自治体病院でもありますので、大いにその辺を發揮していただきたいと思います。

隣の町のことでありますが、病院も新設の方向だといった点もあります。ですから、われわれとしては、地域医療を守るという点では一致していると思うのですが、大いに飯綱病院の医療の拡充を今後とも図るような立場で取り組んでいただきたいと思いますというわけであります。

次に、病院の体制の問題でお聞きしたいと思うのですが、今、医師の働き方改革、そして看護師不足の対応が非常に重要だと思うのですが、その辺の対応をどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。医師の働き方改革は、令和6年4月から施行となり、時間外労働時間の上限が規制されます。規制される上限時間は、当院においては年間960時間、または月100時間未満となっており、現時点での該当している医師はおりません。

また、宿日直を通常の勤務時間と分けて管理できるよう、労働基準監督署に手続きをしています。これは宿日直に医師を派遣いただいている信州大学にも関係することで、既に宿直許可を得ており、日直についても準備を進めております。

医師の労働時間の管理には、出退勤管理が必要であり、10月より病院職員全員を対象として、顔認証システムによる出退勤管理を実施しております。

医師の確保が厳しい状況ですが、令和5年度における当院の医療法によります医師の標準数ですけれども、10.86人となっております。10月の実績では11.64人と必要数を達成しております。今後も医師の有給休暇等の取得しやすい労働環境の整備にも努めてまいりたいと思っております。

看護師不足の対応についてですけれども、看護師の採用は年度途中でも派遣会社、紹介会社から会計年度任用職員としての採用を実施しております。看護師の夜間労働時間72時間ルールは達成できております。欠員補充が十分とは言えず、入院患者数が少ないために、かろうじてバランスを保っている状況ですが、男性の育児休業も取得できる環境整備に努めております。他院においても看護師不足が起きていると聞いています。長引く新型コロナウイルス感染症対

応で、看護師の転職、病院離れが起きているそうです。このような状況で、看護師の修学資金貸与制度を活用し、新規人材の確保に努めながらも、今いる看護師を大事にして、最大限の仕事ができる環境整備を経営強化プランで示してまいりたいと考えております。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 計画を立てながら地域医療を守る立場でやっておられるということでもあります。今、どの業界もこのなり手不足といえますか、人材不足が非常に深刻になってきているようでありますので、病院の体制にもそういったことが表れるのではないかと、私どもも非常に危惧しているわけであります。

要は、安心して住み続けられる、住んでいて良かったと実感のできるまちづくりの一環でもありますし、地域医療をしっかり守り、発展させていく立場で、大いに病院を地域で頑張っていただきたいと思うわけであります。ぜひそういう方向で取組をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 渡邊千賀雄議員、ご苦勞さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は午前10時25分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

---

◇ 樋口 功

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号7番、樋口功議員を指名いたします。樋口功議員。

〔7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

町は今、予算編成方針を決定し、令和6年度予算編成作業に入っているところかと思えます。

そうであっても、過去の実績と予測される将来を頭に見据えながら、この6年度の予算編成に入っていくと思っております。

さて、今から2年後の2025年、団塊の世代の方全員が75歳以上の後期高齢者となります。いうまでもありませんが、ここでいう団塊の世代とは戦後の1947年から1949年の3年間に生まれた世代の方を指します。全国で約800万人の団塊の世代3年間全員が75歳以上の後期高齢者になります。この800万人が多いか否かは、2022年の新生児が初めて80万人を割ったと、今年3月の私の一般質問でお話しさせていただきましたけれども、そういうことで、この数の3.何倍ということですので、非常に多いということがお分かりいただけると思います。日本の人口は2010年を境に減少しております、そのため、2025年には後期高齢者の方が2,200万人、人口の約20%となり、国民の5人に1人が75歳以上で、超後期高齢化社会となるといわれております。

マスクを取らせていただきます。

ちなみに、65歳以上74歳までの前期高齢者人口が1,500万人に達するようです。このような人口構造の大きな変化は、さまざまところにさまざまな問題が発生しまして、主に医療や介護などの社会保障費が増大、あるいは限界に達し、社会全体に負の影響がもたらされると懸念されています。このことを2025年問題と称しています。

気になるのは、このことがわが町ではどのような状態になるかということです。そこで質問しますが、まず、2025年には町の人口構造、後期高齢者がどのようにになると見ていらっしゃいますか。比較はいつでも構いませんが、分析した結果を教えてくださいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。年齢の基準日を令和5年10月31日ということで、その年齢別人口を見ますと、町の人口は1万370人で、そのうち75歳以上の人口は2,305人ですので人口の22.23%となります。2025年では、人口が変わらないものとして推計しますと、75歳以上となる方は448人増えまして2,753人となります。人口の26.54%で、4ポイン

ト強が増える見込みとなっています。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 町における課題と対策についてこれから質問させていただきますけれども、その前に、日本全体としては、この2025年問題、これから申し上げますようなことに課題があるといわれております。

まず、医療保険給付問題です。元気な高齢者が増えているとはいうものの、高齢になればなるほど免疫力は低下しまして、けがや病気のリスクが高くなります。したがって、他の世代よりも医療費や介護費が必要になります。厚生労働省の推計では、今から10年前の2015年に約40兆円弱であった医療保険給付が2025年には総額54兆円、135%というような状況になると見えています。

次に介護問題です。2025年を前にして、団塊の世代といわれる約800万人の人々が徐々に介護サービスを必要としています。現に、要介護、要支援認定者数は、2000年に約220万人であったのが2017年には622万人と、ここ数年で約3倍となっています。今後さらに介護を必要とする方が増加することが当然予想されます。また、平均寿命が延びたことで、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予想されておりまして、約700万人の方が認知症になると予測されています。高齢者の5人に1人、全人口の16人に1人が認知症になるような予測にあるということです。そのため、要支援者や要介護者がさらに増加します。

高齢者が比較的軽度の要介護者の場合は、同居する家族が面倒を見ることができそうですが、認知症や寝たきりの高齢者が増えると、特別養護老人ホーム、いわゆる特養にお世話になることも考えなければならず、この場合、介護費用も増加します。これまでも、3年に一度の介護保険法改正のたびに低所得者の負担軽減などがされてきましたけれども、2022年度からは75歳以上であっても一定の収入がある場合は医療費の負担割合を2割にするなどで、生活費など負担の大きい若い世代の負担を軽減し、公平化を図るための見直しが行われてきました。

次に社会保障費の増大です。年金、医療、介護などの社会保障費の増大が深刻となり、2025年には社会保障費が総額140兆円を超える見通しです。支える現役世代が減少する中で、高齢

者が増加し、現役世代への負担はさらに重くなります。

次に空き家、マンション問題です。国土交通省によりますと、2017年時点で築50年のマンションは全国に5.5万戸、これが2025年には約30万戸を超えると推計しています。空き家が増加し約5軒に1軒が空き家になると見ているわけです。現在、高齢者、高齢者の持ち家割合が非常に高いです。これに伴いまして、相続問題とか空き地問題が増加するという見通しになります。

高齢者が急増し、若い世代の人口や出生率は減少を続けておりまして、最も深刻なのが労働力人口の減少です。あらゆる産業において人材不足が生じ、アルバイトも確保できていないという理由から、閉鎖に追い込まれる事業者が増加するといわれています。この状況は既に生じており、採用競争の激化など、さらに深刻になると予想されています。2025年には労働力不足が583万人ともいわれています。

先ほど同僚議員からお話もありましたけれども、医療における医師等の不足においては、医師数はもとより必要とされているところに医師不足が生じ、地方では、設備がなかったり医師がいなかったりで、緊急患者が病院をたらい回しにされる可能性が生じると予想されています。地域でもこんな状況が発生するということです。先ほど私が説明しましたが、高齢者増加の影響もあり、患者数が増加することも影響してくるでしょう。

介護人材については、先ほどお話ししたとおり、介護される人が増えてきます。また、少子高齢化に加え、重労働、低賃金などの理由により、現在でも慢性的に不足しており、さらに介護に携わる人材の確保が問題となると思います。2025年には38万人もの人材不足が予想されており、これは大変な問題です。

次に、農業従事者の高齢化による農業の衰退も問題です。これには、後継者不足も相まって、対策を講ずる必要があるでしょう。

同じように事業承継問題についてですが、全国では経営者が70歳以上の中小企業が245万社と予想されて、その半数の企業では後継者が決まっていないようです。このことは約650万人の雇用と約22兆円に及ぶGDPが失われる可能性があるといわれております。

そこで質問します。こういう問題は町にもいろいろ影響があると思いますが、町にとっての課題は何でしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げたいと思います。実は、私は10年前に町長に当選をさせていただいて、11月に民生委員会にお呼ばれしてごあいさつをさせてもらったときに、町長、2025年問題を知っておりますかと聞かれまして、誠に不勉強ながら、よく存じておりませんでした。その後、いろいろとこの問題はクローズアップされてきました。

ただ、当初は、私は1949年生まれですから最後の団塊の世代ですけれども、もう年を取って労働者になれないような人材がどんとベビーブームの時代に多くなってきているというのは、恐らく議員がおっしゃるとおり、福祉や医療や年金、保険の財政の部門がかなりピンチになってくるだろうなど。だから、大きな意味では国が、そこら辺は大変だろうなというようなイメージでいました。それが5年たち今になりますと、まさしくご指摘のとおり、今それをいちいち繰り返しませんけれども、私どものこの地域にとっても、もう集落の存続等にも大きく絡んできたり、農業の担い手不足ももう目に見えています。70歳以上がかなりのパーセンテージで農業従事者ですから、その人がさすがに75歳を超えると、もう担い手不足です。

そして一番は、いろいろな意味で町として大きく危惧しているのは、国にこれだけお金がかかってくるようになると、また消費税を考えるのか。もしくは地方への交付税なり、補助金なり交付金を大きく見直してくるというようなことがあるのではないか。そういう財政的な問題が見え隠れしているのではないか。そこら辺が大きな問題だと思います。

また、議員に質問をいただいたそれぞれの部門については担当の課長から申し上げたいと存じます。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今、町長が私の懸念以外にお話をしましたが、その前のところは同じだと思っております。これからその対策をお聞きしたいと思います。

まず、医療保険給付についてお伺いたします。飯綱町病院会計の見込みや、飯綱町病院における訪問介護ステーションの方向性について触れていただいて、お答えいただきたいと思えます。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。病院の会計の見込みということですが、町の人口推移では、今後5年間で、高齢者全体では170人ほど減少となりますけれども、後期高齢者、75歳以上の高齢者の方は100名程度増加してきます。そうなりますと、医療の必要度は微増と捉えております。

現在、策定中の経営強化プランでは、収入の増加を目指したプランの策定を考えていきたいと思っております。

また、訪問看護ステーションの方向性についてお答えいたしますが、現状では、高齢者というよりは医療依存度の高い方、また、がんの末期の方、精神の方が増加傾向です。ただ、今後、在宅の患者さんは増えると考えております。

また、地域包括ケアシステムが進行してまいりますと、在宅で過ごされる方が増えることが想定されますので、医療保険給付は増加するものと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、介護保険事業特別会計の見込みについて、歳入では保険料収入など、また、基金の繰り入れは必要になるかにも触れて、お答えいただきたいと思えます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。介護保険事業について、まず2025年問題ですが、特に介護事業では認識はしておらず、10年後、85歳になった時点が一番介護認定が上がる時期です。そう見た中で、2035年から2040年問題を念頭に置き、介護計画を今、策定する段階です。

今後の介護保険料の見込み、また、基金の繰り入れですが、現在、次期第9期の介護保険事業計画を策定中です。介護サービス見込み量の算定に基づき保険料算定をしているわけですが、その中で、第1回の算定をした中では約200円程度増加の見込みです。その中で、基金の繰り入れですが、約1億2,000万円を見込んでいます。

また、所得段階の国の基準は10段階ですが、13段階の保険料を国の方針において設定しております。

収入については以上です。

○7番（樋口功） すみません。少し確認を。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 基金の繰り入れが今、1億2,000円と聞こえましたが、1億2,000万円ですか。

○保健福祉課長（永野光昭） 1億2,000万円です。

○7番（樋口功） 1億2,000万円ですね。ありがとうございます。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、後期高齢医療特別会計について、保険料収入あるいは繰入金などの見込み、歳出については後期高齢者医療広域納付金の見込みについても触れて、お答えいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。最初に、医療費の社会保障の増大の関係の対策についてお話しさせていただいて、その後、後期高齢医療の特別会計の見込みについてお話しさせていただきたいかと思えます。

団塊の世代が75歳以上となり始めた中、医療費の増大が見込まれるため、先ほど樋口議員からも説明がありましたが、令和4年10月より医療費の窓口負担割合を見直して、それまでの1割と3割のほか、新たに2割の負担を新設しているといったところです。

後期高齢者医療における保険料は、高齢化等による医療費の増加を反映して、2年に一度引き上げを行っております。次期医療保険制度の改革における令和6年度以降の高齢者負担率の見直しとして、高齢者世代、現役世代、それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者1人当たりの保険料と、現役世代1人当たりの高齢者の支援金の伸び率が同じになるように、高齢者負担率の設定方法を見直しております。

具体的なイメージとしまして、後期高齢の保険料については公費が約5割、74歳までの後期高齢者支援金につきましては約4割、実際75歳以上の方の保険料が約1割となっておりますが、現役世代減少による増加分を、高齢者と現役世代で折半しているといったようなところです。この75歳以上の負担割合が、平成20年では10%だったところが現在は11.72%になっています。これは徐々に国のほうで負担を増していくといったようなことになるかと思えます。

また、医療費が高額になる治療を必要とする病気の基礎疾患として、高血圧や糖尿病という生活習慣病があります。町の対策としては、保健福祉課健康推進係と連携を取っており、今までも取組は行っていますが、被保険者の健康の改善、生活の質を向上する取組として、特定健診の受診を呼びかけていきます。

特定健診受診後、医療機関未受診者等に対して受診を勧奨して、必要な治療を行ってもらい重症化を予防する取組を進めることが、これまで以上に重要ではないかと考えております。

国民健康保険から後期高齢に移行する方が多い中で、国民健康保険でも高齢期以前の若い世代、40代から60代の方の生活習慣病の発症予防として、また自分の体の健康づくりに役立ててもらうために、特定健診受診の推進も行っていきたいと考えております。

後期高齢医療の特別会計の見込みということで、保険料収入と繰入金の見込みですが、保険料は令和7年度には1億6,600万円と予想しております。令和4年度決算が1億1,700万円となっており、比較して4,900万円ほどの増を見込んでおります。また、繰入金は、同じく令和7年度には6,400万円と予想しており、令和4年度決算が4,800万円となっており、比較して1,500万円ほどの増を見込んでいたところと比べているといったところです。

歳出の後期高齢者医療広域納付金の見込みですが、広域納付金は令和7年度には2億1,900万円と予想しております。令和4年度決算が1億5,500万円ということで、比較すると6,400万円ほどの増を見込んでいるといったところです。

歳入歳出いずれの見込みも、被保険者数の増加及びそれに伴う医療費の増大によるものかと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） お答えいただきましたこれらの公助といわれる対策のほか、今、課長からも少しお話がありましたけれども、共助・自助の観点から、高齢者の保健事業と介護事業の一体的な実施が必要だと思えます。私たち自身も、自分たちの身はやはり地域、あるいは自分で守ることが今後さらに必要になってこようかと思えます。

その具体的なお話は、今、課長からあったとおり予防を積極的に進めると。そのための健診を受ける。こういうようなことが非常に大切になってくるのかなと思えます。これが、公助のほかに私たち自身がやらなければいけないことだろうと思うわけであります。

もう一つ代表的なものが、先ほども少しお話がありましたけれども、地域医療や地域包括ケアシステムの構築です。これはもう既にパンフレットも出来上がっておりますし、皆さんご存じだと思いますが、保健福祉課長、若干この説明をもう一度していただければと思います。よろしくをお願いします。どんなものか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。地域包括システムは、支援や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるように、地域内で助け合うシステムです。その中で、医療、介護、また予防、生活支援など、地域全体で支え、提供していくことです。

地域包括システムに含まれる機能の多くは行政を中心とした公的サービスですが、まずは住み慣れた地域で生活が送れますよう、自分自身がいろいろな施策をもって進むこと。また、公

助・共助だけではなく自助でもそうですが、さまざまな多職種の連携によって、その方の見守り等を行っていくことです。

その中で、今、介護医療連携システムというものを使いながら、医師、訪問看護、介護、薬剤師等、スマホやタブレットなどを使いながら、その人のデータをいち早く皆さんに共有できるようなシステムで、その方の対応を図っているような事業も進めておるところです。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に移ります。2025年問題の最大の課題、これは人材不足です。これはあらゆる産業においてですが、この労働力人口の減少対策について、介護に携わる人材の確保、あるいは医療体制の維持のための医師等の確保等について、教えていただければと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。まず、介護の人材不足の問題ですが、先ほども申し上げましたが、高齢者の人口がピークを迎える2040年頃に向けて、さらなる人口構造の変化や、それに伴う社会環境の変化が見込まれる中、生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を含む各分野における人材不足がさらに大きな課題と見込まれております。このような状況を踏まえ、町として、町内事業者と人材不足に特化した連絡会を定期的に開催し、検討してまいっておるところです。

確保の状況については、各事業所において求人広告のチラシ、また職員関係者の紹介などにより、現在、退職者また離職者の補充について、十分ではないですが確保している状況です。例えば、社協では全戸配布でチラシをやったわけですがけれども求人がゼロというような状況。しかし、一方の事業所では、町外へチラシを配布したところ、中野市から2名、信濃町から1名というような成果も出ております。そのような意見交換をする中で、各事業所が切磋琢磨して人材確保に努めているところ です。

また、町の支援施策として、今年度より新規採用の方に5万円、また先ほどのチラシの費用についても補助しています。さらに資格取得の補助ですが、今まで介護職に特化した資格が主

だったのですが、事業所で障がい施設の分野の中でも多くの資格、受講料があります。そのようなものも含めて支援しながら人材確保に努めているところです。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 病院医師等の確保対策について、先ほどの質問とダブるかもしれませんが、すみません。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。医師の確保につきましては、全国自治体病院協議会、紹介会社などが中心となって確保に努めております。

先ほど、町長も触れられましたけれども、昨年度、知事と町長のトップ会談におきまして、町長より医師の確保について県に協力要請をしていただきました。そのことによりまして、県の健康福祉部、医師・看護人材確保対策課より、常勤医師の紹介をいただきまして、院長と面談が実施できました。まだ結果は届いておりませんが、今後、このような機会に期待していくことと、引き続き、またご協力を願っていきたく思っております。

また、策定中の経営強化プランでは、都道府県の役割、責任の強化ということがあります。この中では、県立病院等が中小規模の公立病院等の連携支援を強化していくことになっております。医師、看護師等の確保に今後も期待をしております。

先ほども申し上げましたけれども、看護師の不足対策についても、看護師の採用につきましては派遣紹介会社からの採用となっておりますけれども、今回、長引くコロナ禍によりまして、非常に看護師も疲弊してしまっているということで、少ないところにきて離職されたり転職されている方もおいでになると伺っております。先ほども申し上げましたとおり、今、策定しています経営強化プランで、今いる看護師を大事にして最大限の仕事ができる環境整備をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 話は戻るかもしれませんが、現在、町の重要な事業を担っていただいている

指定管理団体、業務委託先などに関わる人材確保の一つとして、社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会における人材不足についてです。

今年の9月に議会福祉文教委員会を中心に訪問しまして、懇談会を開催させていただきました。幹部の方からさまざまな実情を伺いました。職員の方は全体で139人いらっしゃいましたが、そのうち正社員が30名弱ということで、慢性的な介護人材不足で、さまざまな方策で人材確保策を行っています。先ほど課長から説明があったとおりでと思います。けれども人が集まりません。このままでは社協そのものの存在すら危ういということでした。

町の重要な社会福祉事業を担っている者です。存在がなければ町の福祉事業は破綻するでしょう。現に、副町長が社協の理事に就任しています。町と社協とは一体といっても過言ではありません。現に、先ほどもお話があったとおり、3カ月に1回、連絡会議を行って連携を強めていらっしゃる。だからこそ、この大きな問題、人材不足については、町もさらなる支援を行う必要があると思います。

課長からは、この連絡会議の内容について、人材確保の方策がいろいろと説明がありました。実際に増えましたか。正社員は2人希望していましたが入りましたか。いいです。結構です。私は疑問があるわけです。町の社会福祉協議会のホームページです。これはご覧になりましたか。今日、私が社会福祉協議会に就職しようと思ってこのホームページを見ます。ああ、残念だと思いました。なぜかというと、正社員が令和5年10月31日までの募集記事です。採用は6年4月です。何だ締め切ったのか。11月1日から正社員は全然受け付けていないんです。いろいろな施策をやろうとするのはいいけれども、もう少しこういう細かいところに神経を入れないとやはり人は集まりません。10月から3月まで、このホームページ上では正社員の募集はやらないことになっています。こういうところにこそ気をつけないと人が集まりません。チラシを配った、何々をしたで集まるなら、みんなやっていて、どこも人材不足なんて生じません。そうではないということをまず認識していただいて、実際に中身のある協議を行って、実績を出すことが会議の目的です。方策を協議することではないです。実績を出すことが目標ですから。

そこで提案です。10月25日の信毎朝刊に、県が保健師を市町村に派遣、確保苦慮の自治体に向け採用とありました。もう小規模町村を中心に確保が困難になっている保健師について、計画的に採用し、派遣すると決めたとありました。派遣を見込んで県が職員を採用する取組は初めてとのこと。また、保育士についても、町村での共同採用試験や町村間の職員派遣などの連携を深め、県が支援策を検討すると決めたとありました。このことは、現にわが町での課題解決の一方策であるかもしれませんが。もはや一町村単位での人材確保等は、地理的な問題も含め、大変困難な時代となっているのではないのでしょうか。

社会福祉協議会のお話ですと、やはり飯綱町というと長野市と比べたら雪が多いというイメージで若い人が集まらないというような話でした。そんな状況の中で、一生懸命町だけで人を求めようとしてもなかなか来ない。県の職員に出向で来てもらえるならば、こんなにありがたいことはない。先ほど、医師の確保で町長が上部団体にというような話がありました。全く同じような形かなと思うわけでありませう。

さらには、例えば、各地域社会福祉協議会のまとめ役である社会福祉法人長野県社会福祉協議会において、長野県と同様の役割を担ってもらおう。ここは組織がしっかりしていますから、所属する職員もいっぱいいらっしゃいます。すなわち、そこで職員採用をして、不足する地域の社協に出向するというのも提案をしてみてもいいかでしょうか。

これらも含めまして、少し考えをお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いい提案をいただきました。今の保健師を県が派遣するというのは、知事から直接話がありました。保育園の保育士もそうですけれども、今、検討の部会を立ち上げて、現場にいる皆さん方が、こんな形はどうでしょうかとか、いろいろ議論をしているようです。保育士については、長野広域のような広域で雇うというような案も、知事から一つの提案としてはありました。もう決まったのは、保健師は、不足しているところは県が派遣しますよと。

ただし、この中身は、わが町も人材不足ですが、もっとひどく、全く見通しも立たないとい

う弱小町村がいっぱいありまして、そこら辺の強い要望に知事は応えようとしているのだと思います。現場では、子育て中の保育士を家から通えない距離に派遣するのは無理だとか、実際の行動になるといろいろな問題が出てくると思います。議員がおっしゃるとおり、それはやってみてその問題を解決していけばいいことであって、これは大いに、DXの技術者も含めて、もうそういう時代だと思います。

また、県社協にそういう対応をお願いしていくということは、私もチャンスがあれば申し上げますけれども、副町長は理事もやっていますし、ぜひこれは面白い提案だと思いますので、取り組んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えをします。今、樋口議員から話がありました。私は、町の社会福祉協議会の副会長という立場で、毎回、理事会、評議員会にも参加させていただいております。確かに社会福祉人材の不足は、本当に飯綱町に限らず日本全国の問題でして、どこも狭いところでの人の奪い合いと申しますか、そうした状況が続いているという状況です。

保健師の関係については町長からお話ししたとおりですけれども、まさに今はそういう状況です。もう一つは広域の長野市を中心とした連携中枢都市圏という中で共同した人材採用もやっています。町の一般職の社会人採用については、やはり長野市が入ることによって、大きい団体のそうしたネームバリューを生かす中で町単独で採用試験をやるよりも、そうした方法で募集をしたほうが集まりやすいという実態も私自身もじかに感じております。ただ、現実問題として、今、連携中枢都市圏のほうで保育士の募集もしていますが、なかなかその中で飯綱町に関連した職員が実際に来るかどうかというのは、非常に希少価値のある職種については、やはりまだまだ難しさもある状況です。時代の流れとしては、やはりこうした広域連合、あるいは今の県社協、あるいは県、そういったところを通じて広く人材を公募していかなければ、なかなか一団でそういった専門職種を集めるのは非常に難しい状況にあると思います。

また、社会福祉協議会の中での人材不足も同じような状況にありますので、今の県社協の間

題については、私としても社会福祉協議会の副会長という立場ですので、またそういったところでも要望を提出しながら、ぜひ町としての福祉人材の確保ができるような形で前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） もう一つ、労働者不足の話を質問させていただきます。町の重要な農業等の振興を担っているふるさと振興公社、これも重要な仕事をしていただいている指定管理、業務委託先です。この存在がなければ町の農業等の事業の衰退につながるかもしれません。現に副町長が会長に就任していらっしゃる。町と公社は一体といっても過言ではないでしょう。

例えば、飯綱町の産業の中心である農業、りんご栽培においては、高齢化が進み、さらに労働者不足でやめざるを得ない農家が現れています。そのときに頼れるのが公社による花摘み、摘果、玉回し、収穫などのお手伝いです。しかし、いくらお手伝いを頼んでも来てもらえない農家がある。担当者に聞きますと、お手伝いできる人間が少ないということです。

そこで質問します。どの程度の人員を抱えていらっしゃるのか。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 振興公社の、実務的には助っ人クラブの問題かと思っております。今、手元に細かい数字等は持ち合わせておりませんので申し訳ございません。助っ人クラブもいろいろと農家の皆さんから要請があったところに、それぞれグループ内で新しい人に技術を教えながら、グループで4～5人単位で一斉に行って、できるだけ効率いい作業をするような努力をしているわけですが、実際問題となると、全ての農家の皆さんの中に十分に行き渡るかどうかという問題については、議員ご指摘のとおりのも面もあろうかと思っております。

まさにそういった労働力不足の問題について、今後、町の農業人材、あるいは労働力の確保をどういうふうにするかということについて、町の重要な課題だということで、今年度、農水省からも職員の派遣をいただき、また町の職員も農水省へ派遣をし、そういう中でしっかりと今後の農業人材の確保について今、考え始めているところです。

直接今の話が今の助っ人クラブとどういうふうにつながっていくか、まだまだ今後の見通しというものは今の時点では明確にはなっておりませんが、労働力の問題を、ただ単に新規就農者とか、そういう問題の中で解決していくにはやはり限界があるかと思います。やはり幅広い人材、例えば現役を退職した世代でも年金をもらいながら、自宅におられる方もいらっしゃるでしょうし、あるいはそれは飯綱町だけの問題なのか。隣には長野市という30万人以上の人口があるわけですし、そういうところで退職後にもう少し仕事をやってみたいという方もいらっしゃるかもしれません。そういった広い意味で人材、労働力不足というものを考え、また一方では、民間の農業法人というようなものも参入してきたりということもあるかもしれません。

今、八十二 Link Nagano と、いろいろと太陽光発電等において協力をしているわけですが、そういった大きな民間企業との間でも、福祉との連携ということで、精神的に悩んでいる職員もいらっしゃるので農業によって体調回復という形で労働力として協力していただけるというような話も伺っております。

そういったものを幅広く捉えながら、今後の町としての農業の従事者、あるいは労働力不足というものに対応していくと同時に、そういった問題をふるさと振興公社の助っ人クラブ、あるいは旧三水での人材センター、少し助っ人クラブと人材センターは内容を異にしておりますけれども、そうした幅広い視野で考えながら、今後の労働力不足というものに対応していけるように、もう少し時間をかけながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今、振興公社ではお手伝いできる人を何人ぐらい抱えていらっしゃるかという事は数字ではおっしゃらなかったですが、私の聞いたところでは、一日働ける人がせいぜい数人プラスアルファ、それから時短でパート的に働ける人が二十数人と聞いております。この話はだいたい以前に私がUターンしてきてから全く状況は変わっていないんです。本当に人材確保をしているのかと言いたいです。具体的に聞いても、なかなか状況が変わっていない。

とにかく人がいないと、これしかないわけです。

そこで、一つ提案をさせていただきます。今、JA ながのフルーツセンターでは、りんごの箱詰め作業が真っ盛りで、一生懸命多くのパートの方が作業しています。この時期までは、そこでの作業は少なく、したがって人員も必要ありません。そうすると、各農家でのりんご栽培作業とはかち合わない時間が生まれます。これを利用して、農家作業のお手伝いをしてもらうのはいかがでしょうか。

朝から晩まで働ける人を探そうと思っても、この数年間やってきて無理だということが分かっているはずです。そうすると、この時短のパートの方々を、いかに組み合わせて働いてもらうか。箱詰め作業をなさっている方が、実際私のところに来て、摘果作業や花摘みなど、いろいろとやってもらっています。あの方々も、できれば1年間を通して一日働きたいんです。丸一日働ける人ばかりを探しても、5年間一人も増えていないので意味がないので、だったら時短で来られる人をきちんと組み合わせてやる。何でやらないのかと言いたいわけです。1年たったら作業を忘れることはあります。でも、やはり一回やっていけば元に戻ります。それで、ものすごく作業は早いです。ぜひやってみたらどうですか。昔やっていたような話もありますが、確保できていないんだから。JA ながのとのお話をやってみるべきだと思います。提案です。

最後になりますけれども、企業等事業者の後継者確保についてです。先ほどもお話ししましたとおり、立派な仕事をなさっていても跡継ぎがない。この跡継ぎというのは自分の身内ではなくて、やってみたいと思う人の探し方も非常に難しいわけです。大体そういうことで俺の代で終わりかなというところが多い。でも、事業承継ができるチャンスがあるわけです。

これは、やはり町の重要な商工の事務をつかさどっている商工会とタイアップをして、長野県産業振興機構はご存じですね。中小企業診断士、税理士、こういうような人を活用して、事業承継についての相談窓口をもっと大きく宣伝をして、その方々を紹介すると。これも商工会なり町の大きな仕事だと思うんです。ぜひ、そういうこともやっていただければ、人材あるいは後継問題も少しずつ解決していくのではないかと思うわけです。

最後になりますが町長から何かあれば。質問を終わりたいと思いますけれども。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当に 2025 年問題は山ほど悩みを抱えているもので、もう既に 2024 年問題が大きな問題として取り上げられておりますけれども、町として、今おっしゃるとおり、もう一回各産業、各分野において人材の確保を、ワンパターンではなくて本当にご提案のようなことを大いに検討して、鋭意人材の確保に努めていきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 以上で質問を終わります。

○議長（青山弘） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

ここで、本会議初日に財産取得についての質問に対する答弁を笠井建設水道課長が行います。  
笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 11 月 29 日、議案第 84 号の説明の際、令和 4 年度の焚荒若者住宅の買い取り額について質問がありました。後でお伝えするということでしたので、ここでお伝えをさせていただきます。

今回の買い取り額が 4,532 万円という内容で、昨年、令和 4 年度の焚洗地区の若者住宅の公社からの買い取り額ですが、道路 135.8 メートル、敷地 6,520 平方メートルの造成、建物 2 世帯 1 棟、それら全体で 8,462 万円でした。そのうち、建物についての買い取りは 4,859 万 4,584 円になります。以上です。

○議長（青山弘） 以上で午前の日程が終了しました。

これより休憩とし、再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午後 1 時 00 分

◇ 石 川 信 雄

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 10 番、石川信雄議員を指名いたします。石川信雄議員。

〔10 番 石川信雄 登壇〕

○10 番（石川信雄） 10 番、石川信雄です。質問事項に沿って質問をしてみたいと思います。

まず、人口減少下の区・組の在り方についてと 1 番に挙げているのですが、その前に自治ということについて町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

飯綱町議会では、一応この予算・政策要望書を毎年挙げておりますけれども、重要項目の（1）に「人口減少、少子高齢化時代にふさわしい住民自治を発展させるため『飯綱町自治基本条例』を制定すること」とあります。数年来、ずっとこの項目を挙げたままとなっておりますが、飯綱町集落振興支援基本条例もありますが、その前段で、本来であるならば飯綱町自治基本条例の制定が先だったのではないかと感じております。町長は、この自治基本条例につきましてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 自治は行政・個人それぞれ地域なり、おのおのの役割分担を明確にし、それぞれの活動を促していくというものを基本にしていると思っておりますけれども、議会から要望があることは承知をしておりますが、今の飯綱町に自治基本条例を制定して何とか取り組んでいかなくは困ってしまうというほどの緊急性はあまり感じておりません。

というのは、今のこの 1 万人程度の規模の町であれば、あえて自治基本条例を制定しなくても、議会と町部局と地域の役員、住民と、いろいろなコミュニケーションを持つ中で今まで十分その機能を発揮してきていると考えているからです。しかしながら、住民等からそういう制定が強く望まれることがうかがえるような状況になったときには、町の上からの押し付けの自治基本条例ではなく、みんなで作り上げるような自治基本条例なら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 確かに上意下達であってはいけないと思います。そんな時代でもないと私自身も思っておりますけれども、10年ほど前に北海道のニセコ町がどうもこういった条例を作ったのがはしりらしいです。

ニセコ町の場合は、まちづくり条例としてあるようであります。私もネットで条文などを見たのですが、条文の中には町長の責務や議会の責務、また町民の責務といろいろありました。確かに自治、自ら治めるということですが、町民一人一人が意識として持つことは大事ではないかと思えます。

合併して結構になるわけですが、ようやく水道のほうは一本化のめどが付いてまいりました。やはり集落もそうですけれども、自分たちの町は自分たちでつくっていくのだという気概は大事ではないかと考えています。そのようなことから、これは作ったほうがよろしいのではないかと思えますが、再三ですが、町長、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 決してそのようなものは必要ないという答弁をするつもりはありませんが、今の飯綱町の現状を見ますと、私はあえてそういう基本条例を制定しなくても十分住民が自分たちの町をつくり上げていくという、そういう関係はきちんとできていると思っております。

議員が所属する赤東区などはまさしく見本ではないかと思えます。6つぐらいの組が一緒になって、いろいろな要求や要望や、そして活動も公民館、老人クラブがいろいろ一緒にできるものは一緒にやって、道路を造り、何を作り、お祭りをやりという、こういうスタイルになってきていけば、私はまさにそれが理想的な状況で動いているので、そこにあえてまた、責務などを否定するものではありませんが、それを制定していく緊急性は少し乏しいだろうと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私は今回、この質問をするに当たって、たまたまテレビで見た東大卒の教

授ですけれども、自分より若くて40代だったかと思いますが、この世代でもこういうことを考えているのだと、少し新鮮な気持ちを感じました。今日はここに本を持ってまいりましたけれども、斎藤幸平さんという方です。彼は何を言いたいのかというと、格差社会の是正、新自由主義にアンチテーゼを張るという論調でありますけれども、資本主義社会が生み出してきた貨幣経済、個人主義というもので、買うにもお金で解決できる、そういった社会から、人とのつながりを大事にして社会を構成していく、そういう時代が訪れるのではないかという論述です。

確かにパレスチナ自治区、チベット自治区の問題を見ましても、自治というのはなかなか難しい問題ではないかと思うのですが、やはりこの先を見据えたときに、今までの政治の在り方も変わってくるのではないかと思います。都市部と山間部では政治の在り方も違うと思うのですが、町長におきましては、飯綱町の政治をどういう方向性で持っていきたいのか、改めて伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろな要望があるにしても、法治国家であります。地方自治法または施行令に基づいて地方行政を進めるというのは、何といても大原則でして、これに沿った形で地域を進めていきたいと思っております。

ただ、自分の思い・信念というものについては、今、東大の先生のお話が出ましたが、私がよく申し上げている『「分かち合い」の経済学』、東京大学名誉教授の神野直彦さんのお話というのは何回か聞いて、今ちょうど長野県で観光審議会を開催して、観光税といいますか、そのようなものを検討している最中です。その部会長が神野先生で、私はたまたま会っていろいろな話ができるのですが、その人の持論は、地方自治は格差と貧困の解消だと。これを基本に考えていく行政でなければ、私は駄目だと思いますということで、私も常に大きな目標としては、そこに根本的な地方行政のもとを据えて、その上に立って何をどうやっていけばいいか。これは地域、時代それぞれの要望に合わせた形で取り組める範囲で取り組んでいきたいと思ってい

ます。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） Common という横文字は何だと思われるかもしれませんが、いわゆる公共財、共同で所有している財のことだと認識しておりますけれども、インフラ、水道などはまさしくそうですが、ひととき民営化の声も挙がったりしたことがありました。この本を読んでいく過程で思ったのですが、やはり民営化はふさわしくないと強調して書いてあります。なぜかと申しますと、一企業に任せるとやはり利益追求に走りやすいということでありまして、更新の時期を迎えてもなかなか更新できなかつたりということの弊害が付いて回るという指摘があります。

飯綱町の水道も公共財としてこれからも永劫なくてはならないものかと思っておりますけれども、そういったインフラに対しても、住民の意識はそういうものは当然だということでもあります。飯綱町の住民の皆さんがある程度水道というものに対し、どのようなお考えでいるのかは私も憶測で物を言うことはできませんけれども、やはり各自公共財に対して住民の皆さんが、やはり道路もそうですけれども、メンテナンスも含めて私たちのものだという意識の裏付けが必要ではないかと思えます。

そういった公共財に対して、町長の立場ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） あまりそういうことを表立って考えたことは正直言ってありませんけれども、私たちの町の中には国道も県道も町道もあります。国道は国のものだから俺たちは関係ないという発想をしたことはありません。県道もしかり。町道はもちろん管理者としてしっかり整備、維持をしていかななくてはならないと思っています。

また、上下水道は、住民の皆さんがこういう生活をしていくことに慣れた中で、もう当たり前前になっているインフラについて、私はそれをみんなのものというよりも、本当に自然に蛇口をひねれば水が出てくるという状況を、私の立場としてはどうやって維持をしていくか、これ

を財政的にもどこから水を持ってくるのかを含めて、そういうことを心がけてやっているところ  
です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） それでは本題に入っていきたいと思います。

かねてより度々コミュニティーの単位についての議論をしてまいりました。このままで行く  
予定なのか、改めてお伺いしたいと思います。

中島議員が先の議会でも質問をされた経緯はありますけれども、このことはもう合併当初か  
ら何かと話題になってきた案件ではないかと思えます。実際に私自身も何度かこれに触れたこ  
とはあります。それで、過去に住民自治協議会のようなことも考えていると答弁がありました。  
その後、話が特段進んでいるようには思われませんが、人口減少と言われて久しいですし、再  
編していく時が来たと考えます。役員のなり手不足をはじめ、地域の活性化を考えるべきと思  
いますが、この件に関し、町長の現在の見解をお願いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えをいたします。まず基本的に牟礼地区では区、三水地区では4区の  
区長がいますけれども、牟礼地区で区と呼ばれるものが組となっております。両方で区と組、  
合わせて50の集落が存在しているという状況で飯綱町は動いているのですが、この区や組を再  
編していこうという考えは当面持っておりません。

検討したいと思っていることは、一定のもう少し大きな自治体、自治集落を集合したような  
形でできる事務はそういう大きな単位でやったらどうかと。例えば、もう一步、これは大きな  
問題になってきておりますけれども、全体として農業やいろいろなものの担い手がなくなった  
のはどうする、どういう単位でものを考えていくとか、そういう直接組が合併するわけでは  
なくて、共同の作業や活動をやっていくための集合体になったらどうだということで、昔、消  
防の分団の単位がいいのではないかとということで、今、牟礼地区は4分団、三水地区は4分団  
ですが、そこへ福井団地は非常に大きい団地ですからプラス1つとして、9くらいのブロック

に分けて検討していったらどうかということで議論をしたことがありました。ただ、そのときは、まだまだ機に達していなかったのか、各区長には大きな意味でその方向を非常に歓迎するという意見よりも、今はまだそんなことまで考えていただかなくてもいいやねと、私どもはまだまだ十分区として対応していきますよというお話があって、少し話が途切れてきたという経過は間違いなくありました。

ただ、今も思っておるのですが、大きなコミュニティー単位として考えるのは、やはり三水地区の4区、普光寺、芋川、倉井、赤東というのは非常にいいコミュニティーの集落、集合体だと思っております。牟礼地区はとてもまだまだそういう単位に集合するといっても賛否両論でそうはいきませんけれども、そういう一つの良い例を皆さんにお話しするなりして、区長の代表者会議もありますし、そんな場でお話をさせていただいたり、また、区の役員のなり手がいないということについては、もっと具体的に先般お話し申したとおり、印刷物や通知文の下書きやいろいろなものは、代わりに私どもの職員なり、地域おこし協力隊の力を借りて対応をして、なるべく区の役員の重荷を少し軽くしていくということは積極的にやっていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今回の質問に当たって、飯綱町集落振興支援基本条例を改めて見直しました。第6条の（8）に集落を超えた連携を推進することとあります。地区によってはそれぞれ風前のともしびみたいなところもあろうかと思うのですが、やはりある程度のまとまった単位が必要ではないかと私は考えます。依然、牟礼地区のほうでそういった話が進まないのはどうしてでしょうか。町長の思い至る範囲で結構です。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く地元でも取り組んでいないというわけではなくて、もう既に例えば公民館の活動などはA集落とB集落が一緒になって参加しようとか、また、私どもがいる平出やその近くに番匠地区などがあるのですが、PTA とか自警団とか、そういうものは一緒にやって

いこうということで進んできている。そのような取組で何とか現状を維持してきているかとは思っております。

実は先般、夏川区という 33～34 戸の区に、行政懇談会、町長のお出掛け懇談会に出てこいと言われまして、その議題は、区の再編について町はどう考えているという議題で少し話をしろということだったのですが、實際上、どこの区とどういう形で一緒になるかということになりますと、極めて総論賛成、各論うんぬんで、非常に難しく奥の深い問題だとつくづく感じてきました。

したがって、これは先ほど申しましたとおり、上から押し付けで A と B と一緒になってくださいということではなくて、ぜひ住民の総意のもとで動いていかなければ全く意味のないことだと思っておりますので、その手始めとして、この行政的な事務については 3 集落で一緒にやってみませんかということで働き掛けをしていくところからスタートしていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 飯綱町は移住者の受入にも積極的かと思えますけれども、実際に転入された皆さんはその地区の自治会等にきちんと入っていただいているのでしょうか。現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。役場の住民係の窓口では、区・組の集落組織に加入しようということで、転入者の方についてはそういったチラシを総務課から依頼されておりますのでお渡しをして、集落組織に加入することを推進しております。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） それはやって当たり前の話ですが、実際に実績としてどのぐらいの数字なのか、転入された方はほぼ全員加入されているのか、その辺を知りたいのですが。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。先ほど課長から話があったとおり、転入者の方にはできるだけ区の方に入っていただきたいということで依頼はしているわけですが、実際にはどのくらい入っているのかといった数字的なものは、町ではつかんでいないところです。

ただ、町のほうで毎年区・組活動費ということで定例配布の数に応じて区・組に活動費を払っているわけですが、たぶんこの定例配布をしている戸数が区の自治会に入っている人数だと思われま。必ずイコールというわけではないのですが、この定例配布の戸数が今年の10月末現在の数字では、3,634戸という数字になっております。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 移住された方々の中には、この間の農業委員ではありませんけれども、藤原さんは確か移住者だったと思いますが、そういった町の役にもなっていた状況が生まれてきております。非常にありがたいことだと感じておりますけれども、転入されてきた皆さんの当該地区への帰属は置いておいて、その横の連帯というものは、移住者同士の交流みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いくら町長の事務とはいえ、皆さんが横のつながりを持っているのか、また区に入っているかどうかのチェックというのは非常に難しいと思っています。

ただ、移住者同士の交流も大事ですけれども、中島議員から前にありましたけれども、1つの区・組に入ったときに、その区員・組員の皆さんとの交流が基礎になって、そこから次のステップに進んでいって、あの人も東京から来た人ですよということにつながっていくようなことは伺いますけれども、まるっきり大阪の人と東京の人とつながりがあるかと言われても、それは今の時点では計り知れないところだと思います。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 新しく飯綱町民になっていただく方には、この地域を盛り上げてほしいと

思うことが大ですけれども、先ほど町長から、わが赤東地区のことに触れられましたが、その赤東地区でさえ、今年副区長が不在です。ということは、やはりなり手不足に直面していることだと思います。人材が全くいないというわけではないですが、なかなか区長を引き受けることに対してハードルが高いというか、引っ込み思案なところがあるというか、そういうところがどうしてもあって、今回たまたま不在ということでもありますけれども、これはわが赤東地区に限らず、これから町内のあちこちでそのようなケースが出てくるのではないかと思います。組織自体をもっとスリム化したり、要らない仕事をなくしたりすることも含めて、今後の組織の在り方は検討されるべき、ちょうど展開地点に立っているのではないかと思います。

赤東に限らず、町長が把握している範囲でどの地区が足りない、なり手不足のところがありましたらご報告いただければと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その質問についても明快な答弁は非常に難しいし、あまり正直なところ実質的には区長や組長が誕生してきても、相当内部ではいろいろあって、やっと決まったというところもあるかもしれません。赤東地域でも私の10年の任期のうち、副区長がいないというのはもう2回目です。でも、それは地元の事情もあったりしてそうなっていると思いますけれども、選出方法にもいろいろな副を受ければ自動的に長になっていくとか、3人そっくり代わってしまうとかいろいろなものがあると思います。ただ、答弁にはなりませんけれども、もう少し女性の登用を考えてほしかったと思います。しかも、副なら副だけでやってもらえばいいではないですか。それでその人を長にというのは、それはまた長は長でみんなで選んでいこうぐらいの、そういう点ではそろそろ組長、副区長に女性が出てきていることは間違いありません。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） ここでコミュニティーの在り方をうんぬん言ってもすぐには解決しないこ

とだと思っておりますが、やはり事務的にもスムーズに行くような在り方が望ましいと思います。  
またそのような方向で考えていただければと思います。

続いて、公共交通の見直しについて質問いたします。

現在、オンデマンドなどいろいろありますけれども、どういうふうに向かっているのか。  
ここへ来てしなの鉄道の車両編成が少なくなったり、いろいろまた弊害が出てきておりますけれども、この間のラジオでも小谷の大糸線ですか、飯山線の赤字の話にも触れておりました。  
しなの鉄道も黒字とは言えない状況だと思っておりますが、やはり公共交通機関というのは住民の足となる大事なものであります。鉄道に限らず、バス、タクシーもろもろを含めてそうだと思うのですが、今後どういうふうに見直しをされていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） それではお答えいたします。9月の定例会の風間議員からも同様のご質問を受けまして、それに対してお答えをしたところですが、現在iバスの運行体制について、見直し等改善に向けた検討を進めているところです。令和6年10月からの新しい運行体制の構築を目指そうというものです。

具体的には、朝の定時定路線便は維持した上で、昼間から夕方までの時間帯については、現状のセミデマンド方式、あらかじめ9時便、11時便など出発時間の目安を定めて運行する体制から、フルデマンド方式、予約に応じ、随時経路を設定し、運行する体制に見直しをかけていきたいと。それから、夕方の定時定路線便とナイトワゴンは、フルデマンドに移行をしていきたいという考えであります。これにより、一日の最大運行本数の増加が見込まれるほか、現状より予約の自由度も高まることから、利用者にとって利便性の向上が図れるものと思われま

また、19時以降の夜間交通体制や休日交通対策としては、公共交通による対応ではなく、町長が申しておりますけれども、タクシー事業者への支援を実施することで、タクシー運行を確保したいと考えており、タクシー事業者との調整等を進めているところです。

なお、令和6年10月の運行体制の見直しに向け、これから運行事業者と本格的に協議を開始

し、具体的な制度設計を進めていくところです。2024年問題や慢性的な運転手の不足という課題もありますので、今後どこまで運行体制の見直しが進むかは不透明なところもあります。

いずれにしましても、夜間交通対策を含め、公共交通の将来の在り方全般にわたって今後さらに検討、研究を進め、高齢者や交通弱者にとって効率的で利便性の高い地域の足を確保していけるように、公共交通については大きく見直しと改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 高齢化社会に向けての福祉バスの介助者を付けるなど、そういった対応は万全でしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。バスヘルパーというものを現在実施しております。令和4年度の実績ですけれども、週に水曜日と金曜日の2回実施しております、iバスの利用者1,693人、これはこの水曜日と金曜日の2回実施した中での利用者ですが、1,693人のうち、1,014人、約6割の方が利用しております。乗降の際、ヘルパーがいて助かる、お話し相手になってもらってありがたいなどのご意見が寄せられております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） それでは、また議会から要望として挙げているのですが、公共交通の整備の4項目めに、地域住民が運行するコミュニティータクシー事業の仕組みを町が各集落と協議し、開始することと挙げてあります。このコミュニティータクシーについて、まだ国との調整がつかないということも聞いておるのですが、このことについてどのようにこれから構築されていきますでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。既存の公共交通を補完する仕組み等も併せて研究をしているところです。マイカーを活用しました共助型公共交通を運行しております富山県

朝日町のノッカルというシステムがありますけれども、その視察に行くなど、自家用有償旅客運送も併せて研究をしているところです。ただ、これにつきましては、自家用車を利用するわけですが、運転手につきましては、二種免許は不要ですけれども、運行管理、車両の整備管理が必要になりますので、そういったものをどのように構築していくのか、そのようなことも対策としては必要になってくるということで、研究の段階です。仮に今これを運行しましても、その受け取る対価についてはガソリン代や道路の通行料、駐車場料金、あと人件費、事務所の経費等、営利を目的としない妥当な範囲ということで、通常のタクシー料金の半額程度と考えられているようです。

もう一点ですが、今国のほうで進めておりますけれども、ライドシェアという方法があるのですが、これは当然二種免許も要らない、それから運行管理の配慮も不要という内容でして、一般ドライバーが有料で顧客を送迎する白タク行為というものを合法化するものであるもので、これについて許可等はまだ出ておりませんが、こうした仕組みも今後の状況を把握しながら、今の公共交通の補完的なシステムとして研究を進めていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） タクシーですけれども、本来、公共交通機関を使うのが望ましいとは思いますが、やはり急いでいたり、それなりの事情があったときにはどうしてもタクシーに乗らざるを得ない状況かと思っております。聞いたところでは、町内のタクシー会社に連絡をしたのですがつかまらず、長野市からタクシーに迎えに来てもらったという話もありました。そのようなことから、またこれは事業者とそういった面談をしながら、事細かい住民サービスにつながるようにしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（青山弘） 石川信雄議員、ご苦勞さまでした。

暫時休憩に入ります。午後1時55分に再開します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

---

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位 5 番、議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きしてまいります。

まず、峯村町長、今期の任期も折り返しとなる来年度予算の編成時期となりました。まず、一般会計予算の編成方針についてお聞かせいただきたいと思います。物価高対策等も含めまして、お聞かせいただけるとありがたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。いよいよ来年度の予算、本格的編成はこれからでございますが、既に後期の基本計画に基づく実施計画の向こう 3 年のヒアリングは済ませてきておりますので、ほぼ大綱については先が見えています。

具体的な基本方針ですが、先ほども若干申し上げましたけれども、ハードの時代からソフトと申しますか、福祉、医療、教育、そういうソフトの面を、おそらく重視したような時代になってきておりますので、その面を充実させていく予算内容になるだろうと思っています。しかも基本には、本当に格差のない貧困の差のない、そういう飯綱町を形成していきたいというのが、大きな基本的な考え方です。

これを踏まえまして令和 6 年度の予算編成におきましては、令和 5 年度の一般会計の当初予算は 82 億円でスタートいたしました。この水準を基本にして考えていきたいと思っています。今も補正で、今回もう既に 94 億円まで一般会計がきておりますけれども、そのうち 10 億円がふるさと応援寄付金です。それを引き算しますと 84 億円程度ということになります。ほかの補正の関係もあって増えてはきておりますけれども、82 億円程度を一つの水準の基本として考え

ていきたいというのが一つです。

あとは何といってもやはり、いつもそうですが先駆性があるか、事業の収益性、事業効果が高いものであるか、また大きな課題である人口減少対策につながるような事業であるかなど、あとは大事なデジタル化です。DX の関係についても、これはやはり避けて通れない大きな取り組み事業です。これをいかに住民の生活や向上につながっていく DX の利用につながるということ、そのようなことを大きな基本として、予算編成に当たっていききたいと思っております。非常に厳しい予算になりますので、事業費等については前年対比 5% 全額カットさせてもらってスタートしていこうと思っております。

物価高の対策、これは今年度のことについて申し上げても恐縮ですが、最終日に国が補正予算を組みましたので、その関係で物価高騰に対する対応策が出てきます。けれども、どうも来年についても決して楽観できないような中身です。国の動きも注視をしていきますが、町としても今後の動向を見ながら物価対策というものをどうやって考えるか、そこに弱者といわれるような皆さんに対して、場合によれば町独自でも何かを考えたほうがいいのか、その辺は今後少し時間を持って来年度予算の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） とにかく実質給与が減る、年金が減るといような中において、先ほども議論がありました社会保障費の負担は上がってくるであろうと思います。また子育て支援の関係で税金も上がる可能性があり、物価高も、品目は減ってはいますけれども、上がったものが下がってくるという状況下にはなく、住民の皆さんは厳しいやりくりの中で、何とか暮らしておられます。ここへ来て大変な寒波もやってきて、また燃料費も上がってくるだろうという中においては、やはり町独自の対策というのは不可欠であろうと思います。ここは、町としては対策を都度きちんと打ってきていただいていますので、来年度予算においても、当然国の動向もありますが、町独自のものも付加して町民の皆さんの生活を守るというところを、町長は 1 人も取り残さない政治をというところで頑張ってくられましたので期待をいたします。来年度予算の 3 月の上程を大変期待していきたいと思っております。

さまざまな分野において、近隣自治体からも飯綱町は大変頑張っているというふうには評価は受けております。ただ、そのところは町民の皆さんになかなか真っすぐ届いてない部分もあるのかなと、それは私たち議員の怠慢でもあるのかなと。そのところはきちんとお伝えしながら、町民の皆さんとも力を合わせて、いいまちづくりを頑張っていきたいというふうには思っております。

私たち議員もここが折り返しでありますので、またかぶとの緒を締め直して、町民の皆さんの声をしっかりといただきながら町政に反映させていきたいと思っております。また近々、日本共産党の議員団としても町長と面談をさせていただいて、予算と施策の要望等についても懇談させていただくようになっておりますので、そこでも具体的などころの話をさせていただきたいと思っております。

次に、国保税の関係をお聞かせいただきたいと思います。国民健康保険が広域化されて、納付金の関係は町が徴収をして県へ納付金として納めるという形が出来上がりました。今、国保税は一番低いところと一番高いところの差が大変に大きくある中において、長野県においては、まだまだ統一へは時間がかかるだろうといわれているわけですが、そのところのまず見直しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。国保税の県統一の見直しはということですが、納付金ベース統一の目標年度は令和12年度に設定することにしております。県と市町村の事務職員等から構成する3つのワーキンググループ、保険料、保健事業、市町村事務処理標準化、を設置し、長野県の国民健康保険運営について検討、保険料水準の統一に向けての取組が行われているといった状況であります。

主な取組内容については、二次医療圏の医療費指数が県平均以下の7医療圏、長野・松本・上小以外について、小規模市町村での高額な医療費発生による医療費指数の急激な変動リスクを抑えるために、より大きな枠組みで医療費を分かち合うよう、医療費指数を令和4年度から

令和9年度に二次医療圏に統一することを目指しております。医療費指数の二次医療圏で統一を開始していない3医療圏、長野・松本・上小、飯綱町も入りますが、この小規模市町村についての急激な医療費上昇による納付金増加リスクを回避するため、激変緩和措置の方法を令和5年度において現在検討しているといった状況であります。また、全県で資産割を令和9年度までに廃止する方向で進めております。飯綱町は既に、平成30年度に資産割は廃止済みであります。

また、国民健康保険税の応益割、均等割・平等割が、県内でも低い市町村について標準保険税に近づける取組をされているということですが、飯綱町は対象外といったところです。保険税統一化は、収納率が低い市町村にメリットがあり、収納率が高い市町村の理解を得るために、収納率の低い市町村の底上げを図る取組が必要ということで、令和5年度は収納率向上対策について意見交換、検討されているといった状況です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 飯綱町の場合は、担当も税務の方々と連携をしながら収納率の向上に努めていただいて、令和4年度の決算においても向上しているという状況が見られると。加入者の皆さんも、努力をされて納入をしていただいているということの裏返しだろうというふうには思いますが、まだまだ過年度の滞納がある方もおられるというような中においては、なかなか厳しい状況のご家庭もあるということを鑑みながら、あまり大きな保険税の負担にならないような方向も探っていかなければならないと思っています。

今はこれで検討されているところではありますが、現状と比べた場合にはどのようになっていくと見込んでおられますか。上がるか下がるか、お分かりでしたらお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。上がっていくか下がっていくかということの議論はこれからになるかと思えます。ただし、飯綱町の国民健康保険税の税率や税額ですが、市町村の標準保険料率からすると若干低めになっているということで、目指すところはその標準の

ところかと思われます。実際どうなるかはこれからの議論になるかと思ひます。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 合併前の牟礼村、三水村の時代から、予防医療については両村とも大変力を入れて取り組んできたという経緯がございます。町に合併されてからも、そのところは力を入れてきているという状況があり、大変評価のできる施策であると思ひしております。特に国保加入者については飯綱病院で総合健診、今までの人間ドックを利用された場合には、助成も大きな額を出していただいておりますし、やはり近くの病院で受けられるということは、町民にとっても大変利便性が高いと思ひしております。

もう一つは特定健診の受診率を上げていくこと。ここがやはり納付金のところにも大変大きくパーセンテージとしてかかってくる。あとはそこに対する保健師の指導、ここもきちんとやっていくというところで、支援者負担金、加算金が出てくるという形で納付金にだいぶ大きく関わってくることになってきます。この辺のところの考え方ではありますが、コロナ禍において特定健診の受診率がだいぶ下がりました。ここからまた戻していくという作業になってくるわけですが、この点についての考え方を保健福祉課長からお聞かせいただければと思ひます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。その前に、今の保健事業と介護事業の一体的な実施は令和3年度より実施しており、町の介護、医療、検診状況を総合的に分析しております。

検診受診者のうち血圧、血糖と基準値以上の方に対しては生活習慣の振り返りにつながるような保健指導の実施と継続的な検診受診となるようなところも含め、保健師が個別に関わっています。また検診受診の必要性や高血圧、糖尿病等を予防することを目的に、町の検診についての受診勧奨及び家庭血圧測定や生活習慣病の予防についての講話を、町内の通い場等で保健師、管理栄養士が実施しています。

来年度以降も評価や分析を継続し、町の健康課題について取り組んでおります。そこで一番重要なのは検診の受診率の向上です。そこについても、一生懸命取り組んでまいりますので、

よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） この国保に関しての特定健診は40歳以上ということになってまいります。特に生活習慣病の早期発見ということになってくれば、それよりも若い方々にやはりきちんと検診を受けていただくという勧奨もとても大事な事業になってくると思います。毎年、ここに住民票のある方に関しては、秋頃でしたか、次年度の検診をどこでどうやって受けていくのかというアンケートが来て、それぞれ、職場で受ける、集団検診で受ける、個別で受けるなどの返しがあるわけですが、特に糖尿病等に関しましては、早い時期に発見されて、ボーダーからなるべく正常に戻していくという生活習慣の改善が大変大きな効果をもたらしてくるというようなことにおいては、やはり若い方々が自分の健康について関心を持っていただく。実際にきちんと検診を受けていただくということを、どのように勧奨していくのかというところが大きな課題になってくるかと思いますが、この点についてどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。若い方の検診というより、やはり健康診断を未検診の方に対して、各保健師がそれぞれの地区に、個人宅に回って受診の勧奨を今年度実施しました。その中で、やはり農業している若い方が特に健康診断しない方が多く、数度回り勧奨しているところです。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 特に農業をやられている方は大変体も使っておられますし、健康に関しては十二分に気を付けていただけて頑張っていたかかないと、飯綱町の農業というものが成り立っていかないと思いますので、保健師の充足ということも大変重要になってくると思います。その点についてはどのように考えておられるかお聞かせください。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 保健師の充足につきまして、今ちょうど保健師の募集を行い、その結果、募集をしていたのですが応募がなかったという現状です。そこで先ほど樋口議員の中にもありました、県からの派遣等、こちらでどのぐらい足りないか要望調査等した中で、また県に要望していく段取りとなっていくかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 保健師は町民の皆さんの心身ともに健全な生活を支えていくという部分において大変重要な任務を担っておられるということで、その保健師の充足にはあとどのぐらい必要なのか、お聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 現在においては、充足が足りている現状です。先ほど募集と言いましたのは、4月に1保健師が大学でキャリアアップのために、退職したいというような状況です。しかし大学へ行っている間に少し時間等ありましたら、またこちらに会計年度任用職員として手伝ってくれるような話になっておりますので、今のところは、充足は足りているところです。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 飯綱町は若い保健師が多い中、ご結婚されて産休に入られたり育休に入られたりという方もたくさんおられます。やはりそこには、代わりの方がおられなければ仕事は回らないということにもなりますので、このところはやはり数的に足りているというところと、実務的に足りているというところでは若干違ってくるのかなとも思います。

また、さまざまな問題があったときに、法的に、プライバシーの保護などいろいろ関係なく、そのご家庭に入って相談に乗る、助言をしていただく等、大変大きな権限も持っておられることにおいては、本当に大事な大事な役割を担っておられる中において、そしてまた包括支援センターにおいては、3職種がきちんとそろわないと成り立っていかない事業所ということにな

ってもきますので、この保健師の充足確保はとても大きなものになってくると思います。

その中でやはりケアマネジャーや、主任ケアマネジャーなど、取れる資格もきちんと取って  
いっていただかないと、この町自体が回っていかないと思います。これから迎える高齢化社会  
においての大きな担い手になっていくであろうと期待をするわけですので、採用に関しては、  
やはり積極的に取り組んでいただきたいと思います。ご期待を申し上げます。

次に介護保険の関係をお聞かせいただきたいと思います。来年度は第9期ということで、先  
日秋口あたりから、アンケート調査が入ってまいりました。そこをまた整理をしたり分析をし  
ながら来期に向けてどのような計画を作っていくかという、今、途中でであろうかとは思いますが、  
ある程度見えてきているところでお聞かせいただきたいと思います。

以前、私は一般質問において、徴収段階を今の10段階から、もう少し多くの段階に分けて、  
収入による負担の割合をもう少し軽減できるような形を取ってほしいと求めましたが、飯綱町  
においてはそれほど大きな収入のある方が少ないという中で、多段階にしてもあまりメリット  
は大きくないのではないかという答弁がありました。来期はどのように考えておられるのか、  
まずお聞かせください。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。所得段階につきましては、現在9段階から町では  
一つ上げて10段階になっております。そこで、今年度第9期の方針では、国の標準段階に基づ  
き13段階に設定する予定です。メリットにつきましては、高所得者の標準乗率を引上げ、低所  
得者、1段階、2段階、3段階の方の乗率を引下げていくような形で、逆に1段階、2段階は、  
現在の試算では、逆に保険料が下がるような計画で行っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 国保もそうですけれども、ほかの社会保険もそうですが、保険料を納め  
ても使わないで一生終わられる方も大変多い、介護保険もやはりそういう保険であります。特  
に、介護保険の場合は、認定を受けて介護度に応じた利用ができるという形になってまいりま

す。

ケアマネジャーさんに計画を立てていただいて、その中で生活の支援を受けながら、できれば在宅でと願う方が多いと、今までのアンケートの中にも現れてきております。やはり多くの方々はそう望んでおられるのであろうと思いますので、そのところはしっかりと支えていかなければならないと思います。

同僚議員からも質問がありましたが、介護を担う担い手の人材不足というものは大変大きなものがあります。今、町でも取り組んでいただいている総合事業が、大変盛んに地域の皆さんに受け入れられて、地域の中でも活気が出てきているのではないかと考えています。利用をする方、支える方、地域の方が支えておられるわけですが、そういう中で以前よりも増して密なつながりができているということはとても大事なことであろうと思います。それによって、介護認定者の出現率や介護度がかさんでいくというところへの良い影響が出ているのではないかと私は思っているわけですが、担当としてはどのように分析をされておられますか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。確かに、今ある通いの場につきましては、介護状態になるのをできる限り遅らせる、また介護予防が需要増大による専門職不足や財政制約を緩和するためには必要であります。また仮に要介護状態になっても、その状態を可能な限り維持できるように努力することが重要であります。

その中で一番、通いの場、皆さん、高齢者が身近で寄り添う通いの場が重要と考えております。また一番介護状態になる一つの要因では認知症がございます。やはり通いの場、そういう社会的活動の中に飛び込んでいくことが重要であると、この前の研修でも言うておりましたが、推進しているところです。しかし、コロナ禍の中止から今再開になってきているのですが、少し減少気味です。多い所は3割も減っているような通いの場もあります。そこで地域生活コーディネーターですが、新規よりも今の現状を維持するのが大変じゃないかということで大変努力しているところです。しかし、多世代のパワリハやスロージョギングなどの鍛える系の活動

については増加傾向でございます。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今、通いの場であります所の実態をお聞かせいただいたわけですが、それが介護の予防にどのような効果をもたらしているのかというような評価についてはどのように考えておられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。介護予防の評価ですが、今、介護認定のための分析や疾患要因別の人数や認定時の年齢等、3年計画で分析しているところです。これが予防とどう関係あるかは別としまして、認定の要因の1番は骨折や関節系でございます。また2番は脳血管疾患、3番目が認知症、4番目ががんとなっております。

また認定全体に占める比率が5%以上についての認定時の平均年齢につきましても、骨折、関節系が1番、また心疾患、高血圧で、大体84歳から87歳時点で介護認定に進んでいく方が多くなっております。逆に年齢が低いのは、1番、がんです。がんにつきましては平均年齢78.1歳、もう80歳になる前にがんで介護認定を受ける方が多くなっております。

以上のことから、介護者数を減らすためには、骨折、関節系の予防が効果的で、この通い場などでの健康運動が重要かと思っております。また、がんの予防をするには、やはりがん検診の受診率向上が考えられると分析しています。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） それぞれを決算時において、毎年毎年評価はされていると思うわけです。

私は介護予防に関してはパワーリハビリ等においても大変大きな効果があるともお聞きしておりますし、数値的にも定期的に筋力検査等を行った場合には大幅に落ちていかない。年を重ねても筋力が落ちていかないということは、大変大きな成果であると思っております。やはり希望される方がなるべく多く取り組めるような環境づくりが大変重要になってくると思います。多分、そこが今、課題であろうと思うわけですがけれども、そのところの取組は前回お聞きし

ましたので、しっかり力を入れて、ご希望の方が後回しにならないようにというところで。やはり早く始めれば、それだけ筋力が落ちない、元気で過ごしていけるということは、もう火を見るより明らかであります。私の母も91歳になりましたが、私よりよほどしゃんしゃんと日々の生活をしているという中においては、やはりパワーリハビリを8年以上続けておりますのでその効果は絶大だと実感をしております。ただ、希望してもなかなか入れないということで、機器が遊ばないように上手に回していただいて、そのところはトレーナーをしっかり養成されて、住民が住民を支える形の中において活力のある飯綱町を今後もつくっていくというところが、これからのまちづくりにとっては、大変大きな光になっていくのではないかと思います。

前日も申しましたが、信濃町の皆さんとお話することが多いわけですが、介護予防に関しては、到底飯綱町にはかなわないと申されております。地道な努力を日々重ねることがどれほど大きいのかということは、町民の皆さんも大変よく分かっておられると思いますので、町とすればそのところにきちんと応える体制づくりを、来年度も力を入れていただきたいと思っております。決意は前回お聞きしましたので、ご期待いたしますのでお願いいたします。

引き続きまして、飯綱病院の経営安定についてお聞かせいただきたいと思っております。同僚議員からも縷々質問がありお答えもいただいております。コロナ禍で、私も検討委員会のメンバーではありましたが、会議自体が開かれなかったという中では、なかなか見えないところもあるわけですけれども、一番重要なことはやはりスタッフの確保ということになってくると思っております。ドクター、看護師、あとはさまざまな検査技師でしたりレントゲン技師でしたり、薬剤師でしたり、そのところがきちんと充足され回っていくというところが、病院の経営に関してはとても重要です。そこで一番重要なのは、やはりドクターの確保になってくると思っております。努力もされて、少し明るい見通しも見えてきたという答弁がございましたので、そこに期待をさせていただきたいと思っております。

あともう一点、やはり病院の経営で一番安定的にお金が入るとすると、自費の部分をどうしていくかということになってくると思っております。保健事業ではなく、検診事業ですね。歯科

もしかり、医療関係もしかりというところで、検診はそれぞれの病院が独自にその料金を設定できる部門になってまいります。ただ、それをきちんと担うにはスタッフの確保が欠くことができないというところになってきます。

今、検診事業は総合健診等、日常の検診の合間を見ながら、空き時間を縫うような形の中で検診をしていただいているということであります。これは実現できれば大変素晴らしいと私は思うわけですが、この間乳がん検診の休日の集団健診をやっていただいた経緯がございました。希望者が大変多かったとお聞きをしています。もしでき得るのであれば、たとえ年1回であっても、休日の土曜日を検診に充てることはできないのかということです。その日はもう検診のみであとは急患という形にはなってきますが、もしそのようなことができれば、職場にお勤めの方でも、飯綱病院で検診を受けることができる。この日は検診の日としてあらかじめ自分のカレンダーにきちんと置くことができるというような形において、一つ検討。もしここでスタッフがきちんと充足できればということにはなってきます。シフトでやっていただくようになりますので、当然その職員の方がなければできない話にはなってきますけれども、そのような検討というのはいかがなものでしょうか。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。今、議員のほうからお話ございましたとおりで、検診につきましては、このところは当院としましても強化をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それで今ちょうどマンモグラフィーの話があったのですけれども、乳がん検診の関係ですけれども、今ご提案いただきました、以前には土曜日の検診があったということをお伺いしました。すみませんが、私はよく存じていなくていけないのですけれども、その件につきましては、また研究をさせていただきます、町民の方がお受けいただける環境をつくっていただければいいなと思っております。

このことは定かではないのですけれども、ちょうど昨日、院内の来年度のいろいろ、機械の

ヒアリングを院長とやらせていただいたのですが、そういう中で、マンモグラフィーも時期が到達してきておりまして、こちらのほうも来年度更新してまいりたいと考えているところです。今いただいたようなお話も含めて、多くの方にご利用いただけるような環境の検討をしてみたいと思っております。

また、検診を通じましてそこから、婦人科は当院の場合厳しいのですけれども、検診のほうからまた精検というような形で、一般の診療のほうにつながっていただくチャンスでもございますので、そのところは大事にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 先ほどふるさと納税が大変大きな額が見込めるようになってきたというお話をいただきました。もし休日の検診事業というものが行われるならば、ふるさと納税の返礼品にも使えるのではないかと思います。

飯綱病院も、最新の機器を入れていただいて、大変精度の高い検査をしていただけるという中においては、その機械も有効に使わせていただいてというところはとても重要になってくると思います。休日に、少しその前にお休みを取っていただくなどして、ご家族でこの町へ滞在していただくような形のものがもし取ることができれば、交流人口も増えていくような形にもなってきますし、飯綱町としては一つのブランドになっていくのではないかというふうに思います。

この点についてはいかがお考えでしょうか。町長も、お聞かせいただければ。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） それではお答えいたします。以前、町長からもそういうような取組は、病院としても検討できないかということはいただいております。先ほど来申し上げてきておりますけれども、経営強化プランを今、策定しておりますので、こちらのほうができれば、議会の皆さんにもまたご説明してまいりますけれども、こちらのほうでも今のそういうところにつきましての検討を研究していきたいと考えております。またそういう取組の中でお示しでき

るようになればいいなと思っておりますので、研究のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私にも答弁ということですので。既にふるさと応援寄付金の返礼品でドック等をやっているところもございます。郵送料も宅急便の料金も要らないし、本人が実際に来てくれてなどいろいろなメリットもありますし、大体ドックが3～4万円といえ、10万円を超えるご寄付をいただかないと返礼品にドックをやることはできません。そういう点でもふるさと納税でもありがたいなというふうに思っておりますので、また病院とも現場と話をしていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 展開によっては、飯綱病院は町にとっても住民にとっても欠くことのできない施設でございますので、しっかり支えていければと考えています。

次に、選挙の投票率の引き上げについてお聞かせさせていただきたいと思っております。令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙の投票率は49.38%でありました。より多くの有権者に投票所に足を運んでもらうための方策を強めていかなければならないと考えております。決算時にもお聞きをいたしました、これとって具体的な答弁というものはなかったように思われます。

過日、選挙に関する有権者アンケートが行われました。どのような意図を持って実施されたのかお聞かせください。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それでは、本日選管の委員長は都合で欠席しておりますので、代わりに書記長の立場でお答えさせていただきます。まず選挙管理委員会では、費用対効果を考えながら投票率の向上を目指して、町の規模に合った投票環境の見直しについて検討をしているところです。

他の自治体におきまして、デジタル技術の活用により共通投票所を設置することで有権者の利便性向上を図りながら投票所の見直しをした事例や、もう一つ、期日前投票制度の普及により選挙当日の夜間の投票者数が極端に少なくなっており、当日投票所の閉鎖時間を繰り上げている事例などがあることから、今回のアンケート調査ではその2点、共通投票所の設置と当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げを中心にアンケートを実施したところです。

ただ、この共通投票所により、どこでも投票できるというそういった利点がある一方で、当日の投票所数が減少することや、当日投票所の閉鎖時間の繰り上げにより投票できる時間が短くなることなど、費用対効果が高まる一方で有権者にとって不利益になる点もあることから、有権者の意向を知るため、アンケート調査を実施したところです。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、投票所を減らすというようなことも入っておりました。どちらかといえば、年齢が高くなる方々の投票率が高いという状況がこの町においてもあるという状況においては、やはりなるべく近い投票所であってほしいと思うのが住民の思いであるというふうに思います。

ここのところずっと、期日前投票が増加しており3割を超えているという状況があります。4割近いときもあるというような中においては、私は夜間を減らす分、期日前投票の投票所を増やすという考え方はないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、飯綱町において、期日前投票をする人が年々増えておりまして、令和3年度以降の選挙では、全投票者のうち期日前投票をした者が占める割合が、いずれも35%を超えている状況です。

令和4年の県知事選において期日前投票所を複数設置した自治体数は、県下77市町村中23市町村という状況で、約3割の自治体が複数の期日前投票所を設置しているところです。ただし、期日前投票所を複数設置する自治体は、面積の広い自治体の有権者の利便性を考えて設置

するところが多く、飯綱町より面積が小さい自治体で複数設置する自治体は立科町と高森町のみとなっております。飯綱町は、県の中で自治体面積は 77 市町村中 52 位ということで、どちらかというと面積的には小さな自治体であり、なおかつ期日前投票所である役場は町のほぼ中心部に位置していますので、このような環境の中で、複数設置によるシステム構築費などの費用面や配置する人員の確保などの課題を考えると、飯綱町のような面積及び人口規模でそれを上回る効果があるかどうかというものを含めて、町選挙管理委員会の中で期日前投票所の複数設置について研究してまいります。

ただ、伊藤議員のおっしゃったとおり、近くに投票所があれば、それは本当に有権者の方にとって非常にメリットのあることだと思いますので、それについてはしっかりと期日前投票所の複数設置について研究をしてみたいと思っております。

もう一つ、先進自治体では、投票所までの移動支援や商業施設内に期日前投票所を設置しているところがあります。今後高齢化がますます進みますので、誰もが気軽に投票に行けるような環境について、費用対効果も含め研究し投票率の向上について目指してまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） やはりここは本当に大事なところであると思います。今朝の折にも申し上げましたけれども、若い方にとにかく投票に行ってください、行動を起こしていただくというモチベーションをいかに持っていただくかということが、今後の大きな課題になってくるだろうと思います。

来年は、任期満了になれば国政選挙もございますし、そういう部分においても、やはりこの取組は力を入れていただきたい部門だと思いますので、期待を申し上げたいと思っております。

時間が押してまいりましたので駆け足になりますが、3 番目の項目をお聞かせいただきたいと思っております。生理の貧困の解消をというところで、これは私も以前、質問をさせていただきました。物価高が続く中で、子育て世代の生活は大変厳しさを増しております。全国的に生理用

品の購入ができない子どもたちや家庭への支援が進められ、強められております。

思春期の子どもたちにとっては、保健室などで相談しにくいということもあり、自治体としては積極的に取り組むべき課題であると私は考えております。前回、教育次長が答弁をされた内容について、私は、これは私の中学校の頃と同じ考え方なのだと感じました。もう五十数年前の話です。やはり子どもたちの心に寄り添った施策というものが大変重要になってきております。これについてどのような検討をされたのかお聞かせください。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。生理の貧困につきましてお答えする前に、生理については思春期の子どもにとってはデリケートな問題なのではないかと、保健室などでも相談しにくいのではないかとというようなことを今、議員のほうからおっしゃられたことについて申し上げます。学校において保健室や養護教諭というのは、子どもたちが担任には相談しにくいことでも何でも気軽に相談できる人であり、安心できる居場所だと思っています。もし議員のおっしゃるような、保健室が相談しにくい場所であるとしたら、それを抜本的に改善することがまず大前提だと思います。

その上で現在、飯綱町の小中学校の養護教諭それから保健室というのは、子どもたちの居心地のいい場所として機能しているということを前提で現状をお話したいと思います。

議員からのご質問について学校に調査をいたしました。養護教諭の返答としましては、現在経済的な理由で生理用品を手に入れられない子どもがいるという状況はないだろうということです。というのは、生理用品だけの問題ではなくて家庭の貧困ということについては、日頃から子どもたちの様子、例えば服装や食生活の様子、子どもの衛生面、朝の顔つきや態度、それから体に何か傷がないかなどいろいろなことを総合的に見て気を配っているからです。家庭に問題を抱えているお子さんがいるのではないかと配慮する中のひとつとして生理の指導も行っているわけです。今のところ実態としては、中学校は保健室に生理用品を欲しいと言ってくるお子さんは年に2～3人程度だという回答を得ております。

ただ、これは小学校も含めてですけれども、性教育で問題になっているのは、最近子供の早熟についてです。基本的に学校の、生理など第二次性徴の勉強というのは小学校の高学年ぐらいに行うわけです。

大体女性の生理というのは、体重でいくと35キロが一つの目安になっていて、それを超えると初潮があるというふうにいわれているのですけれども、最近は小学校の低学年でも生理が始まる事例があります。そうなったときに本人がまだ家庭からも学校からもそういう性教育を受けていなくて、自分の体のことが分からなくて何か悩んでしまうこともあると思います。それに関しては健康診断や発育測定などそういったところも含めて、気を付けているところです。

現在、長水の養護教諭部会では長野市にモデル校を設置して、試みとしてトイレに生理用品を置いているそうです。それを長水の養護教諭の集まりの中で共有しながら、これについて必要かどうか検討していくというふうに聞いております。

それも含めまして、生理の貧困につきましては経済的な問題、それから知識の問題、それから家庭環境、あとは偏見、誤解についても考えていきたいと思います。最近新聞でも報道されましたけれども、長野県でも今度高校入試で、生理痛のひどい人の場合は追試試験を認めるということが決定されました。このように、心と体のバランスを保って子どもたちが健全に安心して暮らせるような、子どもの発育全体のことを考えた、性教育も含めた指導をしていければと思っています。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） もう残り時間1分を切りました。これに関しては、子どもが自分が生理になったかどうかを確認するのはお手洗いであるということを見ると、やはりお手洗いにいるということが重要であるというふうに考えます。信濃町でも今年度から実施をされています。良好な関係が養護教諭と子どもたちの間にあるのであれば、わざわざ保健室まで取りに行かなくても、当然さまざまな悩みは子どもたちから養護教諭のほうに相談することもできるでしょう。ただ、女の子を育てたお母さんからは、そうはいつでも他人に相談したり話をするというのは、引っ込み思案の子にとってはハードルが高いよねという声はお聞きしておりますので、

このところは、私は行っても悪くはない施策だと思いますので、前向きに検討していただくよりも、実施していただくことが第一、良いことではないかというふうに思います。やって悪いことは何もないと思いますので、そのところで、来年度からできれば始めていただきたいと期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山弘） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これにて、一般質問の通告者はすべて終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（青山弘） ここでお諮りします。明日2日から13日までの12日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、明日2日から13日まで、本会議を休会することに決定しました。

14日の本会議は、午後1時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、12月14日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

令和5年12月飯綱町議会定例会

( 第 3 号 )

## 令和5年12月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年12月14日（木曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告  
報告第18号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告  
（1）予算決算常任委員会  
（2）総務産業常任委員会  
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第80号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第81号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第82号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第83号 令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第101号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第102号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第103号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第104号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第105号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 13 議案第106号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第107号 令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 発議第 8号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

追加1日程第1 発議第9号 「健康保険証」の存続に関する意見書案

追加2日程第1 発議第10号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

日程第16 議員派遣の件

日程第17 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦		
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男

保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、ご苦労様です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第18号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。中島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中島和子 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。総務産業常任委員会審査報告書、令和5年12月14日、飯綱町議会議長 青山弘様、総務産業常任委員会委員長 中島和子。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定に

より報告します。

議案第 77 号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

陳情第 8 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 77 号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、特定個人情報の「特定」とはどういう意味か。

回答、マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」という。

討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、現状、牟礼地区の浄水場系と三水地区の浄水場系の配水管は繋がっていない。繋がってれば一本化ということもあると思うが、そうでなければ一本化ではなく旧牟礼と旧三水で分けておいた方が分かりやすいのではないか。

回答①、令和 5 年 2 月 9 日付けで大門川水利組合と、旧牟礼村の水源を飯綱町の水源とする内容の契約を結んだ。配水管の接続については、接続場所を検討し、実施するという考えで進めている。

質疑②、接続の目標は何年度か。

回答②、統合認可を受けるために策定した 15 年間の基本計画では年度を示していないが、将来接続すると記載している。

質疑③、基本計画では接続年度を明記していないということだが、今、条例改正をしなければならぬ理由は。

回答③、認可申請には多額の費用が必要なため、三水地区の浄水場を三水浄水場系から新土橋水源の日向浄水場系に変えるための認可申請に併せて条例改正することが効率的であると考

えたため。

討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情。

質疑⑤、他議会への対応はしているか。

回答⑤、今回は県内4か所に陳情を出していて飯綱町が最初になる。全国で採択された議会は28か所。職員がより良い環境の中で、パワハラを感じないで仕事をして欲しいと考えて活動している。

質疑⑥、政治活動も機関紙活動も全く自由だと思うが。

回答⑥、一般的には問題ないが、庁舎内は中立的立場なのでよくない考える。

質疑⑧、4議会に陳情を提出したそうだが、飯綱町を選考した理由は何か。飯綱町でそういう行為があったと受け取られるが。

回答⑧、他議会は都合により締切に間に合わなかった。陳情を出せたのが飯綱町議会だった。

質疑⑨、それだけの理由か。他市町村から誤解を招くのではないか。4か所に入ったことに違和感がある。もっと広範囲に提出した方が良いのでは。庁舎内でこのような行為、ハラスメントなどは断じてよくないが、職員から機関紙を勧誘される逆の場合もあるため、全部を禁止することはどうか。規則を守った勧誘ならどうか。

回答⑨、職員がパワハラと感じないよう、人間関係で仕方なくではなく、仕事がかどるような形になると良いと思う。これはひとつの提案である。

質疑⑩、特定商品取引法がある。消費者が保護されている法律を職員は心得ているはずだが、そういう行為が行われていると理解すればいいのか。

回答⑩、いろいろな仕事をする中で、人間関係を壊したくないと考える人もいて相談することも出来ない。

反対討論、飯綱町とあるが、実態を把握されているとは思えない。

反対討論、飯綱町庁舎管理規則第6条第2項第1号で物品の販売、宣伝勧誘等は禁止されているので、特に陳情を受ける必要はない。

反対討論、議員の政治活動は議会基本条例に基づき活動していて、政党の機関紙の発行も議員活動の一環のため全く自由であり制限されるものではない。常識で対応するのが当然であり、特定の政党機関紙は自粛することはない。「長野県民の会」からのハラスメントだと感じる。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め質疑を終了します。中島委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。瀧野福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 瀧野良枝 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。はじめに、日程第2（3）

－1、継続審査分の委員長報告をします。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和5年10月25日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

陳情第6号（継続審査）、「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書。

9月定例会審査報告。

説明者、長野県保険医協会 事務局 田村氏。

質疑①、県内のトラブルを把握しているか。

回答①、紐づけトラブルは県内で4自治体。近隣では中野市で、障がい者手帳の内容であっ

た。

意見、現状のトラブルは、マイナンバーカードとは関係ない。点検作業が 11 月中に終了し、何かあれば 12 月以降に手立てをとるとされている。将来的にずっと二通りではおかしい。

質疑②、マイナンバーカード自体を否定するものではないとの説明であったが、トラブルが解消されるまでは健康保険証を廃止すべきでないとの意見書の内容を変えても良いのか。

回答②、戻って確認する。

継続審査採決、継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員賛成で継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和 5 年 10 月 25 日（水）午前 9 時。場所、議員控室。

9 月定例会審査時の質疑②について、委員長が確認を行った結果、「様々なトラブルが解消されたとしても、健康保険証は存続すべきである」との説明を受け、委員会で審査した。

反対討論、国で進めている施策であり、健康保険証を残すと事務的に混乱するであろうことから反対する。

賛成討論、実際に使うにあたりマイナンバーカードを持ち歩くことは考えられない。実用上は、健康保険証を併用しているため賛成する。

反対討論、マイナンバーカードを持たない人には、確認証を出すことが決まっている。カードの総点検が 11 月末までに行われる。結果が出るまでは廃止・延期を考えるべきではない。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

続きまして、日程第 2（3）－ 2 について報告します。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和 5 年 12 月 14 日、飯綱町議会議長 青山弘様、福祉文教常任委員会委員長 瀧野良枝。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

陳情第 7 号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳

情、一部採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

陳情第7号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情。

説明者、なし。

意見①、前年議会で提出されていた二つの陳情が、今回は一つとなって提出されたものである。医療・介護の人員増と処遇改善を求めるものは、委員会では一部採択で議決。介護保険制度の改善を求めるものは、委員会は不採択。本会議では、どちらも採択になっていたものである。

意見②、前回は医療の部分が入っていたが、今回は介護に特化しているものである。介護保険は第9期に向けて、国の法制度が確定しない状況であり、町も事業者も大変苦慮しながら来年度予算や事業見込みを立てている。社協でも人員確保が難しい状況。社会的入院で介護利用者が減り、大変厳しい状況もある。退院して家庭に戻る時の連携がとれていない場合もあり、皆さんが苦勞されている。家族介護で心を壊される家族も増えていると聞く。そういう面で、ただ制度そのものをうまくやっければよいという問題ではなくなってきている。町の状況を見ながら考えなければならない。

意見③、陳情内容が4点あるが、中身の審議をした場合、項目毎に採択・不採択という点もあり、一部採択の可能性も視野に入れたい。

意見④、説明員がいないが、陳情趣旨の2023年末までに結論を出すという点は、どうなっているのか。

意見⑤、まだ結論は聞こえてきていない。

意見⑥、陳情項目の4項目のうち、2の「見直しを実施しないこと」という点はどうか。介護保険も制度設計の見直しをしないと持続可能性がないので、政府も四苦八苦している状況。この様な陳情事項が入っていることが良いのかどうか。自分も一部採択という考えである。

意見⑦、利用料の2割負担は、もう導入されている。現役並みが3割、そこを広げていくと

いう考えがある。国の社会保障費が莫大になることを抑えると考えるか、町民の暮らしを守る立場で考えるかで大きく変わってくる。保険料を払っても利用しないままで亡くなる方も大勢いる。介護保険は高齢化率が4割という中での保険料である。町民と話をする、介護保険については、使う、使わないに関わらず、保険料が高いという声が出てくる。介護給付費をどう減らすかが国の大きな課題である。

意見⑧、公助・共助・自助のバランスをどう取るのか。自分のことは自分でやるのが原則。出来ないから共助があり、公助がある。はじめから公助があるわけではない。自分で努力することが必要。ただし、負担できる人と出来ない人のバランスは見るべき。何でも払いきれないからということではなく、払う努力もしてもらわなければならない。その点が陳情の中では全額公費となっているので、1から4までの項目は一緒にしてよいのか。一部採択があり得ると考えている。

意見⑨、飯綱町の場合、介護予防にも努力をしている。住民の皆さんも、よく理解し、実行されている。国は在宅介護で家庭が壊れていくという状況の中で、介護の社会化を打ち出して、介護保険が作られたという経緯を見ても、国として行うべき責任はあると認めている。介護保険は、期を重ねる毎に使いつらい状況、使える人の幅が狭まっている。

意見⑩、陳情事項1の、介護保険制度の抜本的な見直しは訴えていく必要があると思う。2は、まだ決定していないとは言え、政府の方針を言っている。財源的な問題から利用料2割負担の対象者の拡充を目指していると考え。3の介護報酬の引き上げは、利用者負担も上げざるを得ないという理由になるので、サービスの利用に支障が無いように利用料負担の軽減の対策を講じるというのは表裏の関係。4の全額公費負担は、ありえるのか。社協は町から補助があり、それに該当するかと思うが、介護従事者に給料を支払っている会社への全額公費は納得がいかない。

意見⑪、4は、今までもヘルパー、介護福祉士等の直接の介護従事者に対しては、国も補正予算を組みながら一人2000円を出してきている。そこに付随するケアマネージャー等、事務をつかさどる人には出てこない。企業はその部分を負担しながら、従業員全員の給料が上がるよ

うに手立をしているのが現状。ケアマネージャーがいなければ介護保険自体が回らないことを考えると、当然、事務職にも公費により給料を上乗せすることは重要。3については、1の抜本的な見直しの中の具体的に重要な項目として考えていると思う。

意見⑫、介護の現場の人が大変であるのは当然のことである。どの業種でも人材不足で簡単には増えない。処遇改善をして、少しでも介護の方に振り向いてもらう状況を作るべきだと思う。だからと言って全額、国がある法人に補助をするのはどうか。確かに飯綱町社協は大変な立場で仕事をいただいているが、組織としては業務委託契約を結んでいるので、その中でどう負担をしていくか。町は社協と話し合っ、少しでもそのお金が介護職員等の処遇改善に繋がっていくことが必要。解決はそういった方法でやっていくほかないのではないか。利用料の2割負担の対象者の拡大も、全員が2割負担するのではなく、払える人が払うということ。場合によっては3割払っている人もいる。払える範囲で払っていただき、介護保険の利用を皆が出来るようにしていこうということ。3のサービスに支障が生じないようにというのは、当たり前前の話である。

意見⑬、介護保険導入前は、「措置」で国等で全て費用負担をしていた。それではやっていけないので、皆でお金を出し合っ、社会として多くの人達が助け合いましようというのが制度の始まりである。住民の皆さんも自分の出来る負担はきちんと補っ、いこうとしているが、これ以上は厳しいという声があるのも事実である。

意見⑭、陳情趣旨は理解できる。陳情事項については、介護報酬の引き上げは賛成。そのためどうしたら良いかと言うと、今の保険収入では賄えない。保険料の見直しは容認できる。陳情事項の中で、願意に整合性が取れない部分があるので一部採択で審議していただきたい。具体的には2・3の表現を適切にして欲しい。4は全額公費の文言を削除して欲しい。

意見⑮、原案通り判断しなければならない。これを変更すると趣旨を変えてしまうことになる。どの部分が強調されているのかを考えなければならない。文章を直すよりも、採択か不採択かで考えた方が良いのではないか。

意見⑯、2・3・4を削除して一部採択にしたい。介護従事者の給与を全産業平均まで引き

上げることについては、国も実績として、これまで7万5000円程の改善を行ってきている。まだ全産業に比べると平均賃金は低いが、少しずつ改善されてきている。それも合わせながら持続可能性を高めているということが大事だと考える。

意見⑰、意見書案の前文の内容は良い。抜本的な制度の改善はしなければいけないと皆が思っているが、なかなか進まない。上の文章からすると、2・3・4はどうか。1のみで良いと思う。

意見⑱、3について、介護報酬が増えないと事業者は厳しいという現実をきちんと見なければならぬ。ただ付随して利用者負担が増える。3を削除すると、介護事業者自らが雇用をしている人たちの給与を上げることは当然厳しい状況にあることを解決できないことに繋がる。矛盾しているようで、介護保険制度自体が矛盾の中で動いている姿を現している。そこを是正するために出された陳情内容であると思う。

反対討論、なし。

賛成討論、介護保険制度は、期を重ねるごとに利用しづらく、負担が増え、事業所、介護従事者にとって、大変厳しい現状に繋がってきている。介護従事者の人材不足も大きな社会問題である。これを改善するには小手先では無理である。2025年問題等、国がきちんと分析をし、何をすべきか、財政問題よりも、国民の生活をどう守って、見直すのかの観点が必要である。特に3については、介護報酬を引き上げないで、介護事業所をどう維持していくのか。これ以上、事業所が減らないようにしないと大変厳しいと思う。利用者負担も出てくる。これ以上、負担を増やさないことも、住民の生活実態を見た中での判断が重要である。今回の陳情は、原文のまま意見書として提出すべきと考える。

一部採択採決の結果、陳情項目2・3・4を削除する一部採択とすべきとの意見が出され、採決の結果、賛否同数。委員長裁決で一部採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） なしと認め、質疑を終了します。瀧野委員長、ご苦労様でした。

---

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（青山弘） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

る条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 79 号 令和 5 年度 飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号 令和 5 年度 飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 陳情第 6 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。伊藤議員。

〔議席番号 13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。陳情第 6 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書の採択に賛成の立場で討論を行います。

まず、マイナンバーカードの取得は任意とされています。健康保険は、皆保険制度が整備され、申請がなくとも定期的に発行され、手元に届く仕組みが整えられています。

今回の陳情は、長野県保険医協会から提出されたものです。健康保険証がマイナンバーカードの紐づけされることで、どんな状況の人でも必要な時に必要な医療が受けられることが担保

されなくなることを懸念するためです。マイナポイントにつられてカードは取得しても、不安が払拭されず「保険証」として利用に繋がらない現状があります。

また、12月8日の信濃毎日新聞1面に掲載された、歯科医院のような状況が各地でおきています。読み取り機械は、国の補助かありますが周辺機器の整備は独自に行わなくてはなりません。カードの利用になれない方には職員がつきっきりになることとなります。病院の財政的・人的負担がこれ以上増えれば、病院の維持・存続がいっそう厳しいものとなります。

取得は任意とされているマイナンバーカードによって、安心して地域で暮らしていくことに差が出てはならないと考えます。弱い立場の人や、マイナンバーカードの取得に慎重な人の生活を守ることが求められます。

私は地方議会がこのことを一番重要と考えなければならないと常から考えております。よって、この陳情を採択し、国に意見書を提出すべきと考えます。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提

出についての陳情を議題とします。この陳情に対する、福祉文教常任委員長の報告は、一部採択です。

これから本案について討論を行います。

まず、本案の一部採択に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔議席番号 13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。陳情第 7 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情の一部採択に反対の討論を行います。

介護保険制度は、来年第 9 期を迎えます。私が牟礼村議員に初めて当選させていただいたのは、平成 11 年でした。その翌年から新設されるということで担当から事細かなレクチャーを丁寧に分かることができたことは、幸運なことでした。介護の社会化が謳われ大きな期待をもって創設されて制度ですが、3 年ごとの改正、私達は改悪と考えていますが、その下で必要なサービスが受けられない実態が広がり、事業所の経営も大変厳しいものとなっています。

福祉文教常任委員長としてコロナ禍を含めた 4 年間、飯綱町社会福祉協議会の理事、長野広域連合の議員を務めさせていただきました。厳しい状況の下、地域住民の暮らしと命を守るための努力を間近で見てきたものにとって、今回の陳情は、全部採択でなくてはならないと実感しています。

11 月 22 日の信濃毎日新聞 1 面には、県内の事業所の 9 割で訪問介護職員が不足と掲載されていました。これ以外の職員の確保も大変厳しいものがあり、飯綱町においては町費により職員確保の支援事業が行われていますが効果は上がっていません。この地で亡くなるまで過ごしたいと願う人々の思いに応える介護保険制度を、地方議会として求めていくべきであると考えます。

時々町民の皆さんから様々なご意見やご要望をお聞きしてきました。地域の声の反映こそが議員としてのあるべき姿であると考えます。よって、一部採択には反対いたします。

○議長（青山弘） 次に本案の一部採択に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案の一部採択に反対者の発言を許します。中井議員。

〔議席番号 2 番 中井寿一 登壇〕

○2 番（中井寿一） 議席番号 2 番、中井寿一です。一部採択に反対の立場で話します。

本件は、4つのパートにわかれておりまして、陳情者の承諾なしに一部だけというのは、あり得ないと思います。陳情者は、4つセットで出しているんであって、一部採択を望んでいるわけでありません。ですから私は一部採択に反対します。

○議長（青山弘） 次に本案の一部採択に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案の一部採択に反対者の発言を許します。清水議員。

〔議席番号 11 番 清水満 登壇〕

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満です。介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情について、福祉文教常任委員会の一部採択に対し反対の立場で討論いたします。もちろん、長野地区社会保障推進協議会の意見書全文での陳情は賛成でございます。反対理由を3点申し上げます。

反対討論の1点として、この陳情は国に対し、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める4点の意見書陳情があります。この4点の意見書を福祉文教常任委員会で検討された結果は、意見書4点のうち1点のみの一部採択であります。しかし、陳情者は議会に申請された陳情書中段に、国へ以下4点について意見書を提出すること、と書かれております。これは何を意味するかは、前年12月月定例会で意見書の中身は少し違いますが、一部採択に不満があったのではないかと思います。陳情者は議会で意見書4点について採択をしてほしいとの思いであり、この一部採択には陳情者の思いが反映されておらず、反対の理由の1点であります。

反対の2点目ですが、介護現場の背景を申し上げます。令和5年6月時点での生活保護を受けている世帯は全国で164万世帯202万人が生活保護を受けており、十分な介護を受けていない人口当たりの保護率は1.62%ですが、生活保護を受けているうち55.9%が高齢者（65歳以上の世帯）となっています。更に、日本の人口は減少傾向の中、65歳以上の高齢者は年々

増加しています。介護認定者は、2000年に218万人、2017年に622万人、2021年に666万人。団塊世代では約800万人が、今後介護サービスが必要となり、介護を受ける認定者は更に増加する。しかし、介護職は少子高齢化の進展により2025年度には介護職員が253万人必要となっています。一方2025年度時点で介護人材供給見込みが215万人、およそ38万人の介護職員が不足すると言われています。これは厚生労働省の試算です。これらの状況を踏まえ、一部採択では不十分、社会保障推進協議会から申請のあった意見書4項目で採択し、国へ意見すべきと考え、この一部採択に反対の討論とします。

3点目の理由です。政治の原点は弱者国民（住民）にあり、住民の皆さんにこの意見書の身を説明し5人の方に陳情事項を話し、うち1人は介護をされている方です。社会保障推進協議会の意見書には全員が賛成されました。一部採択には反対と言われました。よって、民意を反映したいので、この一部採択には反対の討論とします。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情を、委員長の報告のとおりとすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数。

したがって陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情は、一部採択を不採択とすることに決定しました。

ここで、一部採択は修正案とみなされるため、原案について討論を行います。

これから原案について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情は、採択することに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。渡邊議員。

〔議席番号5番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。私はこの陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情に反対の討論を行います。総務産業常任委員会でも反対討論したんですけども、今日はこの本会議でありますので、改めて反対討論させていただきます。

現在のこの時期に役場庁内といえ、政党機関紙、それも赤旗を名指しで自粛を求める陳情を

出してくるという、それも非常に広範囲で全国的に取り組まれているようであり看過できません。

それは赤旗について言えば、100年からの歴史があるんです。その中で思い当たることがあります。1922年から発行し、反戦平和と国民主権を掲げ続けてきました。当時、発刊の自粛、停止と弾圧が繰り返し行われ、戦争に突き進んだのであります。

それでは現在どうでしょうか。今、国は5年間で43兆円、過去最大1.6倍もの防衛予算と言いながら、基地の地下化や戦闘継続能力を強化し、敵基地攻撃能力を装備しようとしています。まさに「新しい戦前」だと言われる所以はここにあると思います。

こうしたときに、日頃情報を調査し、政党の機関紙の自粛を求める陳情を組織している県民の会は非常に危険だと思います。よって、この陳情に反対であります。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。中井議員。

〔議席番号2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。委員会でも反対の討論を行いました。改めて正式に表明したいと思います。

飯綱町庁舎管理規則第6条第2項第1号で、物品の販売勧誘等は禁止されております。ですから、特に陳情を受け付けなくても、政党紙とかそういうものを庁舎内で時間内に行うことはできないということになっていますので、特に必要ないと思います。

○議長（青山弘） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を採択することに賛成の方は

起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数。

したがって、陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

---

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、議案第80号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 80 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 81 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 81 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 82 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 82 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 83 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 83 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 2 時 10 分とします。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 1 0 分

---

#### ◎議案第 101 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8、議案第 101 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 101 号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第 101 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。（最終日追加）議案等という文書の 111 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、議案第 101 号から議案第 103 号までいずれも人事院勧告に基づく給与法の改正が国会で可決され、先月 24 日に公布されましたので、これに準じた関係条例の改正でございます。

議案第 101 号は、議会の議員にかかわるもので、改正内容は、期末手当の支給月数を 0.1 月分引き上げ、年間 3.3 月分を 3.4 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.1 月分引き上げるものでございます。

この改正は公布の日から施行し、期末手当の基準日であります本年 12 月 1 日から適用いたします。また、令和 6 年度以降については、今回の引き上げ分を 6 月期、12 月期で平準化し、それぞれ 1.7 月分とするもので、この改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 102 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 102 号 飯飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 102 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 102 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 111 ページをご覧ください。

議案第 102 号につきましても、人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた関係条例の改正で、常勤の特別職にかかわるものでございます。改正内容につきましては、議員の条例改正とまったく同様の内容でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 103 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 103 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 103 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 103 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。提案説明書 111 ページから 112 ページをご覧ください。

議案第 103 号につきましても、人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた、関係条例の改正

でございます。

主な改正内容は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、①として行政職、医療職の全給料表について、月例給の改定を行うもので、行政職については、初任給を始め若年層に重点を置いた給料月額の上昇で、平均改定率は 1.1%の上昇になります。医療職については、行政職との均衡を基本に改定するものでございます。この規定は公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用となります。②としてボーナスの改定を行うもので、再任用以外の職員は、期末手当、勤勉手当の月数をそれぞれ 0.05 月分引き上げ、年間 4.4 月分を 4.5 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.1 月分引き上げるもの。再任用職員は、期末手当、勤勉手当の月数をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、年間 2.3 月分を 2.35 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.05 月分引き上げるものでございます。

この改正は公布の日から施行し、期末手当、勤勉手当の基準日であります、本年 12 月 1 日から適用いたします。また、令和 6 年度以降については、今回の引き上げ分を 6 月期、12 月期で平準化し、再任用以外の職員は期末手当が 1.225 月、勤勉手当が 1.025 月、再任用職員は期末手当が 0.6875 月、勤勉手当が 0.4875 月とするもので、この改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、①として特定任期付職員の給料表の改定を行うもので、平均改定率は 1.1%の上昇になります。この規定は公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用となります。②として特定任期付職員の期末手当の支給月数を 0.1 月分引き上げ、年間 3.3 月分を 3.4 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.1 月分引き上げるものでございます。この改正は公布の日から施行し、期末手当の基準日であります、本年 12 月 1 日から適用となります。また、令和 6 年度以降については、今回の引き上げ分を 6 月期、12 月期で平準化し、それぞれ 1.70 月分とするもので、この改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、この特定任期付職員につきましては、現在 1 名もいない状況です。

フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正については、附則の改正でござ

います。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 103 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 104 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 11、議案第 104 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 104 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 104 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 29 ページから、新旧対照表は通し番号 107 ページから、議案の提案説明書は通し番号 113 ページ中段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 113 ページ中段をご覧ください。

改正の理由は、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国民健康保険制度においても、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の免除規定が創設されたことに伴い、関係法令を整備するものであります。

主な改正内容は、産前産後期間（出産予定月の前月、多胎妊娠の場合は 3 月前から出産予定月の翌々月までの期間）に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額（低所得による軽減を受けている場合はその軽減後の額について算定した額）の減額及び、産前産後期間の国保税の減額に係る届出について、法規定の新設に併せて町国保税条例に追加し、一部改正するものであります。

施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日であります。

以上、提案理由の説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 104 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 105 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 12、議案第 105 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 105 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 105 号 令和 5 年度飯綱町 一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。議案の提案説明書 113 ページをご覧ください。

補正予算（第 7 号）につきましては、歳入・歳出それぞれ 1 億 5,203 万 7 千円を増額し、補正後の予算額を歳入・歳出それぞれ 95 億 7,021 万円とするものでございます。また、事業費の変更に伴い、一般公共事業債の限度額を 380 万円増額し 1,230 万円とする補正をしております。

はじめに、歳出の主な内容を申し上げます。提案説明書 114 ページをご覧ください。

まず、各款の人件費の補正につきましては、議案第 101 号から第 103 号に関する給与等の補正となります。人件費の増額分は 394 万 6 千円となります。

2 款 総務費では、減債基金積立金で 1,995 万 2 千円を増額しています。この積立金につきましては、令和 6 年度及び 7 年度の臨時財政対策債償還金に充当するため、普通交付税の臨時

財政対策債償還基金費として追加配分されたものです。

3 款 民生費では、地域福祉推進事業補助金で 196 万 9 千円を増額しています。これは社会福祉施設等のエネルギー価格の高騰分に対し支援するもので、町社協などの 9 つの民間福祉施設、医療施設を想定しています。全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当します。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で補助金 6,510 万円等を増額しています。これは、低所得世帯に対し 1 世帯当たり 7 万円を給付するものです。930 世帯を想定し、全額重点支援交付金を充当します。

提案説明書 115 ページをご覧ください。4 款 衛生費では、病院施設補助金で 1,600 万円を増額しています。飯綱病院のエネルギー高騰分に対し支援するもので、全額重点支援交付金を充当します。

6 款 農林水産業費では、農業振興負担金補助金で財源補正をしています。これは、初日に提案した 6 号補正の主食用米支援事業補助金について、事業費の財源に重点支援交付金 1,358 万 2 千円を充当するものです。県営事業費負担金で 480 万円を増額しています。県営農村地域防災減災事業の日影用水土留工を前倒しで実施するため、事業費増により負担金が増となるものです。一般公共事業債で 380 万円を充当しています。

10 款 教育費では、学校給食費で財源補正をしています。これは、保護者が支払う 1 月から 3 月までの給食費を半額にすることにより増加する町費負担分、及び既存予算での給食材料費高騰支援の町費負担分に対し、重点支援交付金 698 万 4 千円を充当するものです。

12 款 公債費では、償還額確定に伴い元金及び利子で 15 万 6 千円増額しています。

14 款 予備費で 3,858 万 4 千円を増額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。提案説明書 113 ページをご覧ください。

11 款 地方交付税では、普通地方交付税で 4,892 万 8 千円を増額しています。これは本年度の普通交付税が再算定されたもので、内訳は、地方公務員の給与改定に必要となる経費などの臨時経済対策費として 2,683 万円、先ほど説明した減債基金の積立となる臨時財政対策債償還基金費として 1,995 万 2 千円、当初算定における調整額の復活として 214 万 6 千円となっております。

ります。ちなみに、再算定後の令和5年度の普通交付税決定額は、35億6,456万1千円になります。

提案説明書114ページをご覧ください。15款 国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億468万6千円を増額しています。

21款 諸収入では、保護者の1月から3月までの給食費を2分の1にするため、給食費実費償還金を439万円減額しています。

22款 町債では、県営農村災害対策整備事業一般公共事業債で380万円を増額しています。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 106 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 13、議案第 106 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 106 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 106 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 55 ページから、議案の提案説明書は通し番号 115 ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 115 ページ下段から 116 ページ上段をご覧ください。

今回の補正は、産前産後保険税免除に伴う国保税制改正対応による補正となります。令和 5 年度補正前の予算額 13 億 6,056 万円に歳入歳出それぞれ 47 万 9 千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を 13 億 6,103 万 9 千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、事務費繰入金として国保税制改正システム改修費で 46 万円、産前産後保険税繰入金として保険税免除分で 1 万 9 千円、合計 47 万 9 千円を増額補正するものであります。歳出では、総務費の賦課徴収費として電算委託料で 46 万円、諸支出金の償還金として令和 4 年度保険給付費等交付金の普通交付金が確定したことに伴い、県への返還金で 896 万 9 千円を、それぞれ増額補正するものであります。予備費では 895 万円を減額、財源調整し、合計は歳入と同じく、47 万 9 千円を増額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 107 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 14、議案第 107 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 107 号）

○病院事務長（相澤浩幸） それでは、議案第 107 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。議案の提案説明書通し番号 116 ページをご覧ください。

今回の補正予算（第 2 号）は、一般会計からの繰入金に伴う収益的収入および支出の補正を

行うものでございます。

補正の概要でございますが、収益的収入および支出の既定の予算額の総額に、収入・支出それぞれ1,600万円を増額し、補正後の予算額を24億3,062万2千円とするものでございます。

主な補正の内容は、収益的収入では医療収益の入院収益を減額の2億5,000万円とし、他会計負担金を増額の2億5,000万円とします。これは一般会計補正予算（第3号）（第5号）でございます。同じく他会計負担金を1,600万円増額、ただいま一般会計補正予算（第7号）でございましたとおり、燃料高騰に伴います一般会計からの繰入金でございます。よって、他会計負担金は2億6,600万円の増額となります。収益的支出では、医療費の光熱水費を1,600万円の増額とさせていただくものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 15、発議第 8 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 4 番、瀧野良枝議員。

〔4 番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第 8 号）

○4 番（瀧野良枝） 議席番号 4 番、瀧野良枝です。

発議第 8 号、令和 5 年 12 月 14 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 樋口功、石川信雄、原田幸長。

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書。

介護保険制度は施行 23 年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、利用料 2 割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引上げについて検討し、2023 年末までに結論を出すとしています。利用者と事業者の双方に新たな負担となるものであり、不安と懸念の声が広がっています。

また、介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からは新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険制度の抜本改善、介護

従事者の処遇改善と増員を図ることが必要です。憲法第 25 条に基づいた「介護の社会化」の実現にむけて、以下について求めます。

記。

社会保障費を増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 14 日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。瀧野良枝議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔議席番号 13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。今提案された意見書案は委員会で一部採択とされたものに対するものであって、私が求めた全部採択、原案に対する採択とは程遠いものであると思われますので可決することに反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（青山弘） 起立少数。

したがって、発議第8号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案は、否決されました。

暫時休憩に入ります。再開は午後3時5分からとします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時 5分

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を再開します。

先ほど、伊藤まゆみ議員ほか1名から、発議第9号 「健康保険証」の存続を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後3時10分からとします。

休憩 午後3時 6分

再開 午後3時10分

---

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第9号 「健康保険証」の存続を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第9号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第9号、令和5年12月14日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄。

「健康保険証」の存続を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「健康保険証」の存続を求める意見書。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

長野県保険医協会が実施したアンケート調査（回答数121件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関106件のうち、71件（67%）が何らかのトラブルを経験しています。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが2件ありました。誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、重大な医療事故につながりかねません。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。また、保険資格が確認出来ず、窓口で10割負担となったケースが6件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。

さらに寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者や心身に障がいを持つ方々は十分に対応が出来ずに必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れもあり、国民の生命に関わる深刻な事態にも発展しかねません。誰もが安心して医療が受けられる「国民皆保険」の土台を揺るがす重大な問題です。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、デジタル大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 9 号 「健康保険証」の存続を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

引続き、ただいま、伊藤まゆみ議員ほか 3 名から、発議第 10 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第 2 とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 10 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後 3 時 20 分からとします。

休憩 午後 3 時 1 6 分

再開 午後 3 時 2 0 分

---

#### ◎発議第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を再開します。

追加日程第 2、発議第 10 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 10 号）

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第 10 号、令和 5 年 12 月 14 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一、目須田修、渡邊千賀雄。

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり

会議規則第 14 条の規定により提出します。

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書。

介護保険制度は施行 23 年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、利用料 2 割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引上げについて検討し、2023 年末までに結論を出すとしています。利用者と事業者の双方に新たな負担となるものであり、不安と懸念の声が広がっています。

また、介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善と増員を図ることが必要です。憲法第 25 条に基づいた「介護の社会化」の実現にむけて、以下について求めます。

記。

1 社会保障費を増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

2 利用料 2 割負担の対象者の拡大、保険料引上げなど、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと。

3 介護報酬を引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。

4 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで引き上げること。介護従事者を増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 14 日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 10 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案は、  
原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（青山弘） 日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（青山弘） 日程第 17、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 5 年 12 月飯綱町議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

11 月 29 日に開会いたしました今議会におきまして、ご提案申し上げました総ての議案につき、原案通りのご決定を賜りまして厚く御礼申し上げます。

物価高騰対策として、低所得世帯を対象と致しました7万円の給付や農家支援の一環としての、りんごや米に対する補助など、早急に事務を進め、出来るだけ早期な支給を目指していきたいと考えております。

さて今年も、あと2週間程を残すのみとなりました。例年この時期になりますと、飯綱町の3大ニュースは何ですか、という問い合わせがございます。今年の我が町の3大ニュースは、甲信越で住み続けたい町で2位にランク、ふるさと応援寄付金が10億円を突破、DX（デジタルトランスフォーメーション）事業が大きく進展の三つと致しました。ソフト事業の時代を迎えていると実感しております。

暦の上では一年の終わりを迎えておりますが、行政年度は来年の3月が年度末であります。令和5年度事業を計画通り、しっかり進めていくことが大切であると考えております。

結びに、議員各位を始めとして、ご参会の皆様におかれましては、ご健康にご留意頂き清々しい、希望に満ちた新年をお迎え頂きますよご祈念申し上げまして閉会のごあいさつと致します。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和5年12月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時30分

## 予算決算常任委員会審査報告書

令和5年12月14日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

予算決算常任委員会委員長 石川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第79号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

#### ○議案第79号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）

質疑①：教育費の備品購入費1,200万円について、詳細は。

回答①：本補正はスクールバスの関係である。小学生の通学バスは、統合前の牟礼東小学校と三水第一小学校で行っていたものは継続し、牟礼西小学校区と三水第二小学校区から通う児童は新たにスクールバスによる登校を開始し、現在に至っている。しかし、遠方から通う児童については、近年の猛暑による登下校時の熱中症の心配、秋口の日没時間の早まりによる交通事故、また防犯上の危険性などから、スクールバスの通学エリアの拡大を現在、計画している。変更点については、牟礼小学校では、現在、平出・番匠・福井団地地区の低学年の児童が通年、高学年の児童が11月から3月のみバス通学となっているが、この高学年の通学バスを通年とする。また、三水小学校では、現在バス通学となっている児童の学校からの最短の地区、直線距離で概ね2キロに合わせてエリアの拡大を計画している。これにより、牟礼小学校は長電バスへの委託で対応できるが、三水小学校は現在、町で運行しているスクールバス2台では不足するため、新たに14人乗り程度の小型のバスを2台購入することとした。なお、この時期に補正予算を計上した理由は、車両の納入には概ね半年ほど必要とのことであり、来年の夏までには開始したいからである。

質疑②：猛暑や日暮れの時間の関係については、以前からである。当初予算に計上すべきだと考えるが如何か。

回答②：日暮れ等の関係については以前からであり、PTA等からの要望があった。しかし、教育委員会では、体力面のことを考慮し、できる限り変更はしない方針できた。ただ、猛暑、特に今年の夏のような状況で通学している児童の様子を見るとぐったりしている。また、

今年夏、ニュースで全国的に報道された、部活帰りの中学生が亡くなるといった事案も受け、年度の途中ではあるが最終的な決断をしたという状況。

質疑③：質問に対する答弁が不足しているが。

回答③：補正予算ではなく当初予算に計上すべきだという指摘について、教育委員会では通学の安全については常に注意を払っている。小学校の統合の際、原則として旧牟礼西小学校区と旧三水第二小学校区の児童に対して、環境変化などの不利益に対する激変緩和策を講じた。しかし、この夏の猛暑の中、旧牟礼東小学校区や旧三水第一小学校区から通っている児童の中にも4km近い道のりを徒歩で通学している児童もいるため、健康上の問題が危惧されていた。当初は、来年度当初予算での計上を検討していたが、対応の遅れとならないよう、前倒しして今回の補正予算に計上した。

質疑④：農林水産業費の果樹振興事業費と農業振興負担金補助金について、今年の気象条件で農家が痛手を被り減収だということを耳にする。今回の補正の大きな事業だと感じるため、詳細な説明を。

回答④：果樹振興事業費について、果樹ということでリンゴに対する支援である。霜被害と干ばつ等の影響によりリンゴの品質が低下したため、例年より特リンゴの比率が非常に高くなっている。特リンゴをできるだけ高く販売できるようにという対策の中で、予算の概ね9割は、ふるさと納税等を使った特別商品を作っている。これはフルーツセンターでの選果機に係る経費に関係するものであり、この経費を町の予算で負担することにより、生産者の手数料がマイナスになるように補うものである。また、ふるさと納税を利用することにより、特リンゴの精算額を上げることを目指した補正予算である。農業振興負担金補助金については、米に対する支援である。今年の干ばつ、高温障害等による影響があったため、玄米60キロ当たり1,000円を補填するものである。昨年度の数量を目安に補正予算額を算出した。

質疑⑤：リンゴについてはふるさと納税に関連させた支援ということだが、米についての支援の仕方についてはどのような方法を考えているか。

回答⑤：米の支援については、令和3年度にも同様な事業を行っており、同じ方法で行う。基本的には農産物の検査、及び出荷販売を行った米に対して補助をする。農協経由、個人販売とも補助申請をしてもらう。

質疑⑥：果樹振興事業費と農業振興負担金補助金として支援するのはリンゴと米だけか。直売所での販売を含めて、野菜の生産者からも生産量が減ったという話を聞いた。今後、直売所の経営への悪影響も危惧されるが、どのように考えているか。

回答⑥：もも、なし及び野菜等を除外しているということではなく、今回は大変な被害が発生していると判断したリンゴと米を対象とした。野菜が全滅になるような被害が出た場合については、対応していくつもりである。なお、リンゴも米も直売所に出荷したものは対象外である。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## 総務産業常任委員会審査報告書

令和5年12月14日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中島 和子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件名	審査の結果
議案第77号	飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第78号	飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決
陳情第8号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第77号 飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

質疑：特定個人情報の「特定」とはどういう意味か。

回答：マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」という。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

#### ○議案第78号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：現状、牟礼地区の浄水場系と三水地区の浄水場系の配水管は繋がっていない。繋がってれば一本化ということもあると思うが、そうでなければ一本化ではなく旧牟礼と旧三水で分けておいた方が分かりやすいのではないか。

回答①：令和5年2月9日付けで大門川水利組合と、旧牟礼村の水源を飯綱町の水源とする内容の契約を結んだ。配水管の接続については、接続場所を検討し、実施するという考えで

進めている。

質疑②：接続の目標は何年度か。

回答②：統合認可を受けるために策定した15年間の基本計画では年度を示していないが、将来接続すると記載している。

質疑③：基本計画では接続年度を明記していないということだが、今、条例改正をしなければならない理由は。

回答③：認可申請には多額の費用が必要なため、三水地区の浄水場を三水浄水場系から新土橋水源の日向浄水場系に変えるための認可申請に併せて条例改正することが効率的であると考えたため。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## ○陳情第8号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

説明者：政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める長野県民の会

代表 黒田 氏

衣川 氏

質疑①：庁舎内で勧誘している政党は、何政党あるか把握しているか。

回答①：2政党ぐらい。目立つ機関紙は、赤旗と聖教新聞である。

質疑②：政治活動、結社、思想、良心、信教の自由は憲法で保障されているが、認識しているか。

回答②：している。

質疑③：長野県民の会は何名いるのか。

回答③：約80人。

質疑④：飯綱町は何名か。普段の活動は。

回答④：10人弱。名前のおり、このことを中心に情報を集めながら活動している。

質疑⑤：他議会への対応はしているか。

回答⑤：今回は県内4か所に陳情を出していて飯綱町が最初になる。全国で採択された議会は28か所。職員がより良い環境の中で、パワハラを感じないで仕事をして欲しいと考えて活動している。

質疑⑥：政治活動も機関紙活動も全く自由だと思うが。

回答⑥：一般的には問題ないが、庁舎内は中立的立場なのでよくないと考える。

質疑⑦：「長野県民の会」では職員に対するハラスメントと言っているが、政治活動の自由に対して自粛を求めることは「長野県民の会」からの政治活動や報道の自由に対してのハラスメントになるのではないか。

回答⑦：そんなことは考えていない。庁舎内で職員が中立的立場で仕事ができる環境を望んでいる。

意 見：説明者は、「勤務中の勧誘は職員が迷惑している。庁舎内は中立の立場なので規制すべき

だ」とはっきり言った方が良い。

質疑⑧：4議会に陳情を提出したそうだが、飯綱町を選考した理由は何か。

飯綱町でそういう行為があったと受け取られるが。

回答⑧：他議会は都合により締切に間に合わなかった。陳情を出せたのが飯綱町議会だった。

質疑⑨：それだけの理由か。他市町村から誤解を招くのではないか。4か所に入ったことに違和感がある。もっと広範囲に提出した方が良いのでは。庁舎内でこのような行為、ハラスメントなどは断じてよくないが、職員から機関紙を勧誘される逆の場合もあるため、全部を禁止することはどうか。規則を守った勧誘ならどうか。

回答⑨：職員がパワハラと感じないよう、人間関係で仕方なくではなく、仕事ははかどるような形になると良いと思う。これはひとつの提案である。

質疑⑩：特定商品取引法がある。消費者が保護されている法律を職員は心得ているはずだが、そういう行為が行われていると理解すればいいのか。

回答⑩：いろいろな仕事をする中で、人間関係を壊したくないと考える人もいて相談することも出来ない。

質疑⑪：パワハラ・セクハラは受ける人により違うと言われるが、上に立つ人は何も言えなくなる。社会的常識に照らして、すぐにパワハラ・セクハラとは言わないが。

回答⑪：よく知っている関係であればそうはならない。アンケート調査から抑圧的な感情があったという結果が出てきた。

質疑⑫：役場にアンケートを取れということか。

回答⑫：あくまでも提案。アンケートを取って出てきた結果である。職員に通達を出すかは役場の判断。

質疑⑬：飯綱町庁舎管理規則がある。違反している職員がいるか確かめろということか。

回答⑬：他市町村でも規則はある。その上でアンケートを取って出てきた結果である。

質疑⑭：職員へのパワハラ・セクハラは微妙であり、議員は仕事が出来なくなる。

飯綱町と書かれているが調査はしたのか。

回答⑭：していない。

質疑⑮：陳情項目②にある「政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、」の“が”は否定であり使えないのではないか。

回答⑮：“が”の後の部分が趣旨である。

反対討論：飯綱町とあるが、実態を把握されているとは思えない。

反対討論：飯綱町庁舎管理規則、第6条第2項第1号で物品の販売、宣伝勧誘等は禁止されているので、特に陳情を受ける必要はない。

反対討論：議員の政治活動は議会基本条例に基づき活動していて、政党の機関紙の発行も議員活動の一環のため全く自由であり制限されるものではない。常識で対応するのが当然であり、特定の政党機関紙は自粛することはない。「長野県民の会」からのハラスメントだと感じる。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年10月25日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
陳情第6号 (継続審査)	「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ○陳情第6号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

#### 【9月定例会審査報告】

説明者：長野県保険医協会 事務局 田村氏

質疑①：県内のトラブルを把握しているか。

回答①：紐づけトラブルは県内で4自治体。近隣では中野市で、障がい者手帳の内容であった。

意 見：現状のトラブルは、マイナンバーカードとは関係ない。点検作業が11月中に終了し、何かあれば12月以降に手立てをとるとされている。将来的にずっと二通りではおかしい。

質疑②：マイナンバーカード自体を否定するものではないとの説明であったが、トラブルが解消されるまでは健康保険証を廃止すべきでないとの意見書の内容を変えても良いのか。

回答②：戻って確認する。

継続審査採決：継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員賛成で継続審査とした。

#### 【閉会中審査報告】

日 時：令和5年10月25日（水）午前9時

場 所：議員控室

9月定例会審査時の質疑②について、委員長が確認を行った結果、「様々なトラブルが解消されたとしても、健康保険証は存続すべきである」との説明を受け、委員会で審査した。

反対討論：国で進めている施策であり、健康保険証を残すと事務的に混乱するであろうことから反対する。

賛成討論：実際に使うにあたりマイナンバーカードを持ち歩くことは考えられない。実用上は、健康保険証を併用しているため賛成する。

反対討論：マイナンバーカードを持たない人には、確認証を出すことが決まっている。カードの総点検が11月末までに行われる。結果が出るまでは廃止・延期を考えるべきではない。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年12月14日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
陳情第7号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情	一部採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ○陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情

説明者：なし

意見①：前年議会で提出されていた二つの陳情が、今回は一つとなって提出されたものである。

医療・介護の人員増と処遇改善を求めるものは、委員会では一部採択で議決。介護保険制度の改善を求めるものは、委員会では不採択。本会議では、どちらも採択になっていたものである。

意見②：前回は医療の部分が入っていたが、今回は介護に特化しているものである。介護保険は第9期に向けて、国の法制度が確定しない状況であり、町も事業者も大変苦慮しながら来年度予算や事業見込みを立てている。社協でも人員確保が難しい状況。社会的入院で介護利用者が減り、大変厳しい状況もある。退院して家庭に戻る時の連携がとれていない場合もあり、皆さんが苦勞されている。家族介護で心を壊される家族も増えていると聞く。そういう面で、ただ制度そのものをうまくやればよいという問題ではなくなっている。町の状況を見ながら考えなければならない。

意見③：陳情内容が4点あるが、中身の審議をした場合、項目毎に採択・不採択という点もあり、一部採択の可能性も視野に入れたい。

意見④：説明員がないが、陳情趣旨の2023年末までに結論を出すという点は、どうなっているのか。

意見⑤：まだ結論は聞こえてきていない。

意見⑥：陳情項目の4項目のうち、2の「見直しを実施しないこと」という点はどうなのか。介護保険も制度設計の見直しをしないと持続可能性がないので、政府も四苦八苦している状況。この様な陳情事項が入っていることが良いのかどうか。自分も一部採択という考

えである。

- 意見⑦：利用料の2割負担は、もう導入されている。現役並みが3割、そこを広げていくという考えがある。国の社会保障費が莫大になることを抑えると考えるか、町民の暮らしを守る立場で考えるかで大きく変わってくる。保険料を払っても利用しないままで亡くなる方も大勢いる。介護保険は高齢化率が4割という中での保険料である。町民と話をする、介護保険については、使う、使わないに関わらず、保険料が高いという声が出てくる。介護給付費をどう減らすかが国の大きな課題である。
- 意見⑧：公助・共助・自助のバランスをどう取るのか。自分のことは自分でやるのが原則。出来ないから共助があり、公助がある。はじめから公助があるわけではない。自分で努力することが必要。ただし、負担できる人と出来ない人のバランスは見るべき。何でも払いきれないからということではなく、払う努力もしてもらわなければならない。その点が陳情の中では全額公費となっているので、1から4までの項目は一緒にしてよいのか。一部採択があり得ると考えている。
- 意見⑨：飯綱町の場合、介護予防にも努力をしている。住民の皆さんも、よく理解し、実行されている。国は在宅介護で家庭が壊れていくという状況の中で、介護の社会化を打ち出して、介護保険が作られたという経緯を見ても、国として行うべき責任はあると認めている。介護保険は、期を重ねる毎に使いつらい状況、使える人の幅が狭まっている。
- 意見⑩：陳情事項1の、介護保険制度の抜本的な見直しは訴えていく必要があると思う。2は、まだ決定していないとは言え、政府の方針を言っている。財源的な問題から利用料2割負担の対象者の拡充を目指していると考え。3の介護報酬の引き上げは、利用者負担も上げざるを得ないという理由になるので、サービスの利用に支障が無いように利用料負担の軽減の対策を講じるというのは表裏の関係。4の全額公費負担は、ありえるのか。社協は町から補助があり、それに該当すると思うが、介護従事者に給料を支払っている会社への全額公費は納得がいかない。
- 意見⑪：4は、今までもヘルパー、介護福祉士等の直接の介護従事者に対しては、国も補正予算を組みながら一人2000円を出してきている。そこに付随するケアマネージャー等、事務をつかさどる人には出てこない。企業はその部分を負担しながら、従業員全員の給料が上がるように手立をしているのが現状。ケアマネージャーがいなければ介護保険自体が回らないことを考えると、当然、事務職にも公費により給料を上乗せすることは重要。3については、1の抜本的な見直しの中の具体的に重要な項目として考えていると思う。
- 意見⑫：介護の現場の人が大変であるのは当然のことである。どの業種でも人材不足で簡単には増えない。処遇改善をして、少しでも介護の方に振り向いてもらう状況を作るべきだと思う。だからと言って全額、国がある法人に補助をするのはどうか。確かに飯綱町社協は大変な立場で仕事をしていただいているが、組織としては業務委託契約を結んでいるので、その中でどう負担をしていくか。町は社協と話し合っ、少しでもそのお金が介護職員等の処遇改善に繋がっていくことが必要。解決はそういった方法でやっていくほかないのではないかと。利用料の2割負担の対象者の拡大も、全員が2割負担するのではなく、払える人が払うということ。場合によっては3割払っている人もいる。払える範

困で払っていただき、介護保険の利用を皆が出来るようにしていこうということ。3のサービスに支障が生じないようにというのは、当たり前の話である。

意見⑬：介護保険導入前は、「措置」で国等で全て費用負担をしていた。それではやっていけないので、皆でお金を出し合って、社会として多くの人達が助け合いましょうというのが制度の始まりである。住民の皆さんも自分の出来る負担はきちんと補っていこうとしているが、これ以上は厳しいという声があるのも事実である。

意見⑭：陳情趣旨は理解できる。陳情事項については、介護報酬の引き上げは賛成。そのためにどうしたら良いかと言うと、今の保険収入では賄えない。保険料の見直しは容認できる。陳情事項の中で、願意に整合性が取れない部分があるので一部採択で審議していただきたい。具体的には2・3の表現を適切にして欲しい。4は全額公費の文言を削除して欲しい。

意見⑮：原案通り判断しなければならない。これを変更すると趣旨を変えてしまうことになる。どの部分が強調されているのかを考えなければならない。文章を直すよりも、採択か不採択かで考えた方が良いのではないか。

意見⑯：2・3・4を削除して一部採択にしたい。介護従事者の給与を全産業平均まで引き上げることにについては、国も実績として、これまで7万5000円程の改善を行ってきている。まだ全産業に比べると平均賃金は低いが、少しずつ改善されてきている。それも合わせながら持続可能性を高めているということが大事だと考える。

意見⑰：意見書案の前文の内容は良い。抜本的な制度の改善はしなければいけないと皆が思っているが、なかなか進まない。上の文章からすると、2・3・4はどうか。1のみで良いと思う。

意見⑱：3について、介護報酬が増えないと事業者は厳しいという現実をきちんと見なければならぬ。ただ付随して利用者負担が増える。3を削除すると、介護事業者自らが雇用をしている人たちの給与を上げることは当然厳しい状況にあることを解決できないことに繋がる。矛盾しているようで、介護保険制度自体が矛盾の中で動いている姿を現している。そこを是正するために出された陳情内容であると思う。

反対討論：なし

賛成討論：介護保険制度は、期を重ねるごとに利用しづらく、負担が増え、事業所、介護従事者にとって、大変厳しい現状に繋がってきている。介護従事者の人材不足も大きな社会問題である。これを改善するには小手先では無理である。2025年問題等、国がきちんと分析をし、何をすべきか、財政問題よりも、国民の生活をどう守って、見直すのかの観点が不可欠である。特に3については、介護報酬を引き上げないで、介護事業所をどう維持していくのか。これ以上、事業所が減らないようにしないと大変厳しいと思う。利用者負担も出てくる。これ以上、負担を増やさないことも、住民の生活実態を見た中での判断が重要である。今回の陳情は、原文のまま意見書として提出すべきと考える。

一部採択採決の結果：陳情項目2・3・4を削除する一部採択とすべきとの意見が出され、採決の結果、賛否同数。委員長裁決で一部採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

13 番

14 番

1 番